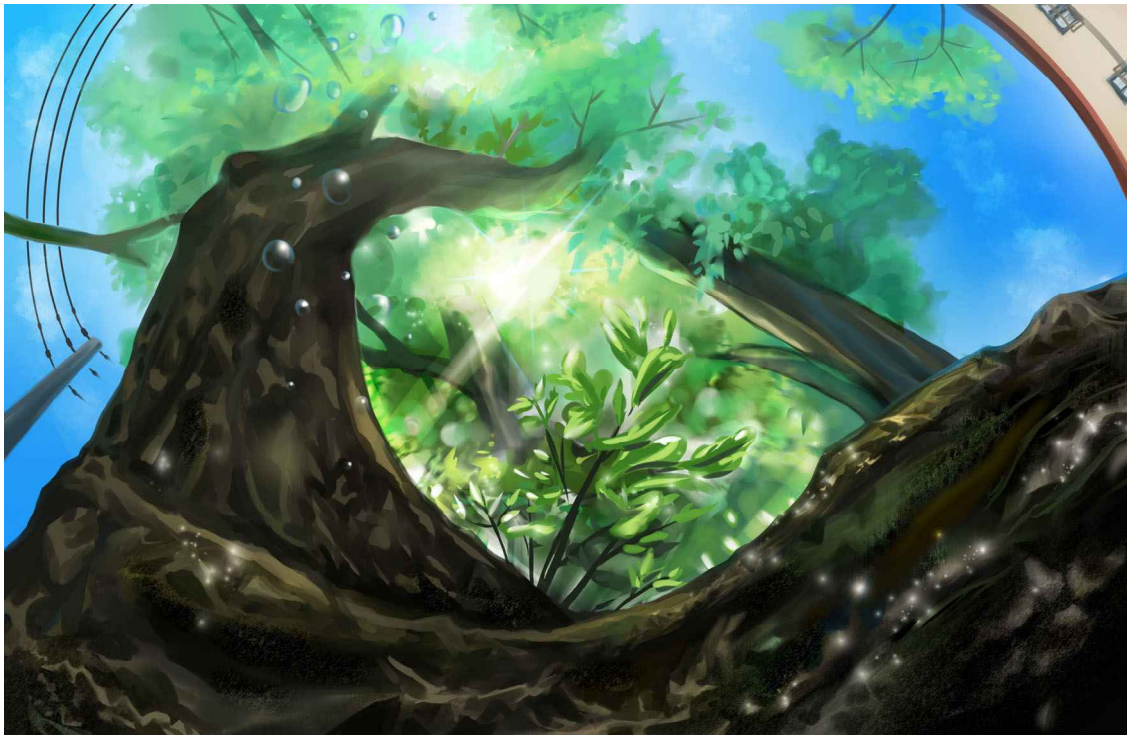


第 3 次 和光市環境基本計画



2021(令和 3)年 3 月
和光市

あ い さ つ

市長あいさつ

令和8年4月

和光市長 柴崎 光子

目次

第 1 章 和光市環境基本計画の概要.....	1
1-1. 計画の目的.....	1
1-2. 本計画の策定の背景.....	1
1-3. 計画の基本理念と市・市民・事業者の責務.....	3
1-4. 計画を進めるために.....	4
1-5. 計画の期間.....	4
1-6. 計画の対象地域.....	4
1-7. 計画の位置付け.....	5
1-8. 計画の対象とする範囲.....	5
1-9. 環境基本計画の取組と課題.....	6
1-9-1. 環境基本計画の取組.....	6
1-9-2. 和光市が取り組むべき課題.....	8
第 2 章 和光市の現状と課題.....	10
2-1. 和光市の概要.....	10
2-2. 環境の現状.....	15
2-3. 環境に対する市民の意識.....	42
2-3-1. アンケート調査実施概要.....	42
2-3-2. アンケート調査結果.....	43
2-4. 環境の現状をふまえた課題.....	46
第 3 章 計画の目標.....	47
3-1. 望ましい環境像.....	47
3-2. 望ましい姿の将来イメージ.....	47
3-3. 施策体系と重点方針.....	48
第 4 章 望ましい姿 1 の実現に向けた方針と環境施策	
—地球温暖化対策実行計画（区域施策編）.....	52
4-1. 計画の基本的な事項.....	52
4-1-1. 計画策定の趣旨.....	52
4-1-2. 計画の位置づけ.....	53
4-1-3. 計画の期間と基準年度.....	54
4-1-4. 対象とする温室効果ガス.....	54
4-2. 温室効果ガス削減目標.....	58
4-3. 温室効果ガス排出抑制等に関する施策（緩和策）.....	59
4-3-1. 部門別の取組.....	59
4-3-2. その他の取組.....	60
4-3-3. 削減に向けた基本施策.....	61
4-4. 温暖化の影響に適切に対応する適応策の方向性.....	63

第5章 望ましい姿（2～4）の実現に向けた方針と環境施策.....	65
5-1. 望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち.....	65
5-2. 望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち.....	69
5-3. 望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち.....	72

第6章 計画の進行管理.....	75
6-1. 計画の進行管理.....	75
6-1-1. PDCA サイクル.....	75
6-2. 計画の推進体制.....	76
6-2-1. 和光市環境審議会.....	77
6-2-2. 和光市環境基本計画推進調整委員会.....	77
6-2-3. 和光市環境づくり市民会議.....	77
6-2-4. 和光市地球温暖化対策委員会.....	77

資料編

資料1 第3次和光市環境基本計画策定の経過.....	78
資料2 パブリックコメントによる意見と対応.....	81
資料3 条例等.....	82
資料4 和光市環境審議会委員等名簿.....	94
資料5 第3次環境基本計画数値目標の設定について.....	95
資料6 アンケート実施結果について.....	97
資料7 第3次和光市環境基本計画 SDGs ゴールと関連ターゲットの整理.....	105



第1章 和光市環境基本計画の概要

1-1. 計画の目的

「第3次和光市環境基本計画」(以下、「本計画」といいます。)は、市の環境をより良くしていくために、市、市民、事業者がともに取り組むべきことを示し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

本計画は、和光市の環境に関して将来のあるべき姿を実現するものです。したがって、現在に生きる市民はもとより、次世代を担う子どもたちが豊かな環境で暮らすことができるよう施策を推進します。

1-2. 本計画の策定の背景

(1) 国内外の動向

- ① 持続可能な開発目標 (SDGs) ^{エス・ディー・ジーズ} と「第五次和光市総合振興計画基本構想」

一人一人が周りの人や地域とつながり、魅力や賑わいのあふれる和光市を次世代につないでいきたいという思いは、SDGsの誰一人取り残さない、豊かで活力ある未来をつくるという考え方に重なり、SDGsの達成に向けた取組につながります。

和光市では、「第五次和光市総合振興計画基本構想(2021(令和3)~2030(令和12)年度)」において、市民と行政がともに考え、描いた「将来都市像」と「市民生活の目標像」を実現していくこと、また、市域にとどまらず、持続可能で活力ある日本の未来にも貢献できるように、施策の推進に当たりSDGsを意識し、全世界的な課題も含めた課題解決に取り組んでいくこととしています。

SDGs
(Sustainable Development Goals)
持続可能な開発目標とは

持続可能な社会の実現に向けた2030(令和12)年を期限とするグローバルな目標として2015(平成27)年9月国連サミットにおいて採択されました。

貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できることを目指した国際目標です。環境・社会・経済の分野に渡って、17の目標と169のターゲットで構成されています。地球上の誰一人として取り残さない社会の実現がうたわれています。

国・地方自治体、そして関わりある多くの主体が、SDGsの取組を進めています。

～将来都市像～
みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光
～第五次和光市総合振興計画基本構想における施策～
市民生活の目標像とSDGsの目標の関係



コラム：環境、経済、社会とSDGs

人間が持続可能な経済活動や社会活動を営む前提として、地球環境が健全である必要があります。人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻になってきており、我々の生命活動自体が危機に瀕していると言えます。

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成

左の図で、木の根に最も近い枝葉の層は環境であり、環境が全ての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していることを示しています。

また、木が健全に生育するためには、木の幹が枝葉をしっかり支えるとともに、水や養分を隅々まで行き渡らせる必要があります。

木の幹に例えられているガバナンス（統治）は、SDGsが目指す環境、経済、社会の三側面の統合的向上を達成する手段として不可欠なものです。

図の三層それぞれに、関連の深いSDGsの目標を当てはめてみると、目標が相互に関連していることがわかります。

出典：「平成29年版環境白書」（環境省）

https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/pdf/1_1.pdf を加工して作成

② 気候変動対策に関する国際的な動き（パリ協定）

1997(平成9)年に採択された「京都議定書」の後を継ぎ、途上国を含む全ての参加国に二酸化炭素排出削減の努力を求め、各国に自主的な取組を促すアプローチを取り入れた国際的な枠組みとして、2015(平成27)年にCOP21（第21回国連気候変動枠組条約締約国会議）で「パリ協定」が採択され、2016(平成28)年に発効しました。

2020(令和2)年以降の気候変動問題に関する温暖化対策の礎となるもので、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より十分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。

また、SDGsの目標13「気候変動に具体的な対策を」は、気候変動の緩和と適応のために行動することを求めています。

③ 国の環境基本計画

国においては、環境基本法第15条に基づき、「第五次環境基本計画（2018(平成30)年4月）」が定められました。我が国が抱える課題は相互に関連し複雑化していること、SDGsやパリ協定の採択などの国際的な潮流を受け、目指すべき持続可能な社会の姿を示すとともに、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）の設定とあらゆる関係者との連携・パートナーシップが推進されています。

そして、2020(令和2)年10月、我が国は2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す目標を掲げました。

注) 脱炭素社会

人間活動が発生源となる温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量との均衡を達成すること。



④ 埼玉県環境基本計画

埼玉県においては、埼玉県環境基本計画が2017(平成29)年3月に策定され、地域特性を生かした再生可能エネルギーなどの新たなエネルギー利用の促進、省エネルギー対策をはじめとする地球温暖化対策などを盛り込んだ長期的な目標の位置付けや「防災」の視点を盛り込み、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」「環境保全型社会」「協働社会」をつくる取組が進められています。

⑤ 和光市環境基本計画

和光市では、環境基本条例に基づき、「第1次和光市環境基本計画(2003(平成15)年5月)」「第2次和光市環境基本計画(2011(平成23)年3月)」を策定しました。計画期間の中間年に改定版を策定し、計画に基づき各環境施策を実施しています。

(2) 世界的な気候変動と自然災害

近年、地球の気候変動の影響と思われる風水害など、自然災害が頻繁に発生するほか、ヒートアイランド現象^{注)}が顕著になっています。生物多様性^{注)}が失われていくなど、地球のさまざまなバランスが崩れてきていることから、人が安全に活動できる境界を超えるレベルに達していると指摘されています。

2019(令和元)年10月に上陸した令和元年東日本台風においては、関東地方から東北地方まで記録的な大雨となり甚大な被害をもたらし、埼玉県内でも5か所の堤防が決壊しました。

注) ヒートアイランド現象

地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われている都市部において、水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部より気温が高くなる現象を言います。

注) 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

1-3. 計画の基本理念と市・市民・事業者の責務

持続可能な社会を形成するために、SDGsの考え方をもとに、市・市民・事業者が協働してそれぞれの役割を担いつつ、連携を強化し、和光市の環境を守り、育み、未来につなげていくことが求められています。

和光市環境基本条例における計画の基本理念と市・市民・事業者の責務を示します。和光市環境基本計画は、和光市環境基本条例に定められている基本理念にのっとり策定します。

なお、本計画策定にあたっては、パブリック・コメントや市民アンケート及び小学生アンケートを実施し、和光市環境づくり市民会議での議論をふまえた市民の意見を反映しています。

(基本理念)

第3条 環境の保全是、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。



- 2 環境の保全是、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての人々の取組によって適切に推進されなければならない。
- 3 環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての人々が地球環境の保全是自らの課題として認識し、すべての活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷を低減し、環境の保全に自ら取り組むよう努めるとともに、市の環境の保全に関する施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務などを利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力しなければならない。

1-4. 計画を進めるために

本計画は、市、市民（NPO や市民団体などを含む）、事業者の協働により推進します。

私たちは、日常生活や事業活動の中で常に環境との関わりを考え、理解しながら、本計画に沿って、行動の仕方やライフスタイルを環境に配慮したものに替え、行動していくことが重要です。

1-5. 計画の期間

本計画の期間は、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間とします。

ただし、必要が生じた場合及び5年を経過した時に中間見直しを行います。自然環境や地球環境の課題については、計画期間の10年にとどまらず、将来を見据えて取り組みます。

1-6. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、和光市全域です。

ただし、和光市での日常生活や事業活動は、近隣の市区町村はもちろん、日本全域や地球全体の環境とも関わりがあるので、市内だけにとどまらず、地域・地球規模で考え、取り組みます。

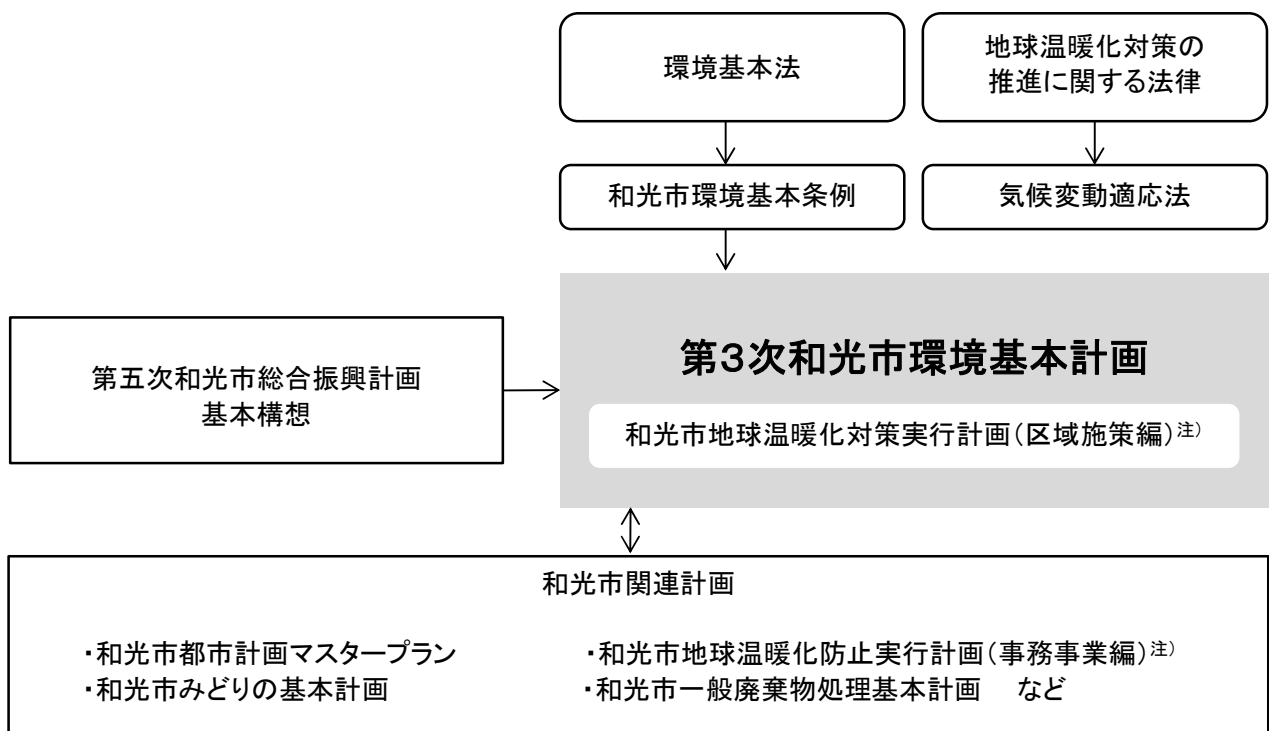


1-7. 計画の位置付け

本計画は、和光市環境基本条例第9条に基づき策定されるものであり、第五次和光市総合振興計画の下位計画として、環境面から同計画や関連する計画を補完する役割を担います。

第五次和光市総合振興計画基本構想において、環境分野は「目標像 1 良好な生活環境が得られる」と「目標像 12 シビックプライドを持っている」に含まれ、同計画に掲げる各個別施策の内容をより具現化していきます。地球温暖化施策についてはその重要性に鑑み、これまで個別計画として位置付けていた和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を環境基本計画に統合し、推進していきます。

本計画の推進にあたっては、和光市環境基本計画実行計画（以下「実行計画」という）を策定して具体化を図り、計画の進行管理を実施します。



注) 和光市域に関する地球温暖化対策の施策を示している計画です。

注) 和光市役所の事務事業に関する地球温暖化対策の取組を示している計画です。

図 1-7-1. 和光市環境基本計画の位置付け

1-8. 計画の対象とする範囲

「環境」という言葉は、自然環境だけでなく生活環境、地球環境などのようにさまざまな意味合いで使われます。

本計画を実効性あるものとするために、対象となる「環境施策の範囲」は、身近な日常生活から地球環境問題を含む環境保全活動まで幅広く捉え、大まかに以下のように区分します。



表 1-8-1. 計画の対象とする範囲

地球環境	地球温暖化、海洋環境（海洋プラスチックごみ） など
自然・景観	湧水、斜面林・屋敷林、河川・水辺、自然の生態系、農地、生物多様性、文化財（天然記念物、巨木、文化施設）、景観 など
生活環境	廃棄物・資源の再利用、食品ロス、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭 など
環境活動	市民・事業者の自主的な取組、環境教育、環境学習、環境保全活動 など

1-9. 環境基本計画の取組と課題

1-9-1. 環境基本計画の取組

「第1次環境基本計画（2003(平成15)～2010(平成22)年度）」そして「第2次環境基本計画2011(平成23)～2020(令和2)年度）」の計画推進に際しては、同実行計画を策定し、望ましい姿の実現に向けて、年度ごとにスケジュールを設定し実施してきました。

実行計画の内容については、和光市環境づくり市民会議及び和光市地球温暖化対策委員会において、市民とともに検討を進めてきました。

その他、第1次計画期間中には、環境基本計画をより具体化する個別計画も策定し、2005(平成17)年度に「和光市地域新エネルギービジョン」、2006(平成18)年度に「和光市地域新エネルギービジョン 重点テーマに係る詳細ビジョン」を策定しました。

また、2008(平成20)年度には、「和光市緑地保全計画」を策定し、湧水や斜面林の保全に向け、取組の方向性を明示し、具体的な施策を展開してきました。また、第2次計画期間の2011(平成23)年度には、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、市はもとより市民・事業者がともに取り組むべき施策を明らかにしました。

和光市の特徴的な自然^{注)}である湧水や斜面林の保全に関しては、市内の開発が進行するなか、環境保全に取り組む市民や団体との協働が進められています。

「第2次和光市環境基本計画」の成果指標の実績値を次表に示します。

注) 和光市の特徴的な自然

和光市は、南西側に広がる武蔵野台地と北東側の荒川低地から構成されています。台地と低地の境は高低差10～20m程度あり、崖地が連続しています。台地の末端の崖地にある斜面林と湧水は和光市の特徴となっています。



表 1-9-1. 成果指標の実績値（第2次和光市環境基本計画）

望ましい姿	方針	成果指標	2019(R1)年 実績値	2020(R2)年 目標値
望ましい姿 1 豊かな水と緑 を守り育み伝 えるまち	方針 1 自然環境の保 全	緑地・水辺空間の整備面積 (㎡)	15,354	21,455
		湧水地数 (箇所)	21	21
	方針 2 都市・自然・ 歴史文化の共 存	生産緑地面積 (ha)	39.15	44
		市民農園面積 (ha)	1.0755	1.4
	方針 3 美しい景観の 保全と育成	和光市景観計画に基づく景観重要建造物 及び景観重要樹木の指定件数 (件)	1	2
		駅周辺の美化推進活動によるごみ収集量 (kg)	511.0	794.6
望ましい姿 2 安全で住み良 い環境を未来 につなぐまち	方針 1 地球温暖化対 策の推進	和光市温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	未算出	10,833
		太陽光発電買取契約件数 (件)	—注)	1,270
	方針 2 循環型社会の 形成	家庭系 1 日 1 人当たりのごみ排出量 (g)	595	595
		最終処分場への搬入量 (t)	905.9	855
		不法投棄物の搬入量 (t)	47.9	36
	方針 3 住みやすい生 活環境の形成	生活環境苦情件数 (件)	47	40
		市内の二酸化窒素平均濃度 (ppm)	—注)	0.019
		浄化槽法定検査受検率 (%)	24.4	19.4
市内 3 河川の BOD 値 (mg/ℓ)		1.65	2.0	
望ましい姿 3 環境を育てる 心がつながる まち	方針 1 パートナース ップの仕組み づくり	市民協働事業延べ従事者数 (人)	1,170	1,000
		環境講座などの参加者数 (人)	296	150
	方針 2 環境活動の支 援・推進	美化活動登録団体数 (団体)	25	27
	方針 3 環境活動に関 する情報・人 材・活動拠点 の確保	市ホームページにおける環境情報の閲覧 回数 (回)	12,918	4,000

注) 2019(R1)年実績値「—」について

「太陽光発電買取契約件数 (件)」: 当該情報の公表が 2015 (H27) 年で終了したため

「市内の二酸化窒素平均濃度 (ppm)」: 2015 (H27) 年で、市での測定を終了したため



1-9-2. 和光市が取り組むべき課題

(1) 第3次和光市環境基本計画に向けて

和光市の取り組むべき環境の課題として、特に、重要性を増している地球温暖化対策については、環境保全及び地球温暖化対策にかかる国際的な取組、我が国の取組及び埼玉県の取組と連動し、市として積極的な施策を展開することが望まれます。

また、SDGsの視点を取り込み、地球温暖化対策とともに、湧水・緑地保全への取組や、安全で住みよい環境づくりなど、市・市民・事業者が協働して着実に推進することが必要です。

<第2次和光市環境基本計画【改定版】の取組内容からみた課題>

■望ましい姿1 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち

方針1 [重点方針] 自然環境の保全

斜面林や湧水地周辺の自然環境の一体的な保全を継続して行いつつ、開発による緑地・湧水の喪失への対応が求められています。

方針2 都市・自然・歴史文化の共存

開発事業における自然環境への配慮、農地の保全や農業の維持、歴史的建造物の管理、環境・景観に配慮した公共施設の整備などにより、和光市の都市・自然・歴史文化が共存したまちづくりを進める必要があります。

方針3 美しい景観の保全と育成

農地景観の保全や都市緑化の推進を図るとともに、路上喫煙やポイ捨ての防止などによりまちなかの美化を進め、良好な景観を保つ必要があります。

■望ましい姿2 安全で住み良い環境を未来につなぐまち

方針1 [重点方針] 地球温暖化対策の推進

温室効果ガス削減の取組実施や樹林地の保全などにより、一層、地球温暖化防止に取り組む必要があります。また、市役所においてのCO₂排出量削減や再生可能エネルギー・省エネルギー製品の普及など、積極的なCO₂削減が望まれます。

方針2 循環型社会の形成

ごみの減量・分別・資源の再使用・再利用の取組など、一人一人がごみを減らす取組を推進していく必要があります。また、市内で出されたごみを適正に処理していくことが望まれます。

方針3 住みやすい生活環境の形成

ホームページの活用による生活環境改善のための啓発活動や、市民の自転車利用の促進など、環境に優しく住みやすい生活環境の形成を図る必要があります。

■望ましい姿3 環境を育てる心がつながるまち

方針1 [重点方針] パートナーシップの仕組みづくり

子供向けの環境教育や、事業者への環境マネジメントの普及などを行い、環境に興味を持ち、パートナーシップを促進していく必要があります。また、事業者としての側面もある市役所において、エコオフィス推進や職員ボランティア活動に継続して取り組むことが望まれます。

方針2 環境活動の支援・推進

美化サポーターの制度見直し、公園サポーター制度の周知など、団体が活動しやすい制度の整



備などを行いながら、引き続き市民と協働し、環境活動を支援・推進していく必要があります。

方針3 環境活動に関する情報・人材・活動拠点の確保

環境に関する広報活動や、各団体との連携により、環境情報を普及し、活動の担い手を増やしていく必要があります。また、活動内容の多様化や、生活に密着した講座の開催など、市民の参加意識を高める仕組みづくりを検討していく必要があります。



第2章 和光市の現状と課題

2-1. 和光市の概要

(1) 位置

埼玉県の最南端東よりに位置し、東京都への玄関口として、東側は板橋区、南側は練馬区に隣接しています。都心からは20 km圏内に位置しています。



図 2-1-1. 和光市の位置

(2) 地形

低地と台地に大きく分類され、市の北側には、市域の1/3を占める低地が広がっています。台地部は、市の南部に広がり、県土の西側から東南方向に広がる武蔵野台地の末端に位置し、標高が20~40mの入り組んだ地形を形成しています。

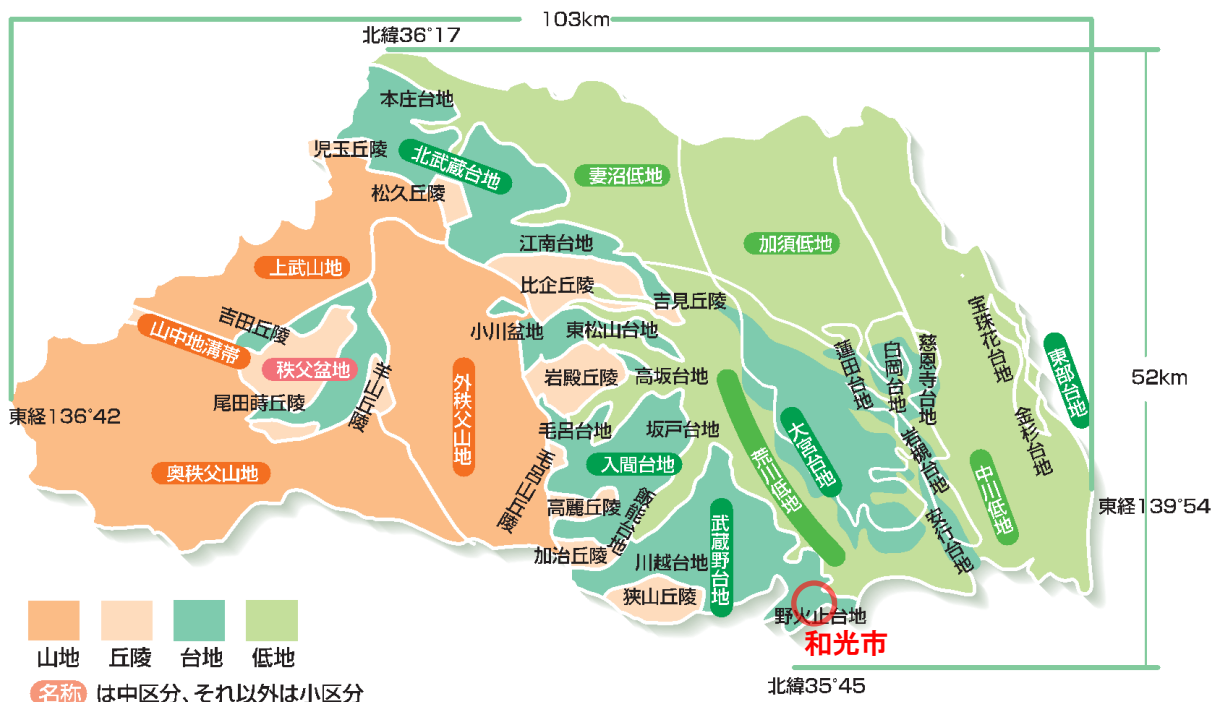


図 2-1-2. 埼玉県地形区分図

(資料：埼玉県生物多様性保全県戦略)



(3) 交通

主要な道路網は、東西軸としての川越街道（国道 254 号）、南北軸としての東京外かく環状道路、県道練馬川口線により骨格が形成されています。

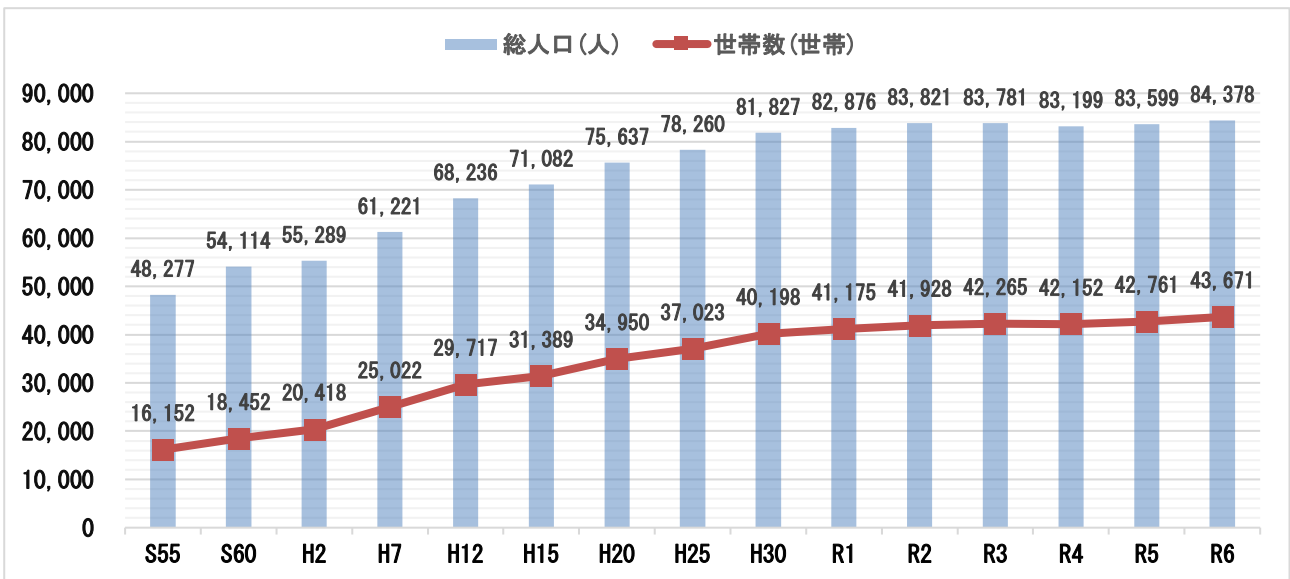
鉄道は、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線の 3 路線が通っています。また、東京メトロ有楽町線と副都心線は、和光市駅が始発駅となっています。



図 2-1-3. 和光市の交通

(4) 人口

人口は、1970(昭和 45)年の市制施行以来、一貫して増加し続けており、2024(令和6)年度には、84,378 人、43,671 世帯となっています。



※ 各年度 3 月 31 日時点の数値です。

図 2-1-4. 和光市の人口・世帯数 (資料：戸籍住民課)



(5) 産業

産業別就業者数の構成は、第1次産業（農業、林業、水産業など）及び第2次産業（建設業、製造業など）が減少傾向にある一方で、第3次産業（卸売業・小売業、運輸・通信業、サービス業など）が増加しています。

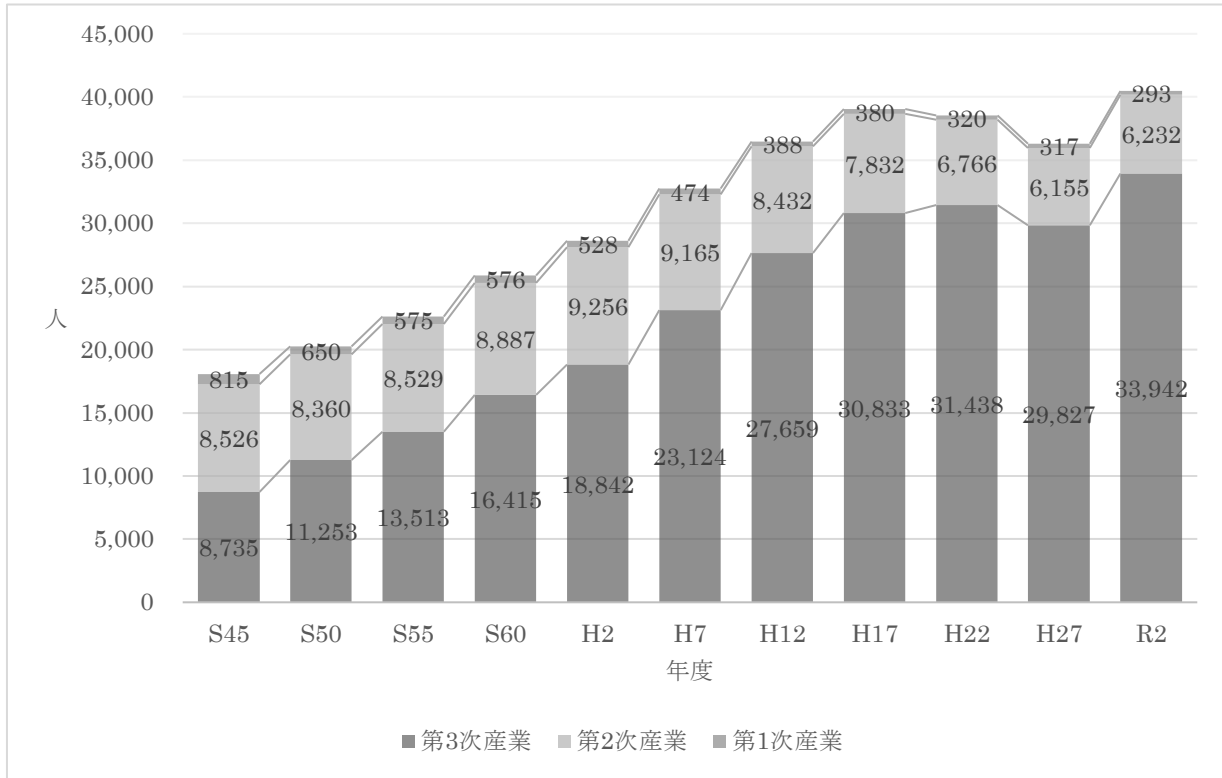
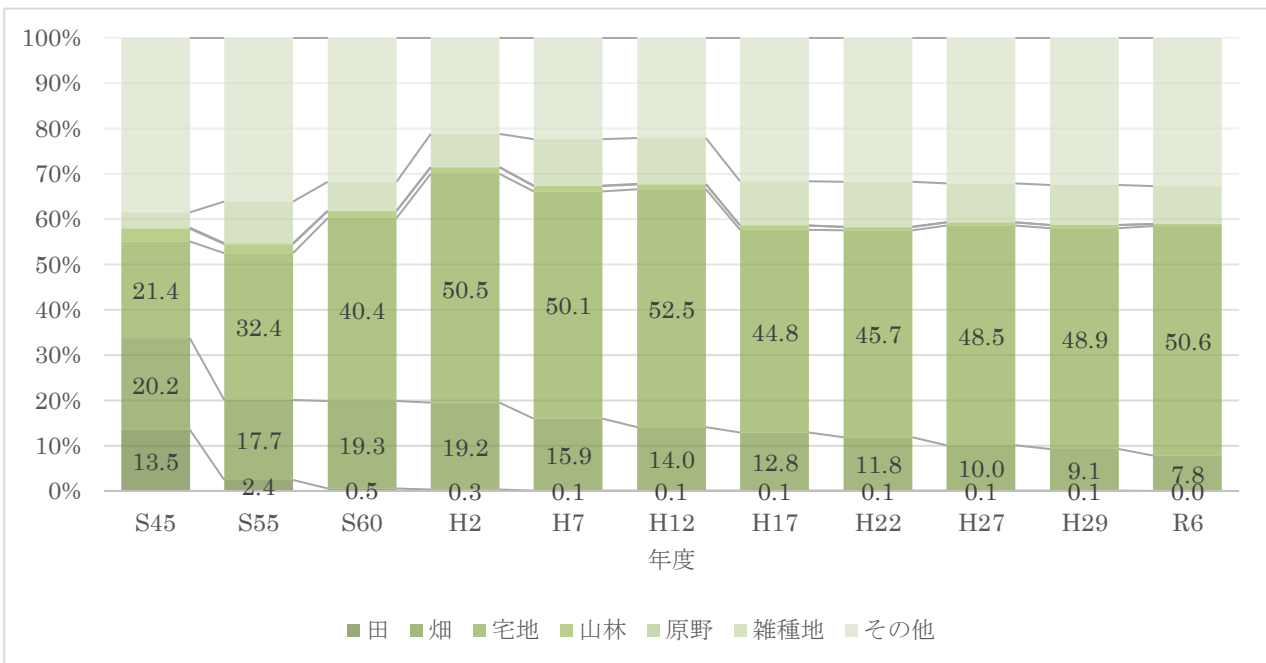


図 2-1-5. 和光市の産業別就業者数 (資料：国勢調査)

(6) 土地利用

1970(昭和 45)年度以降急速な宅地開発が行われベッドタウン化が進んできました。近年においても、畑の減少と宅地の増加が続いています。





(7) 地域特性

市内を5地区に区分して、和光市の地域特性を整理します。

区分は都市計画マスタープラン改訂版（2014(平成26)年3月)の地区区分図を基に整理しています。

[A地区]

- 市役所、サンアゼリア（文化センター）などの行政・文化施設が立地
- 市の拠点的な公園である県営和光樹林公園があり、駅から公園にかけてシンボルロードとして整備
- 駅西側の自動車メーカーは市の代表的な産業施設
- 和光市駅南口には土地区画整理事業により駅前広場が整備されており、建築された駅ビルと調和した景観を形成
- 駅周辺は住宅が多く、緑地が不足

[B地区]

- 住宅地の中に農地が点在し、低地部には荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターの上部を利用した和光アーバンアクア公園（和光スポーツアイランド）や大規模な物流拠点施設がある。
- 和光北インターチェンジ周辺部は、土地区画整理事業により産業拠点として都市基盤整備を実施済
- 北口駅前、土地区画整理事業や高度利用検討による都市基盤整備を推進
- 駅周辺は、戸建住宅、小規模な賃貸住宅などにより市街地が形成
- 上谷津ふれあいの森や新倉ふれあいの森などのシンボリックな緑の保全空間が存在
- 東京外かく環状道路と越戸川に挟まれた住宅地周辺は、農地や斜面林、越戸川・谷中川などの水辺や自然環境が残り、水辺空間を利用した親水施設が整備されている

[C地区]

- 地区北東部の低地部は、彩湖（荒川調整池）、荒川及び新河岸川、優良な一団の農地が残る
- 地区南側は、一部に農地、斜面林、社寺林のあるのどかな風景を残す住宅地
- 和光北インターチェンジ周辺部は、土地区画整理事業により産業拠点として基盤整備を推進
- 水道道路^注沿いには、残土、廃材、資材置き場が点在し、農地環境が悪化
- 中央第二谷中土地区画整理事業の整備完了により良好な住宅地を形成
- 午王山遺跡周辺では特別緑地保全地区や市民緑地を含み、文化・自然の両方を保全

[D地区]

- 地区中央では国の研修施設、研究所、住宅団地など大規模な施設により構成され、各施設の敷地内緑化による良好な環境
- 地区北側は、丸山台地区において良好な住宅地を形成し、幹線道路沿いにマンション、アパートが立地
- 地区南側は、農地が残る住宅地で、越後山地区では、農地と調和した土地区画整理事業による都市基盤整備を推進

[E地区]

- 南北に白子川が流れ、川沿いに斜面林が残る緑豊かな環境で、台地縁部には湧水地が多く点在
- 斜面林の多くは私有地であり、緑地減少が進行するとともに、土砂災害警戒区域や土砂災害特別



警戒区域に指定されている箇所が複数存在

- 古くからの社寺や商家などにかつての街道や宿場町の面影
- 白子3丁目地区では、土地区画整理事業による都市基盤整備を推進
- 大坂ふれあいの森や城山ふれあいの森、白子宿特別緑地保全地区や牛房八雲台特別緑地保全地区などのシンボリックな緑と湧水の保全空間が存在

注) 水道道路：国道254号バイパスにつながる県道88号

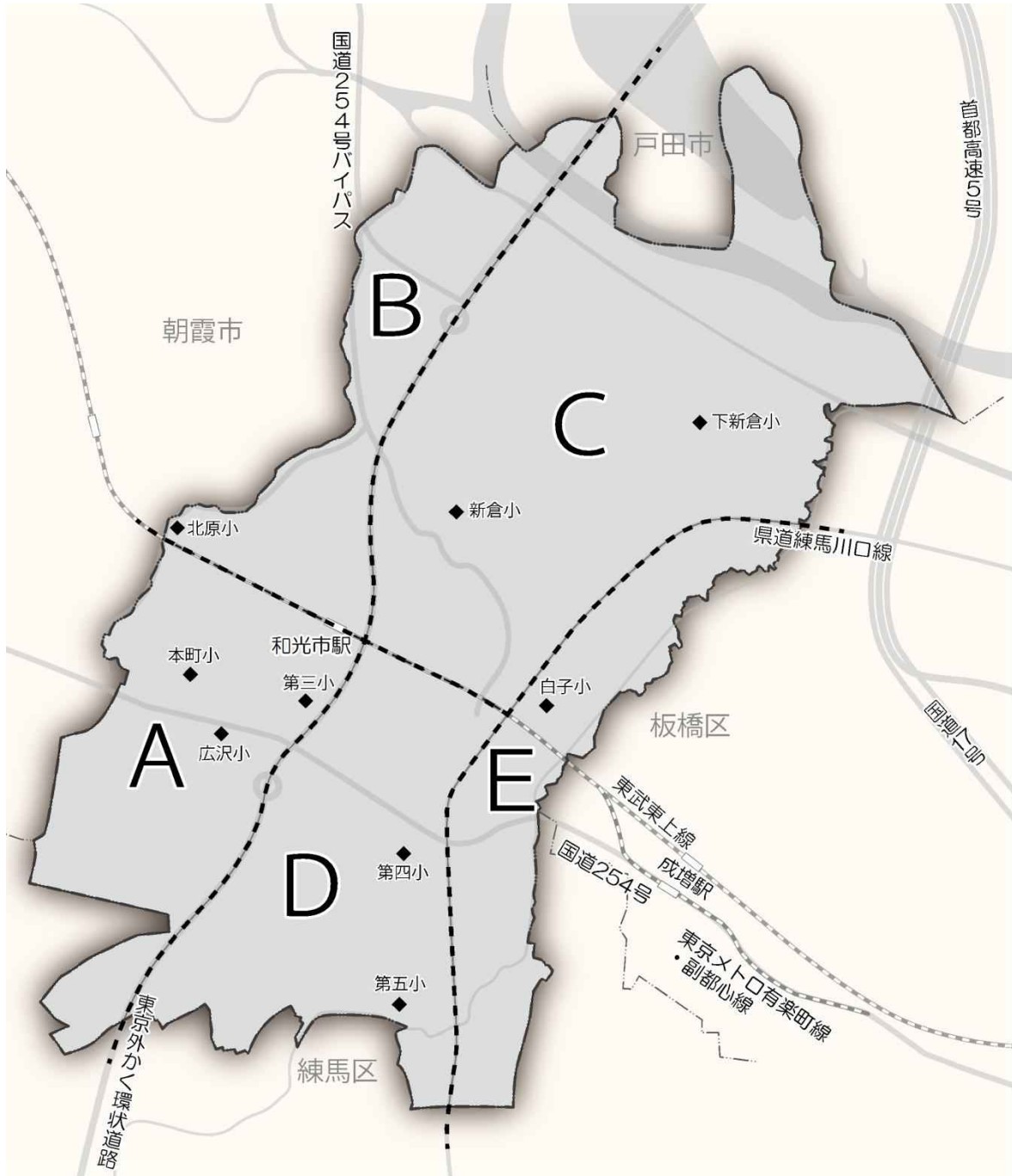


図 2-1-7. 和光市の地区区分

(出典：和光市都市計画マスタープラン改訂版平成26年3月を元に作成)



2-2. 環境の現状

(1) 地球環境

地球環境に関する現状を示します。

① 地球環境問題

私たちは、便利さや快適さの追求により、日常生活や事業活動の中で大量のエネルギーを消費し続けてきました。その結果、人類の生存基盤にかかわる地球環境問題を引き起こし、その影響は豪雨の増加や気温上昇など、身の回りにも表れてきています。

以下に、現在着目されている主な地球環境問題について概要を記載します。

表 2-2-1. 主な地球環境問題

主な地球環境問題	
温室効果ガス	地球の表面が温くなる温室効果をもたらす気体のことで、地球温暖化の主な原因として考えられています。日本が排出する温室効果ガスの総排出量のうち、9割以上を二酸化炭素が占めています。
オゾン層	太陽からの紫外線を吸収しているオゾン層の破壊により、地球に降り注ぐ紫外線量が増加しています。紫外線は特に皮膚や眼に影響を与え、視覚障害や皮膚がんの発生率が増加しています。
生物多様性	人間や動物、植物や菌など、地球上の多様な生き物のつながりのことを言います。人間活動による影響により、多くの動植物が絶滅の危機にさらされ、そのスピードは自然状態の約100~1,000倍にも達しています。
酸性雨	化学燃料の燃焼や火山活動によって発生する酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込み、強い酸性を示す現象です。酸性雨は、河川や土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させます。
大気環境（大気汚染）	化学燃料の燃焼や化学工業品製造工程などによって発生する化学物質により、空気が汚染されることを言います。大気汚染は酸性雨や光化学スモッグなどの原因となっており、国境を越えて影響を及ぼすことが懸念されます。
水環境（水質・水資源）	水温、降水量の変化などにより、河川流量、水質、水位の変化や海面上昇による地下水塩水化などが生じています。これらの変化を通じて、農業生産、生態系など他分野にも影響を及ぼすことが懸念されます。
土壌環境（土壌汚染）	工場から排出された有害物質などにより、土壌が汚染されることです。汚染された土壌を通じ、有害物質が地下水に溶け出したり、栽培される作物に吸収されたりすることで、人体に摂取されることも懸念されます。
海洋環境	地球温暖化に伴う海面上昇、沿岸域開発やプラスチックごみの流入などによる海洋汚染、外来生物種の侵入による生態系のかく乱が発生し、水産資源を含む自然生態系への影響や、水質汚濁などの環境問題が発生しています。
森林・砂漠化	主に乾燥した地域において、気候変動や人間活動（過放牧・森林減少など）により不毛の土地になってしまうことを言います。砂漠化の被害を受けやすい乾燥地域は地表面積の4割以上を占め、その多くが開発途上国のため、食糧・水不足や貧困の原因にもなっています。
化学物質・有害廃棄物の越境移動	廃棄物の発生量増大や、処理費用の値上がりなどにより、有害廃棄物が発生国以外の国で処理される事例が増えてきています。しかし、廃棄物が有害性を有すること、受け入れ先国において適正な処理がなされないなど、環境汚染につながる事例が多く、地球規模の環境問題となっています。



② 地球温暖化

ア) 地球温暖化のメカニズム

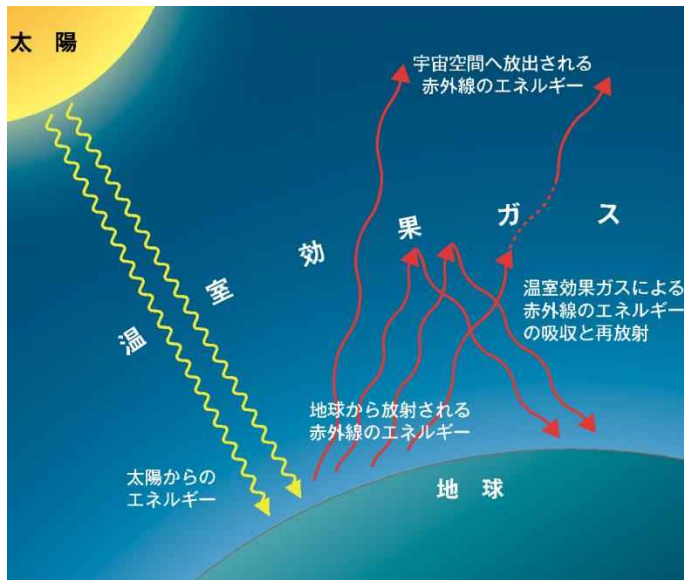


図 2-2-1. 地球温暖化の仕組み

(出典：環境省 STOP THE 温暖化 パンフレット 2012)

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタンなどの温室効果ガスの濃度が高まることで、温室効果(赤外線の吸収)が強くなり、地球全体の温度が上昇する現象のことをいいます。

産業革命以降、人間活動により、石油や石炭などの化石燃料が大量に使用されているため、地球温暖化が進み、近年の永久凍土や北極の氷の融解、大型台風や集中豪雨などの異常気象、さらには地球の生態系にも様々な影響をもたらしている可能性が指摘されています。

イ) 世界の現状

2100(令和 82)年の地球の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も多い、最悪のシナリオの場合には、最大で 4.8℃上昇するといわれています。すでに、世界各地では、その様々な影響が現れ始めており、自然環境や人の暮らしにも重大な問題を引き起こしています。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が公表した第5次評価報告書 (2014(平成 26)年)では、「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、「人間の影響が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い」とされています。

1.5℃特別報告書 (IPCC 2018(平成 30)年)では、世界の平均気温は産業革命前より既に約 1℃上昇しており、このまま温暖化が進めば、早ければ 2030(令和 12)年に 1.5℃上昇に達する可能性が高いとしています。また、気温が 2℃上昇すると、1.5℃上昇した場合と比べて、洪水や豪雨などのリスクが高まり、気象災害、生態系など多様な分野で悪影響が増大するとされています。

現状のペースで気温上昇が続くと、2030(令和 12)年～2052(令和 34)年の間に 1.5℃に達する可能性が高いことから、できるだけ早く CO₂ 排出を実質ゼロにすることが求められています。

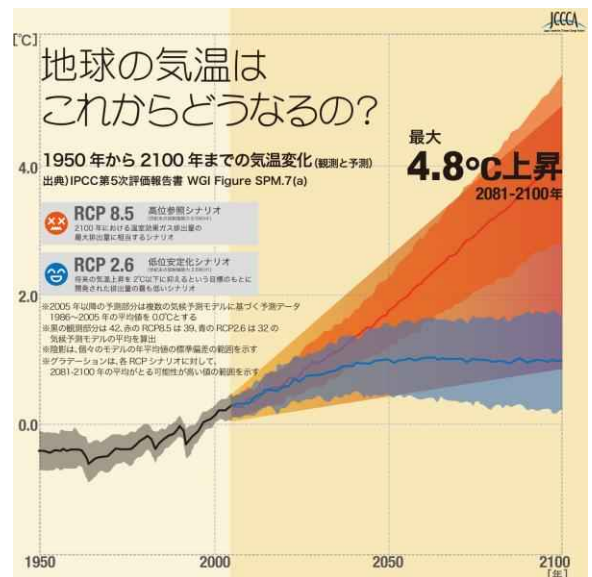


図 2-2-2. 1950 年から 2100 年までの気温変化

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト、2020)



ウ) 日本の現状

気象庁によると、日本の年平均気温は、100年当たり1.19℃の割合で上昇し、世界の年平均気温、100年当たり0.74℃の割合の上昇に比べて、高い上昇率となっています。その結果、温室効果ガス濃度上昇の最悪のケースとして、今世紀末の真夏日は現在と比べて、全国で平均52.8日増加すると報告されています(環境省・気象庁)。

また、日本の降水量については、1日に降る雨の量が100ミリ以上の大雨の日数が、増加傾向にあり、気温と同様、地球温暖化の影響が指摘されています。特に2019(令和元)年10月に発生した令和元年東日本台風により、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしました。

そのほか、今後、世界と同様に生態系や食糧、健康など幅広い分野において、地球温暖化が原因と思われる様々な影響が予想されています。

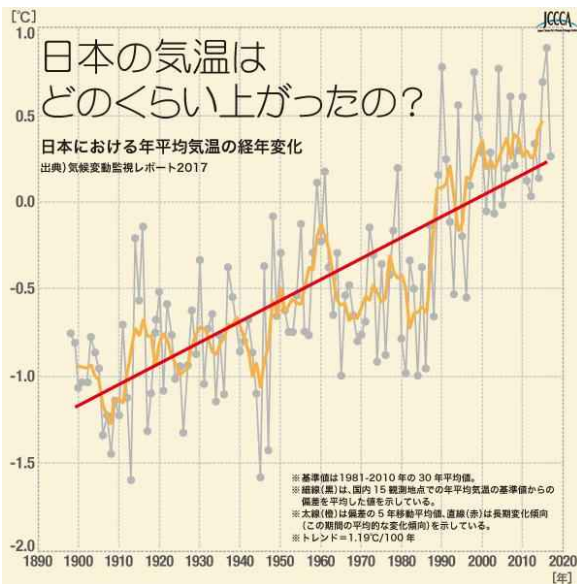


図 2-2-3. 日本における年平均気温の経年変化 (出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト、2020)

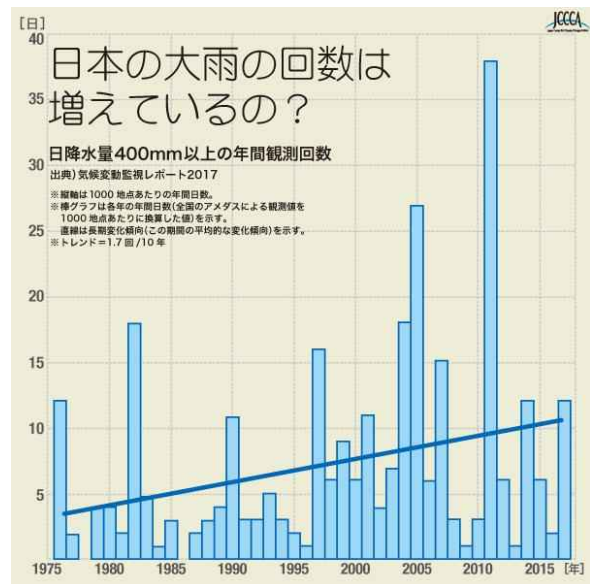


図 2-2-4. 日降水量 400 mm以上の年間観測回数 (出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト、2020)

表 2-2-2. 2100 年末に予測される日本への影響予測

日本への影響は？		
2100年末に予測される日本への影響予測 (温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000 年との比較)		
気温	気温	3.5~6.4℃上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂丘	83~85%消失
	干渴	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失~現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト、2020)

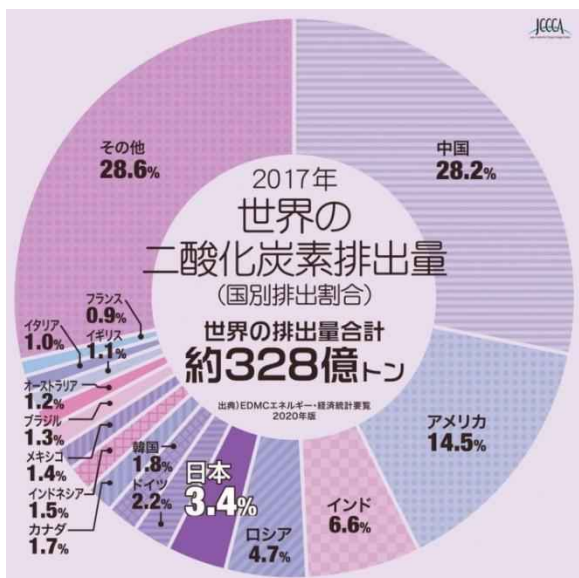


図 2-2-5. 世界の二酸化炭素排出量 (2017 年)
(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト、2020)

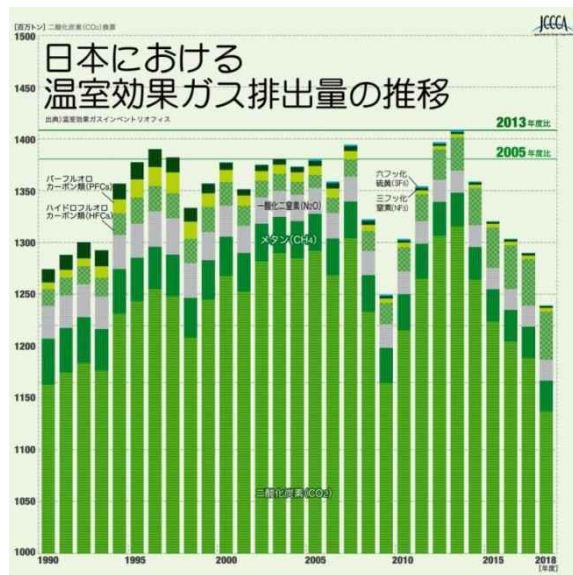


図 2-2-6. 日本における温室効果ガス排出量の推移 (1990-2018 年度)
(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト、2020)



エ) 埼玉県の現状

a. 平均気温の上昇

気象庁アメダスデータによると、埼玉県の平均気温は、1980(昭和55)年頃を境に急激に高まっており、1980(昭和55)年以降の平均気温を基にした100年での換算は、上昇率は、 4.9°C となっています。これは、「IPCC第5次評価報告書」で示された最も過酷な今世紀末の予測(最大 4.8°C 上昇)を上回るものです。

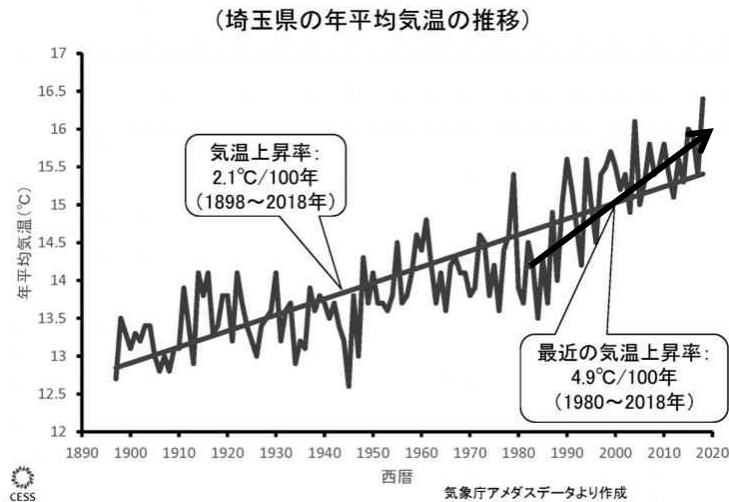


図 2-2-7. 埼玉県の年平均気温の推移

(資料：気象庁アメダスデータより埼玉県環境科学国際センター作成)

b. 猛暑日・熱帯夜日数

猛暑日や熱帯夜の日数は1980年代から2010年代にかけて一貫して増加しています。

また、猛暑日は都市化が進んだ地域で多く発生しており、ヒートアイランド現象の影響がうかがえます。

表 2-2-3. 熊谷地方気象台の猛暑日・熱帯夜日数

年	猛暑日日数	熱帯夜日数
1982~1991	96	51
1992~2001	148	81
2002~2011	190	125
2012~2021	213	167

(出典：埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期) 改正版)



c. 埼玉県域から排出される温室効果ガスの排出量

埼玉県は、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」で、2030(令和12)年度における本県の温室効果ガス排出量（需要側）を2013(平成25)年度に比べ26%削減する目標を掲げています。なお、上記計画は令和5年の改正で2013（平成25）年度比で46%削減へと目標が引き上げられました。

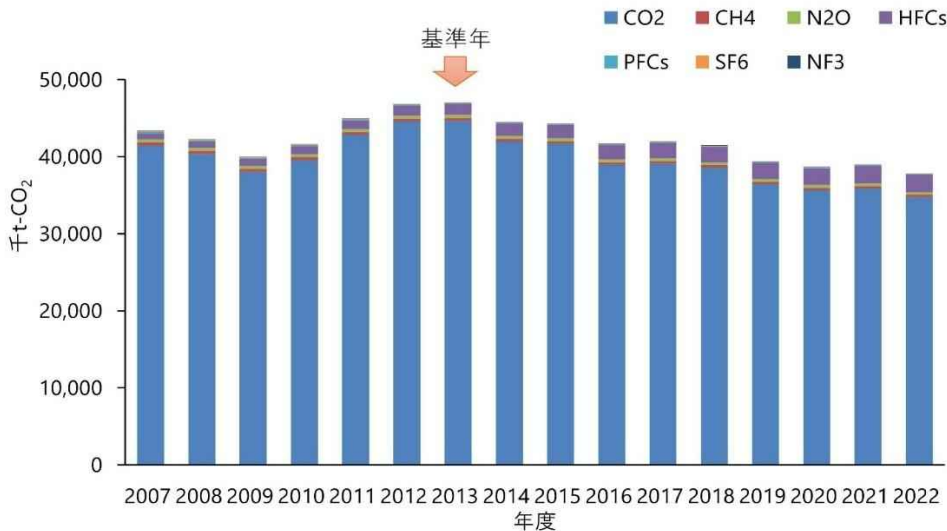


図 2-2-8. 埼玉県域から排出される温室効果ガス排出量の推移
 (出典：2024年度埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書 2022年度算定値)

才) 和光市の現状

a. 気温の推移

埼玉県南西部は、太平洋岸式気候に属し、夏は南よりの季節風の影響から東京都の排熱の影響を強く受けて高温となります。また夏から秋にかけては、台風により降水量が多く、冬の間は降水量が少なくなる傾向があります。2019(令和元)年の年間平均気温は16.4℃、2024(令和6)年は17.5℃となっています。1970(昭和45)年から比較すると平均気温が気温上昇率に換算すると4.3℃上昇し、年度ごとに変動はあるものの、上昇傾向が見られます。

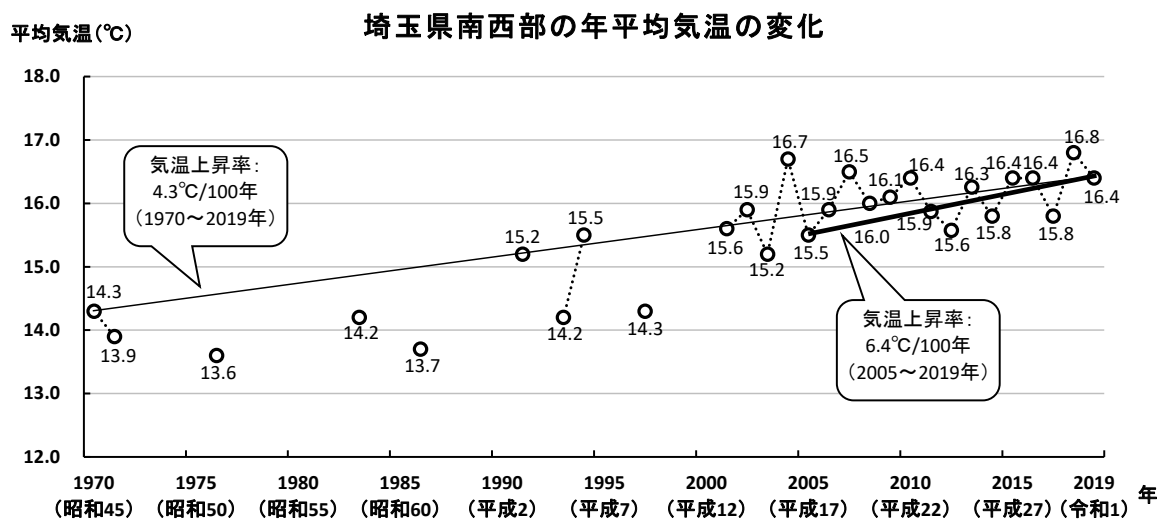


図 2-2-9. 埼玉県南西部の年平均気温の変化

(資料：統計わこう)



b. 降水量の推移

2018(平成30)年の年間降水量は1,295.0mmとなっており、1970(昭和45)年と比較すると240.0mm増加しており、年度ごとで変動はあるものの、上昇傾向が見られます。

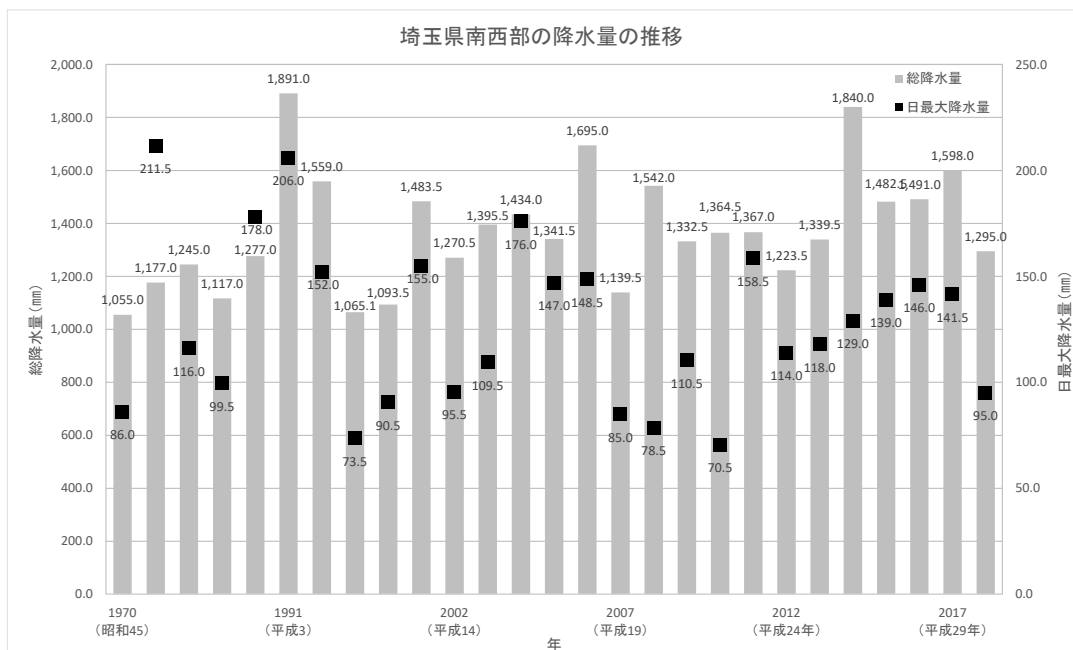


図 2-2-10. 埼玉県南西部の降水量の推移

(資料：統計わこう)

c. 和光市域から排出される二酸化炭素の排出量

和光市では、2011(平成23)年度に「和光市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、「和光市民一人当たりの二酸化炭素(CO₂)排出量を2020(令和2)年度までに2009(平成21)年度比で25%削減する」目標を設定しました。

埼玉県の推計による和光市の2016(平成28)年度二酸化炭素排出量は、282.4(千t-CO₂)となっており、2014(平成24)年度以降は減少傾向にあります。この実行計画に掲げる各種施策の実施により、和光市からの二酸化炭素の排出を抑制し、2009(平成21)年度からの増加を減少に転じることができたと言えます。

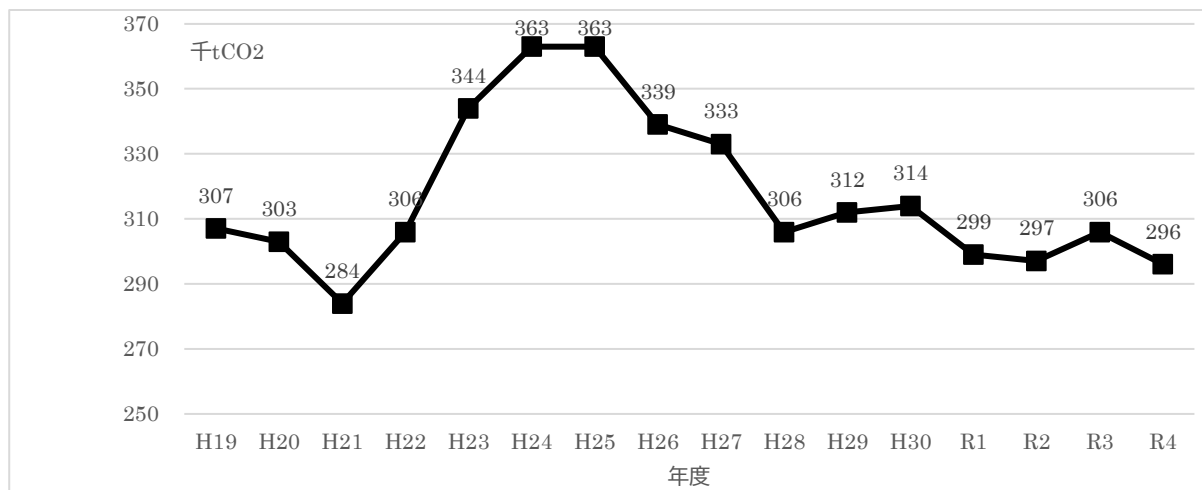


図 2-2-11. 和光市域から排出される二酸化炭素排出量の推移

(出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2024 年度版)



d. 和光市の事業による二酸化炭素の排出量

和光市役所では、2000(平成 12)年度に「和光市地球温暖化防止実行計画」を策定し、2005(平成 17)年度までに、市役所が行う事業に伴って発生する二酸化炭素などの排出量を「1999(平成 11)年度に比べて5%減らす」目標を達成しました。引き続き、第二次の同実行計画により、「2010(平成 22)年度末までに 2005(平成 17)年度に比べて 10%以上減らす」ことに取り組み、目標を達成しました。その後は第三次の同実行計画により「2015(平成 27)年度末までに 2010(平成 22)年度に比べて 5%以上減らす」ことに取り組み、本庁舎では目標を達成しましたが、出先機関を含めた排出量は目標非達成となりました。

現在は、2017(平成 29)年 4 月に策定した「第四次和光市地球温暖化防止実行計画（地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、「市庁舎」の排出量は「2020(令和 2)年度時点で 2015(平成 27)年度と同水準を維持する」、「出先施設」では「2020(令和 2)年度までに 2015(平成 27)年度と比べて 8.7%削減する」ことに取り組んでいます。

しかし、2015(平成 27)年度以降は二酸化炭素排出量が増加し、2019(令和元)年度には過去最高の 16,729t となっています。

また、2019(令和元)年度の二酸化炭素の排出量のうち 66%（11,045 トン）は、市内で排出されるごみを清掃センターで燃やすときに発生しており、排出量を減らすためには、市民や事業者との協力でごみを減らす努力が必要になります。

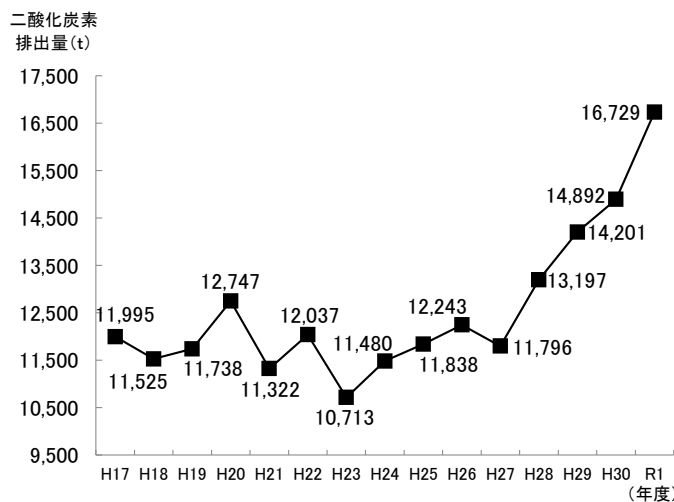


図 2-2-12. 和光市の事業による二酸化炭素の排出量
(資料：総務人権課)

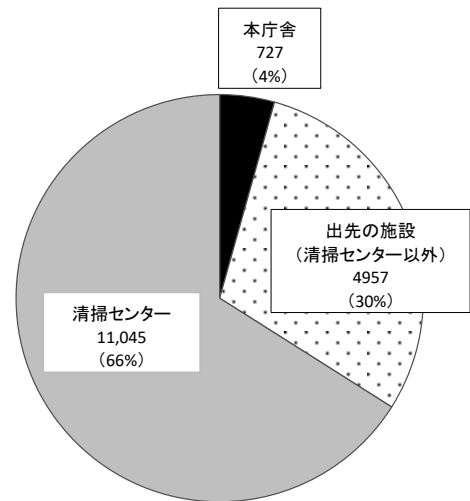


図 2-2-13. 市の実行計画による排出先ごとの二酸化炭素の割合 (令和元年度)
(資料：総務人権課)

e. 再生可能エネルギーの利用

温暖化防止には、エネルギーの効率的な使用や新エネルギー（自然、未利用など）の活用が重要になっています。

和光市では、2005(平成 17)年度に「地域新エネルギービジョン」、2006(平成 18)年にはその具体化を検討した同詳細ビジョンを策定しました。

また、一般家庭への新エネルギー導入に向けて、2008(平成 20)年度から 2016(平成 28)年度まで住宅用太陽光発電システムへの補助を実施しました。2011(平成 23)年度には地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、2017(平成 29)年 3 月に同改訂版を策定し、さらなる温暖化対策の推進に向けて取り組んでいるところです。



(2) 自然・景観

自然・景観に関する現状を示します。

① 自然環境

和光市は東京都に隣接しているにもかかわらず、彩湖、荒川沿いの農地や武蔵野台地末端に残る湧水や斜面林、点在する屋敷林や社寺林など、多くの自然環境に恵まれています。豊富な水量の白子湧水群は、自然と共生する和光市固有の地域資源となっています。

斜面林には、カタクリやイチリンソウなどの春植物が生育しており、また、湧水には、都市近郊では貴重なサワガニやオニヤンマのヤゴなどの水生生物が生息しています。



市の南部の台地に広がる 20.2ha の 県営公園。



和光市の南端、白子川左岸に連なるクヌギやコナラなどの落葉樹が多い斜面林。



白子地区には湧水と斜面林が織りなす自然があり、富澤湧水の斜面では湧水の仕組みが分かる地層が見られる。

図 2-2-14. 和光市の貴重な自然

■ 斜面林や湧水の周囲に見られる貴重な動植物

ヒロハアマナ



全国でも貴重な絶滅危惧種。樹林公園で見られる。3月初旬に開花。

カタクリ



早春、落葉樹の林床に芽を出し、花を咲かせる。市内数箇所に自生。

イチリンソウ



落葉樹の森、大坂ふれあいの森で見られる。4月に開花。

ヤマブキソウ



新倉ふれあいの森の竹林で、4月にヤマブキに似た黄金色の花をつける野草。

サワガニ



白子地区の湧水の流れに生息。

ヘビトンボ幼虫



きれいな水に棲む水生昆虫。ムカデに似た幼虫から、大きなカゲロウのような成虫になる。

ナガエミクリ



国の準絶滅危惧種。越戸川に生育。クリのような実をつける。

カワモズク



市内ではミョウテンジカワモズクをはじめ 6 種のカワモズクが生育。



② 湧水

和光市は主に武蔵野台地と荒川低地から成る起伏に富んだ地形をしており、その特徴的な自然として、斜面林と湧水に恵まれています。そして、その斜面林や湧水は、多くが民有地にあります。こうした民有地の湧水の保全は、所有者にとっては経済的な負担になる場合があります。

湧水や斜面林は、急傾斜地にある場合が多く、土砂などの崩壊が心配されることから、自然のまま保全するだけでなく防災上からの配慮も必要です。また、地下水の涵養により、水源をほぼ同一とする湧水と井戸水の保全を図る必要もあります。

和光市では、2014(平成26)年度に市民提案型協働事業で「和光市湧水環境調査」が実施され、市内の湧水や井戸など地下水の現状が明らかになりました。

③ 緑地

和光市内には、樹林(社寺林、屋敷林、斜面林)、県営和光樹林公園などの公園、公共施設や集合住宅の樹木、農地など、様々な緑地があります。2009(平成21)年3月に策定した和光市緑地保全計画では、これら緑地のうち、保全すべき緑地として、「特別緑地保全地区」、「和光市保全地区」、「市民緑地(ふれあいの森など)」、「開発・寄贈に伴う緑地」「いこいの森」「赤池親水公園」及び「未指定地(越後山斜面林、熊野神社)」などを掲げ、市としての緑地保全の方向性を明らかにしました。

しかしながら、開発により、身近な自然にふれあえる場所や生活に潤いを与える樹林、畑など、都市の緑が減り、ヒートアイランド現象が進行しています。

和光市内の井戸



大坂ふれあいの森





湧水			
A	東京外口・和光車庫	B	強清水
E	漆台洗い場	F	熊野神社
I	市場峡公園	J	妙典寺
M	広沢湧水の越戸川流入口	N	地福寺
Q	新倉ふれあいの森	R	滝坂
C	富澤湧水	D	白子の滝
G	個人宅(牛房の湧水)	H	大坂ふれあいの森
K	半三池跡	L	柿ノ木坂湧水公園
O	白子橋	P	越後山斜面林
S	新倉ふるさと民家園	T	わくわくパーク

緑地等			
1	午王山特別緑地保全地区	2	午王山ふれあいの森
5	柿ノ木坂緑地	6	指定第 013 号保全地区
9	新倉ふれあいの森	7	指定第 051 号保全地区
13	半三池緑地	10	上谷津ふれあいの森
17	南市場いこいの森	11	上谷津特別緑地保全地区
21	熊野神社	12	大坂ふれあいの森
25	新倉ふるさと民家園	13	宮ノ台緑地
29	荒川河川敷	14	新倉水川八幡神社
		15	吹上観音
		16	漆台斜面林
		17	越後山斜面林
		18	牛房八雲台特別緑地保全地区
		19	漆台斜面林
		20	柿ノ木坂湧水公園
		21	わくわくパーク
		22	赤池親水公園
		23	地福寺
		24	地福寺
		25	和光樹林公園
		26	
		27	
		28	
		29	
		30	

図 2-2-15. 湧水・緑地の位置



④ 緑地面積

東武東上線の北側は、屋敷林や斜面林と、生産緑地を含む台地上の農地からなる緑がみられますが、年々減少しています。

一方、南側は、越後山をはじめ、白子川に沿って斜面林が連なり、緑の回廊をなしていますが、開発などにより分断されつつあります。斜面下に湧水が点在し、特に白子2丁目には、斜面林と一体となった白子湧水群があります。台地上の広沢には県営和光樹林公園のまとまった緑があります。しかし、南側においても、緑が減少しています。

表 2-2-4. 和光市の緑被地面積一覧（平成 28 年度）

町名	地区面積 (ha)	緑被面積 (㎡)					緑被率 (%)
		樹木被覆地	草地	屋上緑化	農地	緑被地合計	
白子	144.1	197,656	15,495	581	51,422	265,154	18.4
南	123.6	235,492	146,966	4,473	123,353	510,284	41.3
中央	28.0	31,238	769	1,928	2,999	36,933	13.2
新倉	312.2	287,682	373,431	40,753	489,742	1,191,608	38.2
本町	62.4	105,519	28,009	4,155	0	137,683	22.1
諏訪	11.1	20,135	6,116	0	0	26,250	23.6
広沢	104.0	358,344	135,150	1,389	0	494,883	47.6
西大和団地	15.1	45,745	12,675	0	0	58,420	38.7
諏訪原団地	6.3	29,926	7,866	0	0	37,792	60.0
下新倉	261.2	191,329	438,981	972	305,151	936,433	35.9
丸山台	36.0	21,431	15,733	0	2,178	39,343	10.9
市合計	1,104.0	1,524,498	1,181,189	54,252	974,846	3,734,783	33.8

(資料：和光市町丁目・大字別 緑被地面積一覧表)

宅地開発が進むとともに市内における緑は減少しています。市内全体の土地利用のうち、田・畑・山林・原野の合計値の推移は、1970(昭和45)年には36.7%であったのに対して、2018(平成30)年では9.8%となっています。

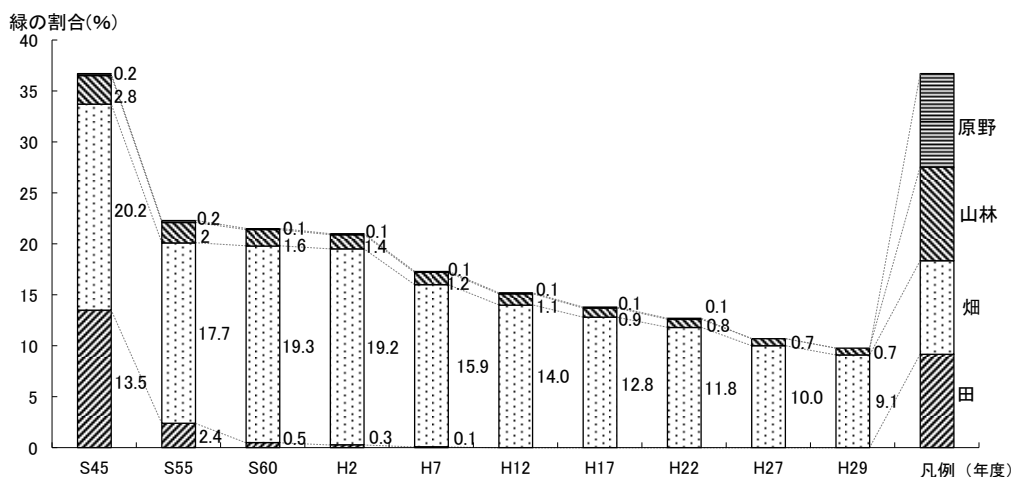


図 2-2-16. 和光市の地目別緑地の状況

(資料：統計わか)

表 2-2-5. 周辺自治体の緑被率



⑤ 河川

市域の東側を流れる白子川は、多くがコンクリート護岸ですが、川沿いに「清水かつら」にちなんだ遊歩道や斜面林が見られ、各所で湧水が流入しています。また、左岸に連なる斜面林は東京都からのヒートアイランド現象の防波堤の役割を果たしています。

白子川中流域



市域中央部の住宅地を北に流れる谷中川は、全区間がコンクリートの護岸となっており、生物はほとんど見られません。越戸川の合流点付近には、埼玉県水辺再生事業により整備された親水空間があり、また農地が一部残っています。



図 2-2-17. 和光市の河川と水質調査地点

赤池親水公園
ジャブジャブ大会でにぎわう



越戸川は、長さ約4kmの小さな河川ですが、下流域では、区画整理事業が行われ、農地が減少しています。川沿いの遊歩道には四季折々の花が植えられ、また、親水公園には桜が植えられています。

新河岸川を伴って東に流れる荒川の河川敷は、国の近郊緑地保全区域及び自然保護区に指定されており、一部は荒川河川敷運動公園などの憩いや運動の場として機能しています。また、新河岸川沿いの下水道終末処理場の上部を利用した和光アーバンアクア公園の供用が開始されました。

これらの河川は、コイ科やハゼ科などの魚類が生息するほか、近年はアユが遡上するところもあります。また、カモやサギなど水辺の鳥類が飛来しています。



⑥ 自然環境に関する情報提供

和光市は、2014(平成26)年度に市民団体との協働で「和光市湧水環境調査」を行いました。その結果に基づいて、市民向けの「和光市自然環境マップ」を発行しました。また、広報やHPでの情報提供、自然観察会の実施など積極的に情報を提供しています。

和光市自然環境マップ



観察会での情報提供



⑦ 河川流域の暮らし

白子川では、その流域に湧水が多く湧きだし、昔のままではないにしても、清らかで豊かな流れがまだ保たれています。また、越戸川についても良好な景観が保たれています。

かつて水辺には、ホテルが飛び交い、川の水が農業用水や水車に大切に利用されていました。水車は、江戸中期以降から、江戸でのそば粉やうどん粉の需要拡大に伴って、精米・精麦のために広く利用されていました。

現在の白子川には、水車が活躍したこうした時代の面影は見られませんが、一部川沿いに遊歩道があり、市民の憩いの空間となっています。

白子橋付近の風景





⑧ 農業の状況

和光市においては、農業者の高齢化や後継者不足により、農地の遊休地化が進むおそれがあります。将来、身近な緑とゆとりの空間がなくなるおそれがある一方で、認定農業者や農業後継者など、都市農業に力を入れている農業者もあり、地産地消を目指し、直売所や軽トラ市での販売など、都市近郊ならではの特色ある農業経営の努力も行われています。

また、近年では体験型農業に対する人気が高まっています。市の北部には市民農園（アグリパーク）を開設しており、利用状況は、ほぼ100%となっています。

アグリパーク（農業体験センター）

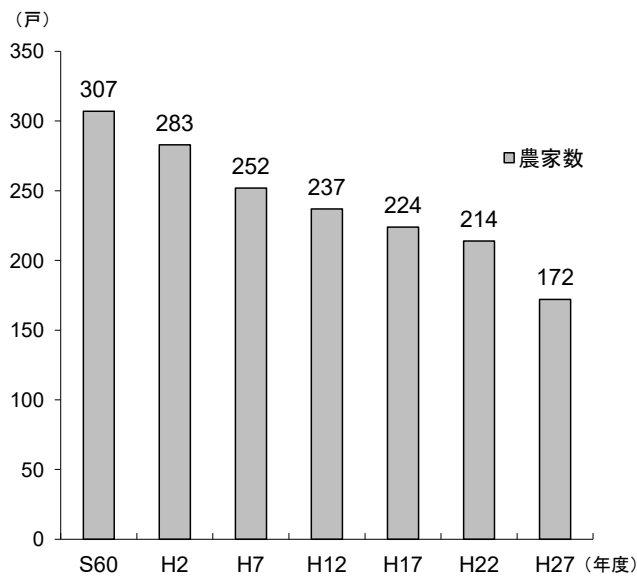


図 2-2-18. 農家数の推移
(資料：農林業センサス)

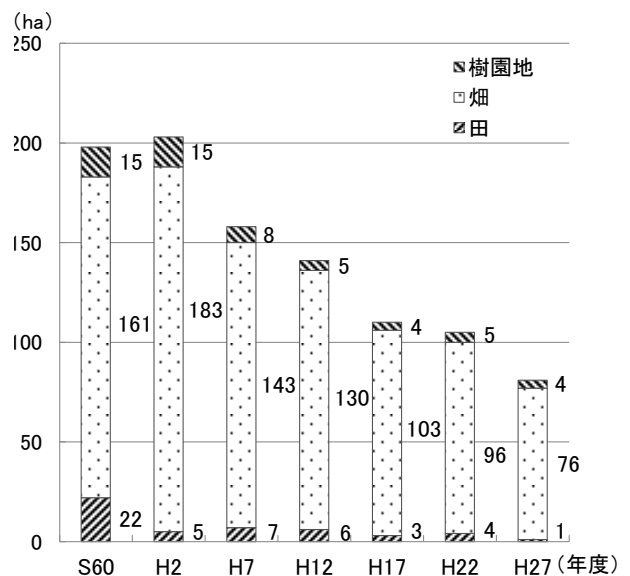


図 2-2-19. 経営耕地面積の推移
(資料：農林業センサス)



⑨ 歴史・文化資源

市内の史跡や文化財は、人々の心に安らぎとうるおいを与えてくれます。また、2020(令和2)年3月には、午王山遺跡が国指定の史跡になりました。

午王山遺跡



午王山遺跡は、荒川を臨む独立丘陵上に位置する、主に弥生時代中期後半から後期後半までの集落遺跡です。

新倉ふるさと民家園



埼玉県内で現存する最古の部類に入る民家です。萱葺き屋根の旧富岡家住宅を復元しました。

長照寺の大いちょう



長照寺の境内にある大いちょうは、推定樹齢が約700年といわれる近郷随一の老樹です。

⑩ まちづくり条例

安心できて快適な生活環境をつくることを目指して、まちづくり条例などで無秩序な開発の防止、住みやすい環境や景観のための協定、中高層建築物の建築時に配慮が必要な事項などを定めています。

また、まちづくり条例では、開発をする場合に、市と開発事業者との間で協定を結ぶことになっており、開発に伴う問題解決の手続きが盛り込まれるなど、環境保全のためなどに必要な事項が行いやすい仕組みになっています。

表 2-2-5. まちづくり条例による協定を締結する基準の内容

対 象	指 導 内 容
緑化	用途地域の区分に応じて、次の緑化区域の面積を確保する。 住居系、工業系の用途地域では、開発行為等を行う区域の面積の10%以上、商業系の用途地域では、2%以上。用途地域の指定のない区域では、20%以上。原則として木を植え、芝などでもよい。屋上緑化・駐車場緑化も可能。
湧水、斜面林	斜面林、湧水その他の自然環境に配慮し、中高層建築物を建築する場合は、湧水の湧出量等を観測する。
現場管理等	工事に伴う騒音等の発生防止の措置を講ずるよう努める。 工事の着手前に、工事の施工方法等について近隣住民等と協定を結ぶよう努める。
電波障害対策	中高層建築物により電波障害が生じるときは、電波障害の防止に必要な措置を講ずる。
公園、緑地等	0.3ha以上の開発を行う場合、公園、緑地又は広場の合計面積は、開発面積の4%以上。 開発面積が0.3ha以上5ha未満の場合は、1か所の面積は120㎡以上。5ha以上の場合は、1か所300㎡以上。(5ha以上20ha未満の場合は、1000㎡以上を1か所以上。20ha以上の場合は、1000㎡以上の公園、緑地又は広場を2か所以上。)
雨水の浸透施設等	開発行為等を行う区域内の雨水を地中に浸透させるトレンチ又は雨水を一時的に貯留させる施設を設置する。



⑪ ポイ捨て・路上喫煙防止の取組

「和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」は、空き缶などのポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止し、環境美化の促進を図り、快適な生活環境を確保することを目指しています。条例に定める美化推進員によるポイ捨て啓発活動により、ポイ捨てごみの量は減っています。

また、路上喫煙禁止地区での違反に罰則を伴う「和光市路上喫煙の防止に関する条例」で、路上喫煙の防止と歩行者などの身体及び財産の安全の確保を図っています。

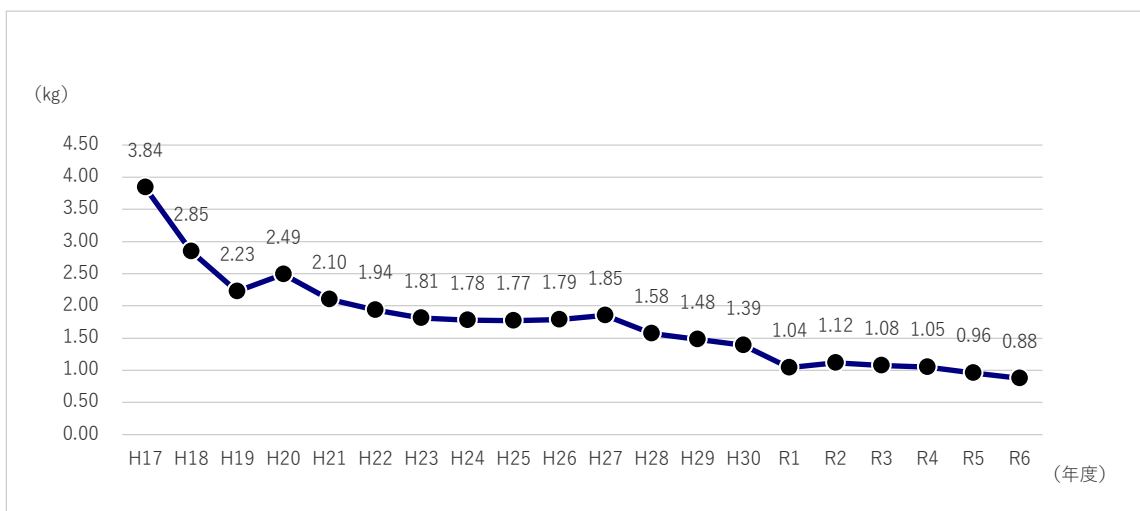


図 2-2-20. 美化推進員活動 1 日 1 人当たりのポイ捨てごみ収集量

(資料：環境課)



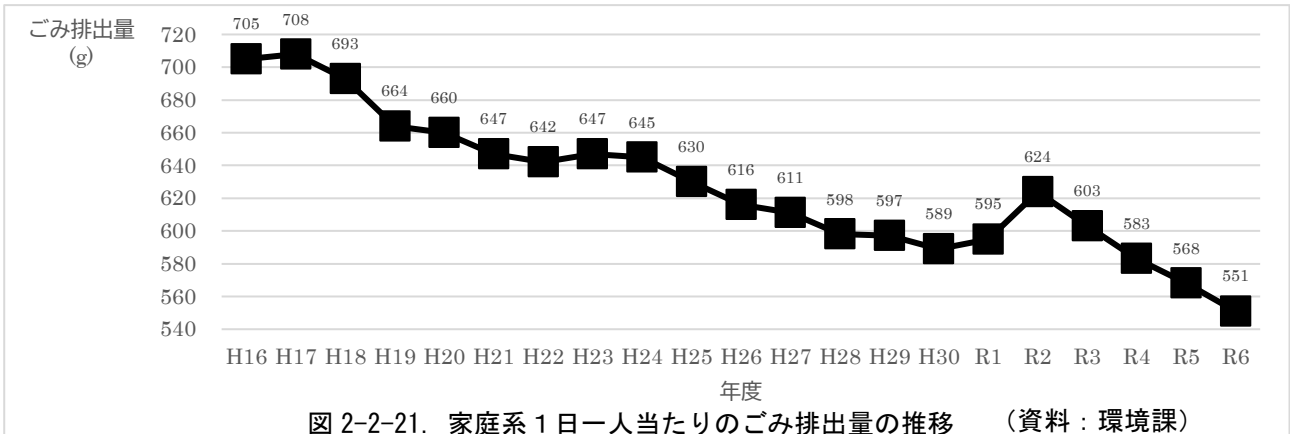
(3) 生活環境

生活環境に関する現状を示します。

① 廃棄物

①-1 ごみ排出量

近年、市民のごみ削減への意識の高まりにより、分別による再資源化が進み、1日一人当たりのごみ排出量は、概ね減少傾向にあります。近年は横ばいになっています。



①-2 ごみの分別

容器包装リサイクル法^{注)}では、ガラスびん、ペットボトルなど容器包装類の再資源化が義務付けられています。和光市では、市民の協力で2001(平成13)年度から13品目のごみ分別が行われており、再資源化は量、質ともに、近年ほぼ一定の水準を維持しています。

そうした中で、市民団体による再資源化量は、減少傾向にあります。

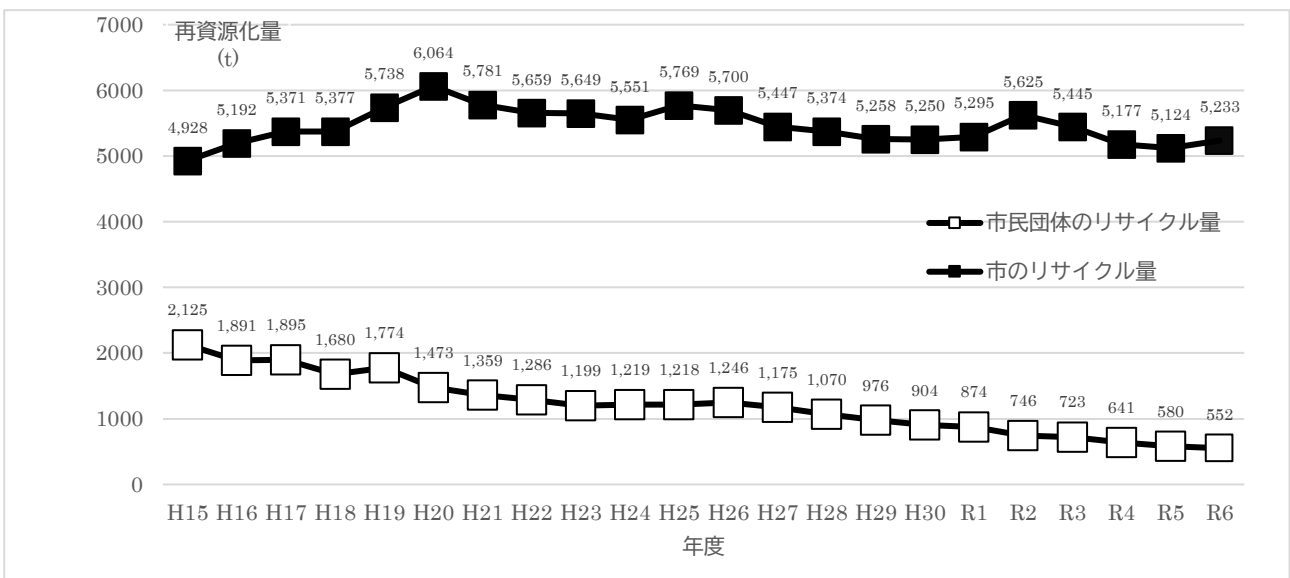


図 2-2-22. 再資源化量

(資料：環境課)

注) 容器包装リサイクル法

1997(平成9)年からガラスびん、ペットボトルが対象に、2000(平成12)年からは紙、プラスチック製品が加わった。自治体が分別収集を行い、製造・販売業者は再商品化の義務を負っている。有価物として取り引されているスチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールは、分別収集はするが、この法律の再商品化義務の対象外となっている。



和光市 保存版 2020.3 作成

資源とごみの分け方・出し方

正しく分けて、ルールを守って出しましょう。 和光市清掃センター ☎ 048-464-5300
 ごみ集積所と資材(箱・ネット等)は使う人で管理し、常に清潔にしておきましょう。

プラスチック 透明・半透明の袋	●中を洗う ●ビニールもプラスチックです くわしくは3ページ	毎週 曜日
ペットボトル 緑のネット袋	●中を洗う ●キャップははずす ●ラベルもはがす くわしくは4ページ PET このマークがついているもの	祝日も収集
びん・缶 はこ(コンテナ)	●中を洗う ●びんはキャップははずす くわしくは4ページ	毎週 曜日
紙・布 燃やさないごみ・有害ごみ	●ひもで束ねる ●布類は透明な袋に入れる(布類は雨の日に出せません) 新聞紙 段ボール 雑誌・雑紙 紙パック 布類 くわしくは5ページ	祝日も収集
燃やさないごみ 透明・半透明の袋	燃やさないごみ 有害ごみ(透明袋に入れる) くわしくは6ページ	毎週 曜日
燃やすごみ 透明・半透明の袋	紙くず等 生ごみ 草・木くず 革・ゴム くわしくは7ページ	祝日も収集

※収集日の朝8:30までに、分別して出してください。(収集時間は交通事情等で変動します)
 ※くわしくは、このパンフレットの中をご覧ください。
 ごみ集積所に出せないもの
 ○粗大ごみ ○家電リサイクル4品目 ○一時多量ごみ ○犬・猫などの死体
 ○処理困難ごみ ○事業活動に伴うごみ (くわしくは8~11ページ)
 拠点回収するもの
 ○乾電池 ○インクカートリッジ (くわしくは11ページ)
 このパンフレットの内容は2020年3月現在のものです。変更する場合もあります。予めご了承ください。



図 2-2-23. ごみの分別と収集方法 (資料：環境課)

①-3 ごみ処理経費

ごみ処理経費は1トン当たり約4万円かかっており、2011(平成23)年度に一時減少しましたが、その後増加しています。1人当たり経費については、若干の増減はあるものの2009(平成21)年度からほぼ横ばいとなっています。

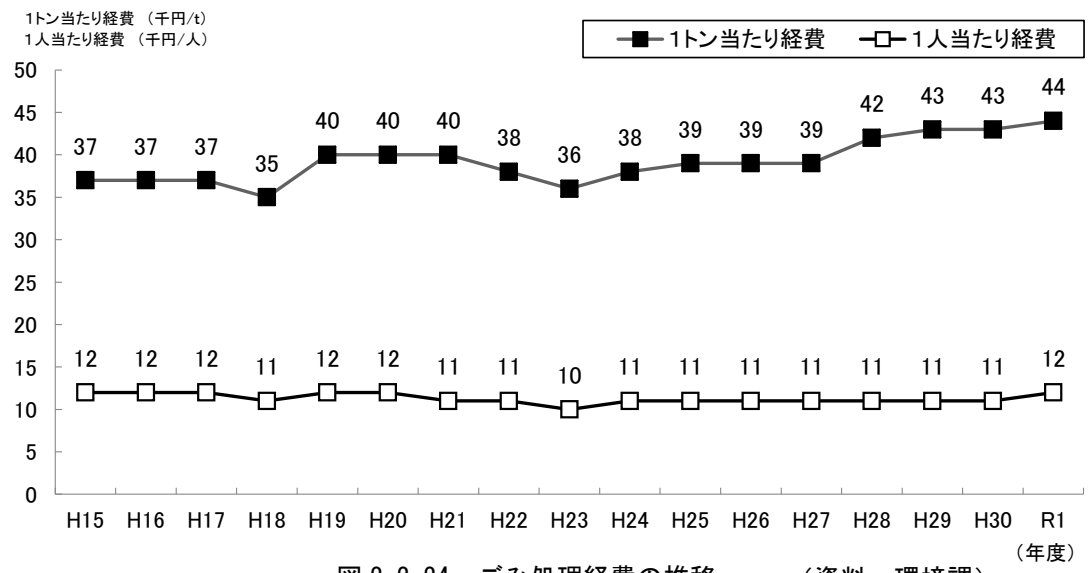


図 2-2-24. ごみ処理経費の推移 (資料：環境課)



①-4 ごみの不法投棄

社会経済活動が大量生産・大量消費・大量廃棄型となることにより、不法投棄が頻繁に起きています。民有地では所有者の負担で、河川や道路の場合は、市町村などの経費で管理者が撤去せざるを得ない場合がほとんどです。

2006(平成18)年度を境に減少傾向にあります。市の職員だけでなく、市民が協力して、普段から環境改善に努めるとともに、監視を続けることが有効な抑止策になります。

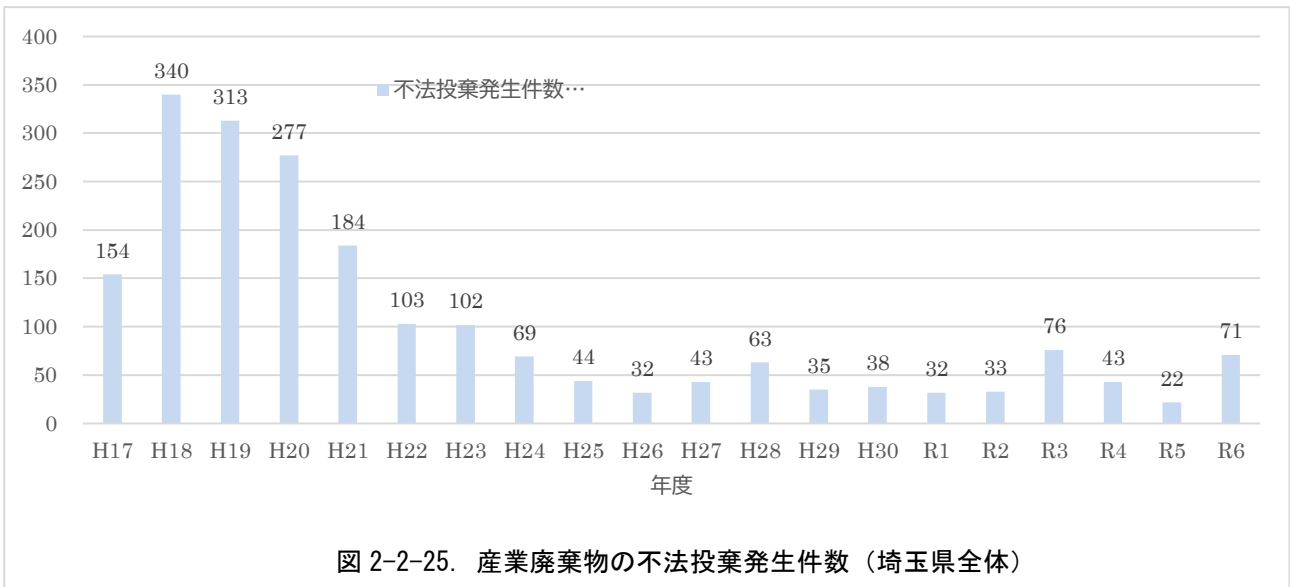


図 2-2-25. 産業廃棄物の不法投棄発生件数 (埼玉県全体)

(出典：埼玉県環境白書)

② 交通

②-1 交通量

人口増加に伴い、自動車保有数や鉄道の乗降人員も増加傾向にあります。また、路線別交通量は減少傾向にあります。幹線道路では大型車の通行量が多くなっています。

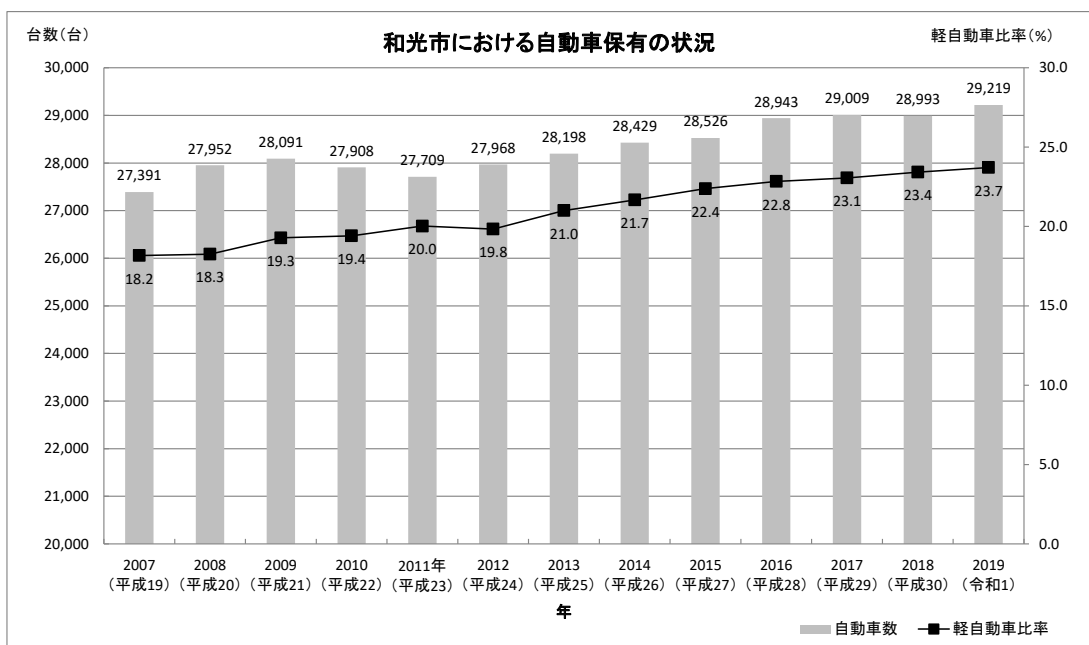


図 2-2-26. 和光市における自動車保有の状況 (資料：統計わこう)

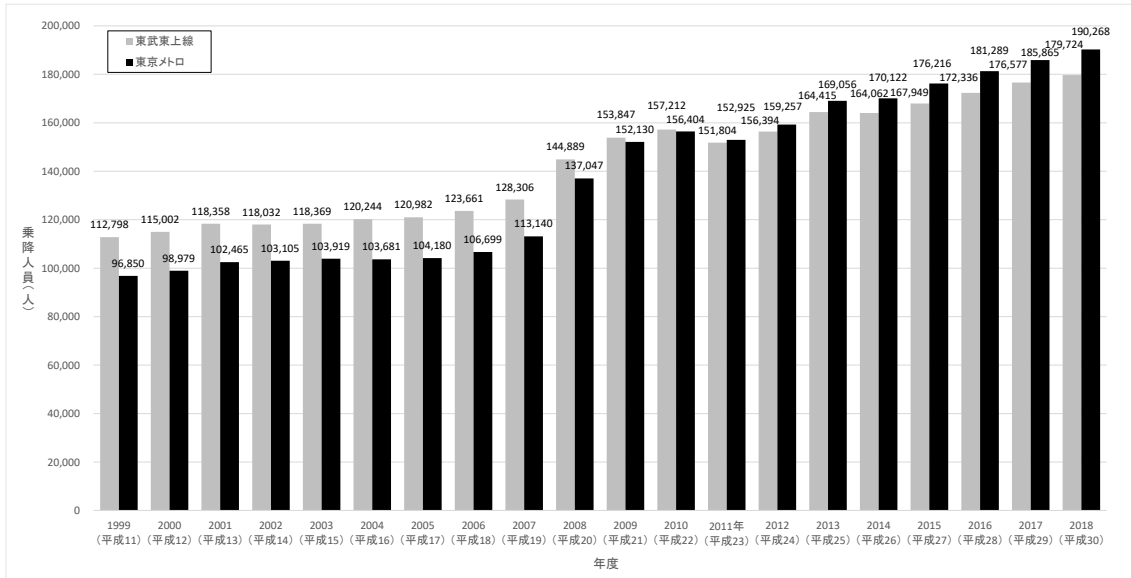


図 2-2-27. 鉄道による旅客輸送状況 (1日平均) (資料：統計わこう)

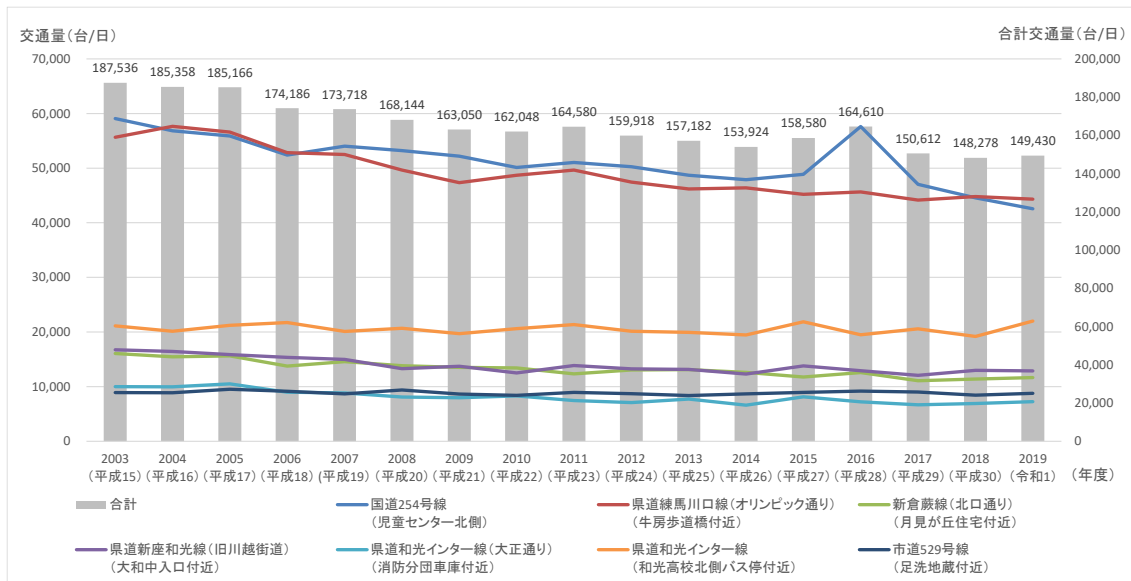


図 2-2-28. 和光市における路線別交通量 (資料：環境課)

②-2 自動車騒音

和光市では市内を通過する自動車が多く、大型車両も通るため、自動車騒音の問題が発生しています。2019(令和元)年度は、国道 254 号において、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度 (昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベル^注) 以下：幹線道路近接空間) を超えています。

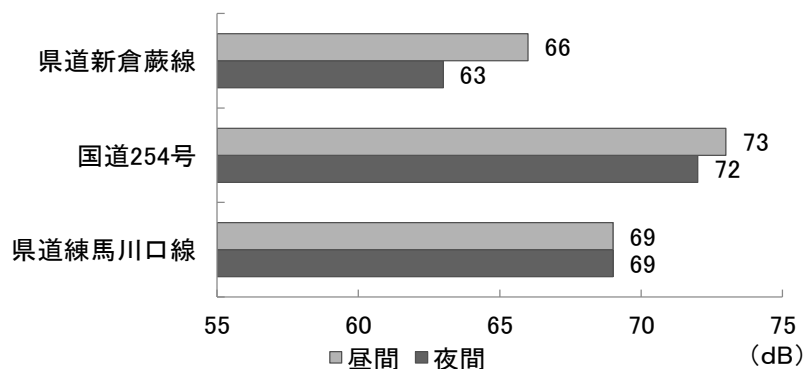


図 2-2-29. 自動車騒音の状況 (令和元年度)

注) デシベル (dB)：騒音の大きさを表す単位

(出典：環境課)

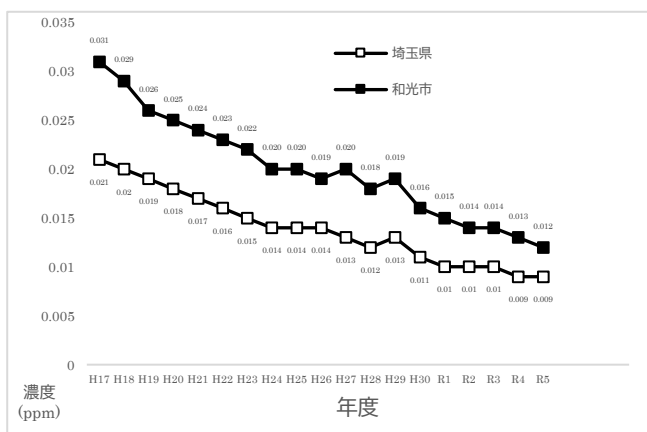


②-3 大気汚染

市内の二酸化窒素は、自動車の排出ガスが大きな発生源となっています。二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質の濃度は、2005(平成 17)年度以降徐々に改善されています。

また近年、PM2.5と言われる直径 2.5 μ m 以下の微小粒子状物質の危険性が注目されており、埼玉県では観測体制を整備・拡充しています。

二酸化窒素濃度



浮遊粒子状物質

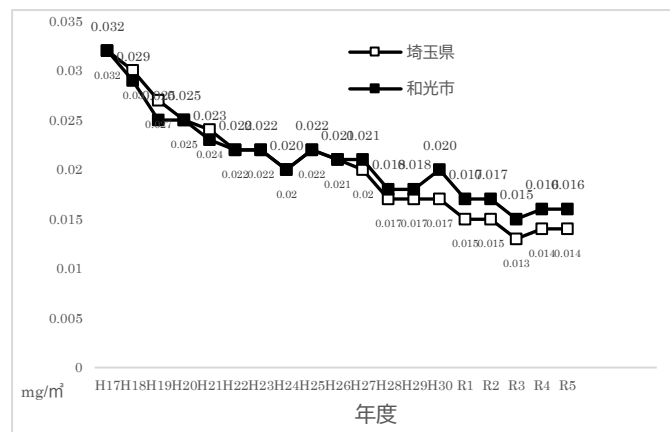


図 2-2-30. 二酸化窒素濃度の推移
(年平均値：和光市立第四小学校)

図 2-2-31. 浮遊粒子状物質濃度の推移
(年平均値：和光市立第四小学校)

(資料：市：埼玉県大気汚染常時監視測定結果報告書／県：大気環境調査結果)

表 2-2-6. 自動車排ガスに起因する大気汚染物質について

汚染物質	人の健康への影響	環境基準
二酸化窒素	のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。
一酸化炭素	血液中の赤血球と結びつき、神経に影響を与える。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	目やのどなどを強く刺激する。	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	肺胞に沈着し、気管支炎や上気道炎などを起こす。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	発がん性があり、造血機能障害により白血球数減少や貧血、血小板数減少、また、中枢神経作用や皮膚・粘膜刺激などを起こす。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。

注) ppm：成分の比率や濃度を表す単位。百万分のいくつに当たるかを示す。

注) 光化学オキシダント：光化学スモッグの原因となる物質の一つである。光化学オキシダントが空気中にたまり、白くもやがかかるところを光化学スモッグと言う。



③ 河川の水質

2015(平成 27)年度以前は、越戸川(土橋)や谷中川(地蔵橋)のBODの濃度が高いものの、2015(平成 27)年度以降には低下傾向にあり、白子川(水道橋)の濃度が上昇傾向にあります。

公共下水道の布設・接続は着々と進んでおり、2020(令和 2)年 3 月 31 日現在の処理区域内人口に対する水洗化率は 98.92% 普及率は 97.07%になっています。なお、白子川の流量は、湧水の流入があるため、下流ほど増加傾向にあります。

注) BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、数値が大きいほど水は汚れている。魚が快適に棲める水質は BOD 値 5mg/ℓ 以下。

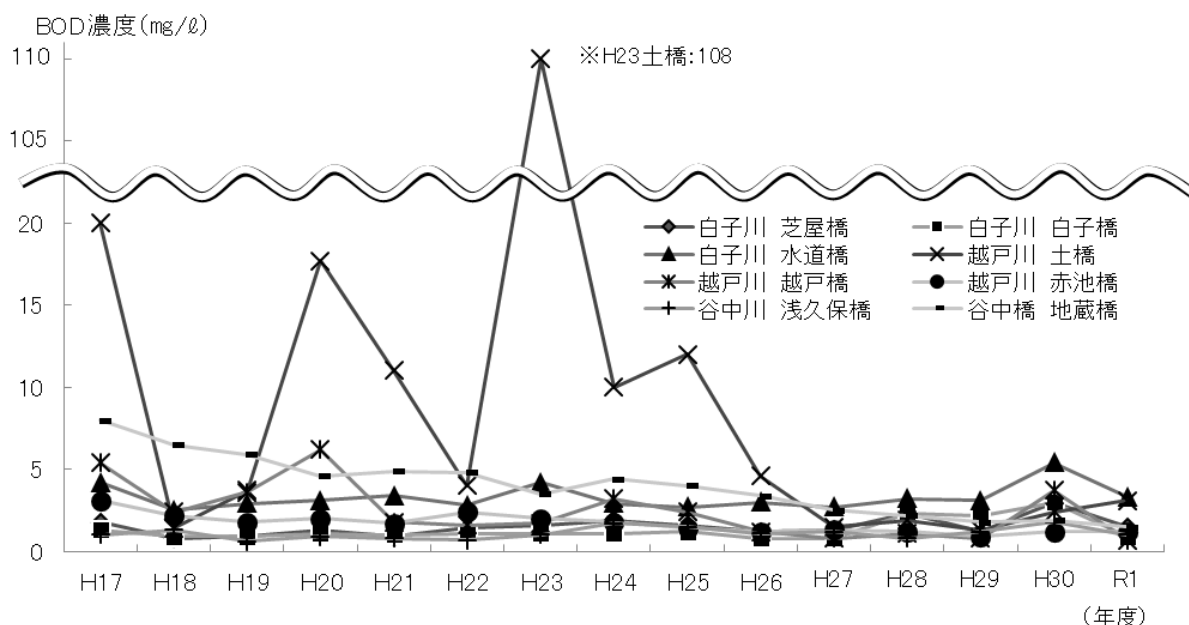


図 2-2-32. 河川の BOD 濃度の推移

(資料:環境課)

注) 土橋(越戸川)は、川の上流部で湧水などの流入がほとんど無いため、流量そのものが少なく、BOD 濃度は他の箇所より高い数字になっています。また、土橋の 2011(平成 23)年度 BOD 値 (108) は、付近の浄化槽の不具合によるものと思われます。

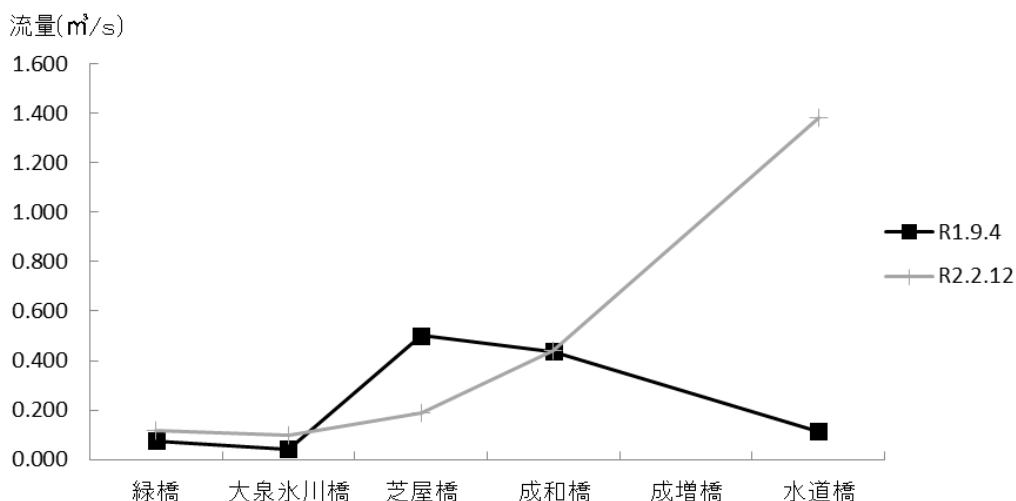


図 2-2-33. 白子川流量の縦断変化

※成増橋は流量のデータ無し。
(資料:白子川流域環境協議会)



④ 公害に対する苦情

公害苦情の件数は、2015(平成27)年度に一度減少しましたが、近年の環境問題に対する社会的な関心の高まりにより、苦情件数は増加傾向になります。

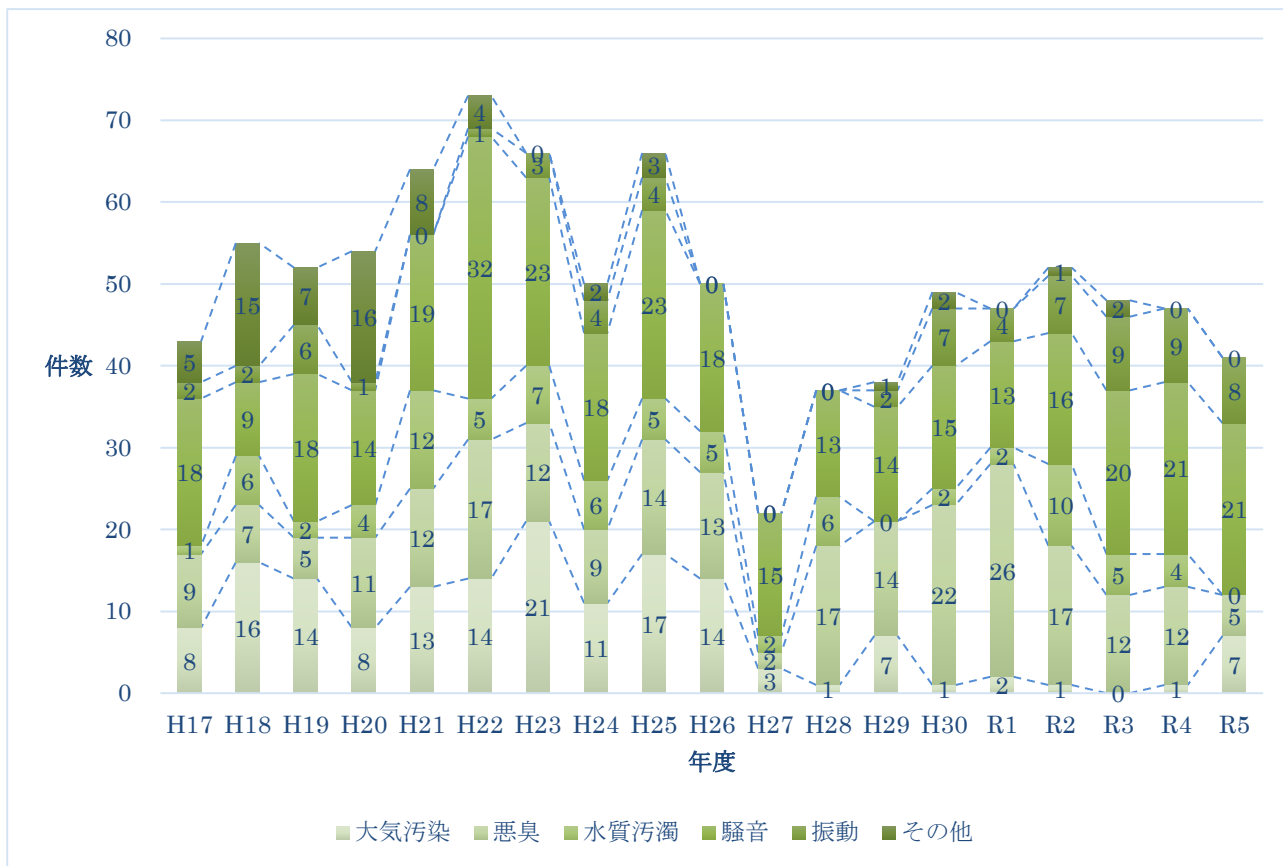


図 2-2-34. 公害苦情件数の推移

(資料：環境課)



(4) 環境活動

環境活動に関する現状を示します。

① 市民が魅力や誇りを感じるもの

第1位は「都心への交通の便のよさ」ですが、「和光樹林公園など規模の大きな公園」や「都心に近いわりには農地が残っていること」、「斜面林、湧水、社寺林などの自然環境」といった、自然の豊かさに市民は魅力や誇りを感じています。

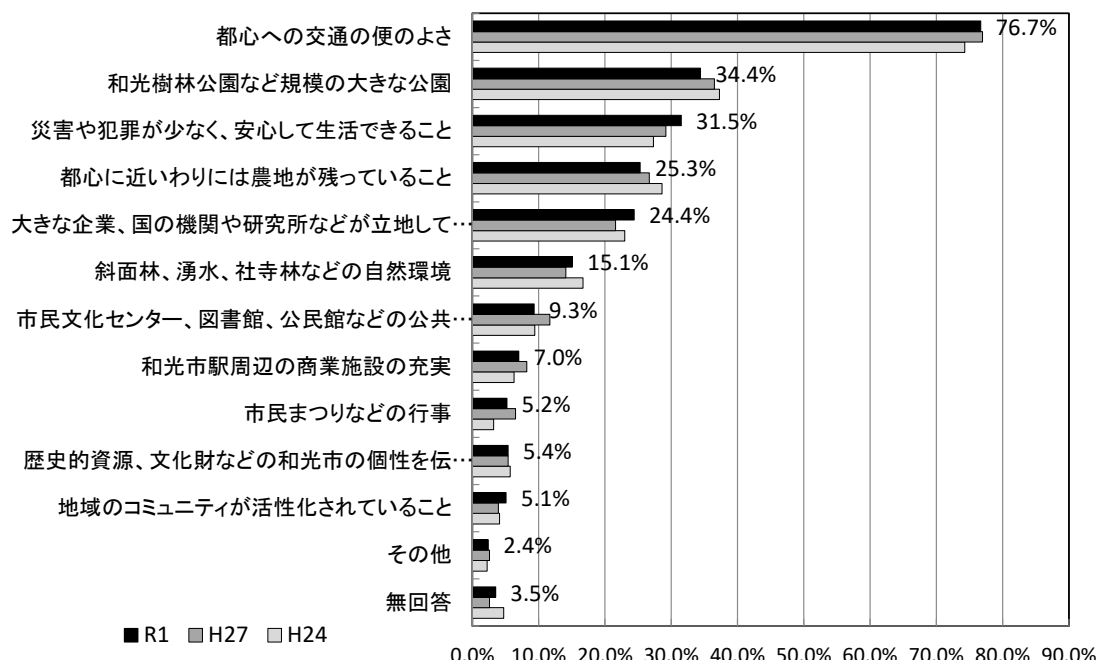


図 2-2-35. 市に魅力や誇りを感じるどころ

(出典：市民意識調査報告書（令和元年10月）)

② 市民ボランティアによる美化活動

埼玉県の川の国応援団制度や彩の国ロードサポート制度、和光市の公共施設美化サポーター制度を活用した市民ボランティア団体による美化活動が盛んに行われています。

越戸川遊歩道



越戸川の清掃活動





③ 市民が求めている環境情報

和光市と市内の環境活動団体が作成した和光市自然環境マップなどは、市民からの問い合わせが多くあり、市民の環境情報に関する関心の高さがうかがえます。

④ 広報「わこう」、ホームページへの関心

和光市の情報源はテレビ・ラジオなどのほか、最近ではインターネットなどの電子媒体の占める割合が大きくなっています（市のホームページを閲覧している人の割合は 56.7%）。また、2020(令和 2)年度に実施した市民アンケートでは、情報発信に関して、「市のホームページ」や「市民まつりなど、市の行事」、「SNS」が効果的だという回答も得られました。

しかし、活字媒体としての「新聞・本・雑誌」なども効果的で、多くの市民の方が関心を持って「広報わこう」を読んでいます（87.4%）。

今後も「広報わこう」が市民にとって市政や生活に関わる情報の獲得手段であることが求められます。

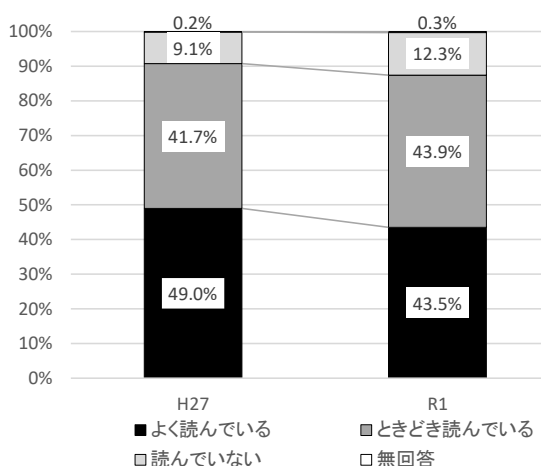


図 2-2-36. 「広報わこう」の閲読状況

（出典：市民意識調査報告書（令和元年 10 月））

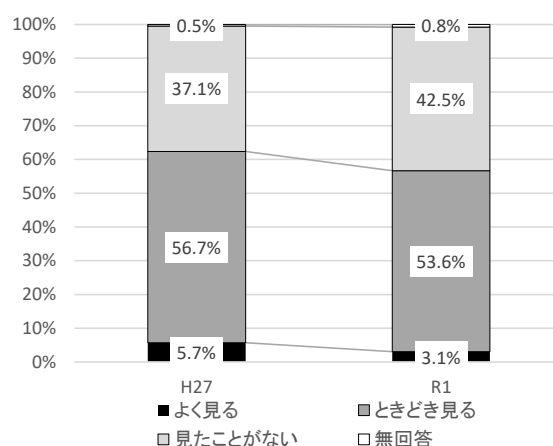


図 2-2-37. 市ホームページの閲覧状況

（出典：市民意識調査報告書（令和元年 10 月））



⑤ 市民による自主的な環境活動

自然観察会や身近な自然の紹介など、自然環境を保全する活動が活発で、市民における自主的な緑地保全活動が、環境学習や啓発に生かされています。また、自治会などを中心とした環境美化活動や年3回のごみゼロ運動への参加のほかにも、多くの市民が地域での資源の回収・再利用の活動をしています。消費者活動団体は消費生活の面から環境啓発活動などに取り組んでいます。

表 2-2-7. 和光市内の主な環境活動団体

団体名	主な活動内容
和光ホテルの会	ホテルを良好な自然環境の象徴として復活させようと、他の団体と連携して繁殖技術を研究する一方、観賞会や学校での飼育講習などの啓発活動も進めています。
和光自然環境を守る会	自然との共生を目標に、越戸川の清掃、催しの開催、水質調査・水生生物調査など、野外活動を重視した保全活動を行っています。
特定非営利活動法人 和光・緑と湧き水の会	市内に多い湧水とその周辺の緑地を対象に、市環境課と協力して湧水環境調査を行い、身近な自然の保全のための提案や自然に親しむ観察会を行っています。また、市との協働により、新倉ふれあいの森の保全活動を行っています。
白子川と流域の水環境を良くする会	流域市民が一体となって、白子川のより良い水循環を考え、保全、回復することによって、水辺の生態系を守り、また、人々の生活文化を伝えていくことを目的に活動しています。
赤池・シャロン会	赤池通り、越戸川赤池橋付近の環境美化と環境保全活動を行っています。
上谷津ふれあいの森を守る会	市との協働により、上谷津ふれあいの森及びびどんぐりの小径の保全活動を行っています。
新倉午王山の会	市との協働により、午王山特別緑地保全地区及びその周辺の保全活動を行っています。
白子大坂ふれあいの森の会	市との協働により、大坂ふれあいの森の保全活動を行っています。また、森の横の大坂通りの清掃も続けています。
生活クラブ生活協同組合和光支部	消費生活を通じたまちづくり活動の一環として、石けん利用を推進し、容器のピン、ビニール袋などの回収とリユース・リサイクルを行い、再生エネルギー利用にも取り組んでいます。
生活協同組合コープみらい（西部ブロック）	牛乳の紙容器、トレー、ペットボトルのリサイクルや食品ロス削減のための「フードドライブ」活動、子ども達がコープの施設で環境の取組を学ぶ「エコたんけん隊」、学校教育の場などで食や環境に興味を持つきっかけ作りとして、「コープみらい活動サポーター」による出前授業プログラムを実施するなど、将来にわたって持続可能な社会を実現するために、事業活動での環境保全活動、地域や行政、組合員と連携した取組をすすめています。
和光市くらしの会	「健全な生活の確立」を目指して、消費者としての権利を守り、消費生活の改善、向上を目標に活動しています。 牛乳の紙容器から作る再生紙、石けんなどの普及に取り組んでいます。
新日本婦人の会和光支部	生活の向上・婦人の権利・子どもの幸せのために力を合わせ、また、大気汚染の調査に取り組んでいます。
消費生活研究会	日々グリーンコンシューマーのくらしを実践し、子どもたちに攻勢で持続可能な環境づくりに配慮した社会づくりを引き継ぎたい思いで、「くらしの中でのエシカル消費（倫理的消費）」について一被災地支援、フェアトレード、リサイクル、地産地消、無農薬、人権、途上国支援、持続可能な環境保護の大切さを毎年、和光市消費生活展で提案するなどの活動をしています。
和光消費生活の会	主婦(夫)の目線で、環境・消費などの観点から快適な生活を送る活動をしています。主なものは毎月の例会と年数回の講演会開催です。

(資料：環境課)

上記の他にも多くの団体が環境活動を行っています。



2-3. 環境に対する市民の意識

2-3-1. アンケート調査実施概要

この度、環境に対する市民の意識を把握するため、満18歳以上の市民を対象とした「第3次和光市環境基本計画をつくるための市民アンケート」と市内の小学5年生を対象とした「環境についてのアンケート」を実施しました。

以下にアンケートの実施概要を示します。

◆第3次和光市環境基本計画をつくるための市民アンケート

調査日：2020(令和2)年7月20日～8月3日

対象：満18歳以上の市民2,000人

調査方法：郵送

回答数(回答率)：822件(41.1%)

◆環境についてのアンケート

調査日：2020(令和2)年7月14日～8月7日

対象：市内全9校の5年生(各1クラス)297人

調査方法：直接聞き取り

回答数(回答率)：297件(100%)



2-3-2. アンケート調査結果

アンケートの調査結果より得られた、環境に対する市民の意識を以下に示します。

(1) 地球環境

地球環境に関する市民の意識を示します。

■環境問題への関心について

- 地球温暖化（気候変動）に関して問題意識を持っている人が最も多く、次いで、海洋汚染等、ごみ問題とリサイクルである。一方、生物多様性の喪失についての問題意識が最も低い。
- 小学生も市民同様、地球温暖化に関心を持っている人が多い。また、地球温暖化の中でも水災害の増加や植物の開花時期の変化、動植物の絶滅、熱中症被害の増加に関心を持っている。

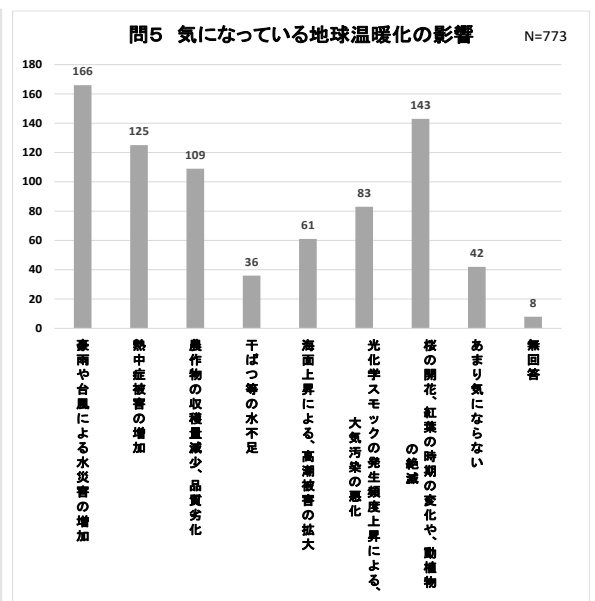
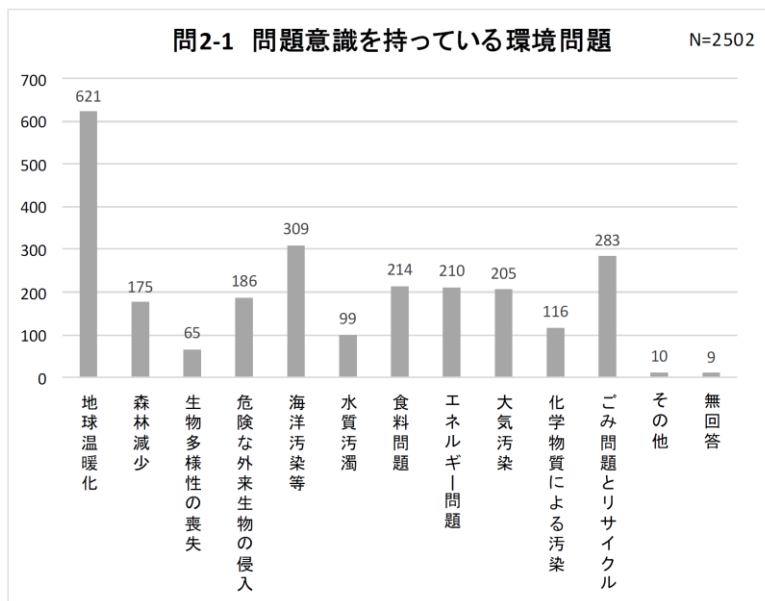


図 2-3-2. 小学生アンケート問 5

■地球温暖化に対応するための適応策の重要度について

- 適応策のうち、水災害対策について重要だと考えている人が最も多い。

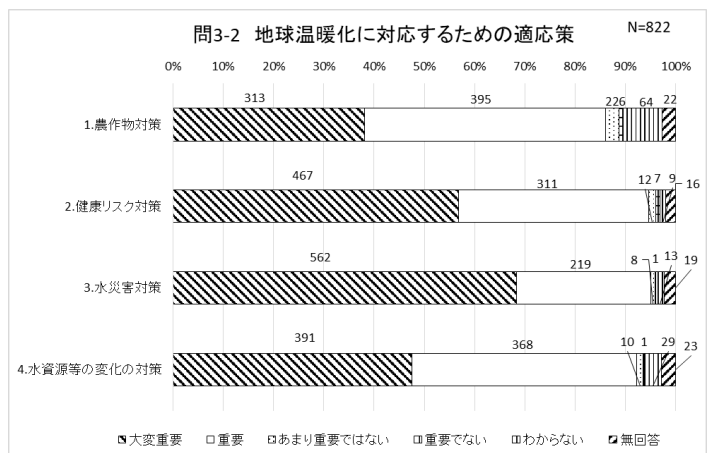


図 2-3-3. 市民アンケート問 3-1



(2) 自然・景観

自然・景観に関する市民の意識を示します。

■身の回りの環境についての「満足度」について

- ・緑の豊かさ（緑地、都市公園、農地など）については満足度が最も高い。

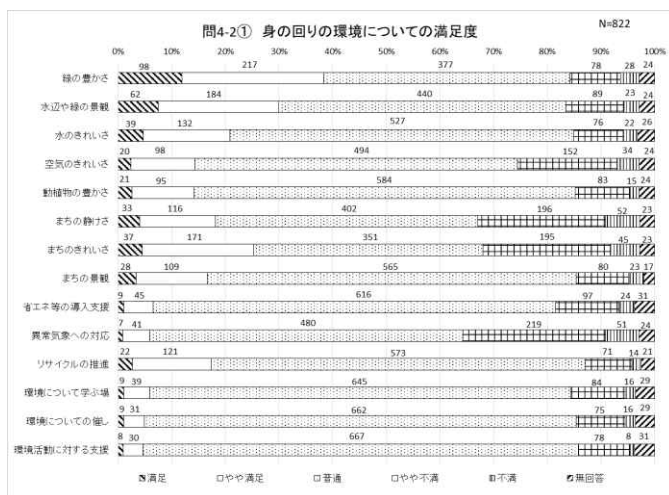


図 2-3-4. 市民アンケート問 4-2

(3) 生活環境

生活環境に関する市民の意識を示します。

■身の回りの環境についての「優先度」について

- ・まちのきれいさ（ポイ捨て・不法投棄）について、優先的に取り組むべきだと回答した人が多い。



図 2-3-5. 市民アンケート問 4-2

■住まいの周辺環境について

- ・小学生は、住まいの周辺環境について、まちが清潔ではないという回答が多い。

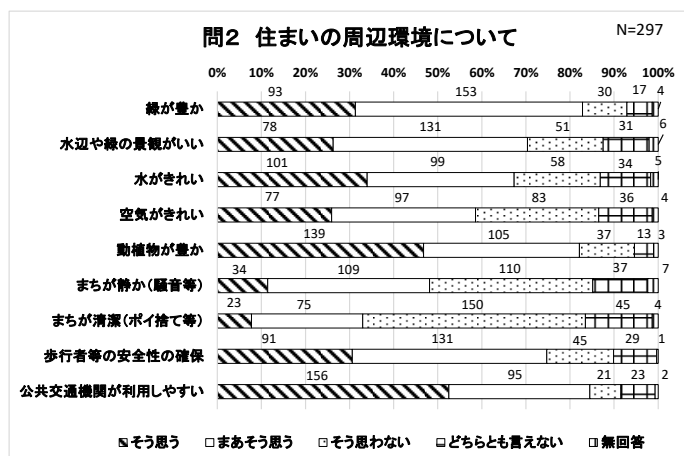


図 2-3-6. 小学生アンケート問 2



(4) 環境活動

環境活動に関する市民の意識を示します。

■環境についての活動について

- ・分別・回収活動へ参加したことがある人が最も多く、次いで、清掃・美化活動、農業体験であり、湧水・緑地などの環境保全活動へ参加したことがある人が最も少ない。

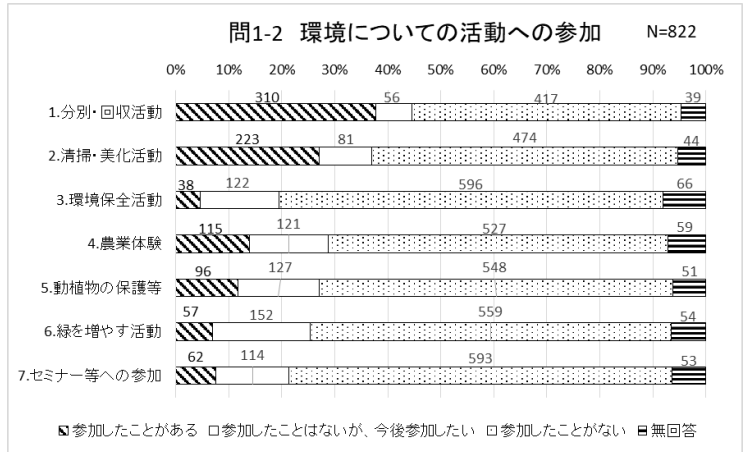


図 2-3-7. 市民アンケート問 1-2

■和光市の情報発信について

- ・情報発信は、「市の広報紙やパンフレットなどの紙媒体」に加え、「市のホームページ」や「市民まつりなど、市の行事」、「SNS」が効果的だという回答が多い。

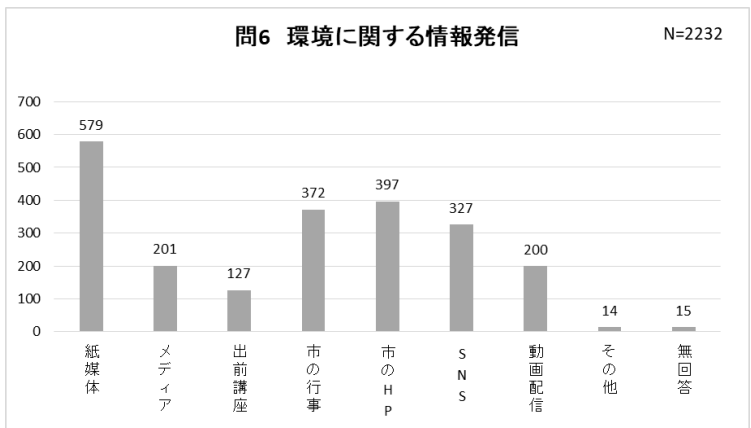


図 2-3-8. 市民アンケート問 6

(5) 和光市の将来像

和光市の将来像に関する市民の意識を示します。

■和光市の将来像について

- ・小学生は、将来は「緑や湧き水、川などの自然が豊かでうるおいのあるまち」、次いで、「景観が美しいまち」、「ゴミ等のない清潔なまち」、「生物多様性の維持されるまち」を望む人が多い。

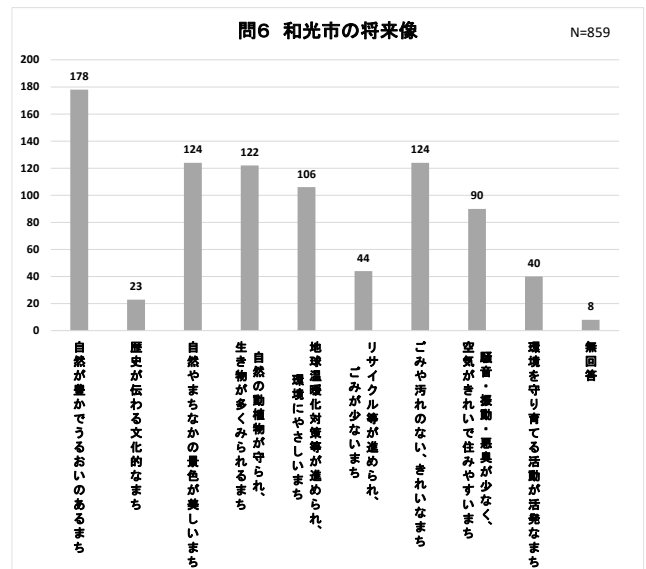


図 2-3-9. 小学生アンケート問 6



2-4. 環境の現状をふまえた課題

環境の現状をふまえた課題を示します。

(1) 地球環境

- 地球に負担をかけない生活スタイルへの転換、資源を有効に利用する取組（二酸化炭素などの温室効果ガスの削減）を図ることが必要です。
- ごみを出さない生活の工夫と、ごみの適正処理について検討する必要があります。
- 地球温暖化の防止に向け、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの活用への取組が必要です。
- 公共交通や自転車の利用など、低炭素型の交通体系の推進を図る必要があります。

(2) 自然・景観

- 和光市が有する湧水や緑地、歴史的景観の継続的な保全のため、トラスト制度などの財源確保のための有効な手段の検討や、次世代を担う市民への継承が必要です。
- 農家や農業従事者の高齢化、後継者不足による農地減少への対策と、適切な保全を図る必要があります。
- 緑地保全との調和など、環境に配慮した公共事業やまちづくりを行うことが必要です。
- 環境への負担と快適な生活環境との均衡を保つことが必要です。

(3) 生活環境

- 市民・団体などによる再資源化の促進を図り、ごみの減量化を図ることが必要です。
- 騒音、振動、悪臭の抑制など、生活環境の向上を図る必要があります。
- ポイ捨てなどがなく、清潔で住みやすいまちづくりを図る必要があります。
- 歩行者や自転車走行の安全性確保に努める必要があります。

(4) 環境活動

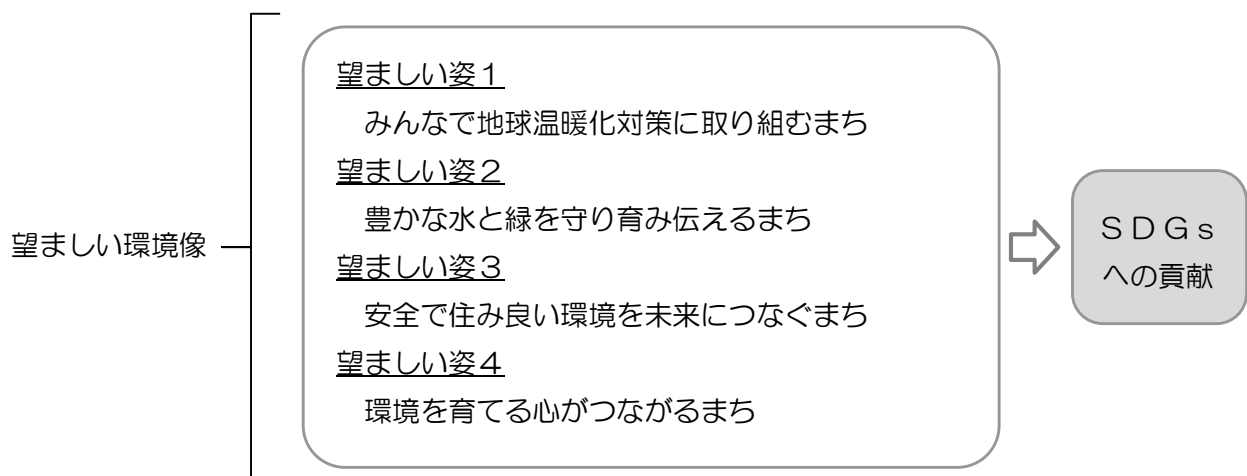
- 市民活動の促進と連携・協働を図ることが必要です。
- 環境に対する意識醸成のための「身近な環境」や「環境を守るための工夫や方法」に関する情報発信を図る必要があります。
- 子ども向けの環境教育、環境学習の機会の提供や、事業者への環境マネジメント普及などによる、環境に興味を持てる仕組みづくりを図る必要があります。

第3章 計画の目標

3-1. 望ましい環境像

和光市環境基本計画では、環境基本条例の基本理念のもと、第五次和光市総合振興計画において定められた将来都市像「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」の実現に向けて、市、市民及び事業者が一体となって取り組んでいきます。

本計画においては、和光市の課題にとどまらず、持続可能で活力ある日本の未来にも貢献できるように、SDGs への貢献を視野に、以下の4つの「望ましい姿」を柱として、具体的で実効性のある環境施策を展開します。なお、望ましい姿1の内容は、和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とします。



3-2. 望ましい姿の将来イメージ

(1) みんなで地球温暖化対策に取り組むまち

- ・地域で地球環境を支え、持続可能なまちづくりが進んでいます
- ・市民のみんなが地球温暖化対策に取り組んでいます
- ・二酸化炭素を排出するエネルギー利用が低減されています
- ・二酸化炭素を吸収する斜面林や農地、まちなかの緑など、緑が多いまちになっています
- ・四季折々の自然景観が広がっています

(2) 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち

- ・都心へのアクセスもよいまちですが、豊かな自然が守られています
- ・斜面林から湧水が流れ、川へと続く緑の回廊が残されています
- ・子どもから大人まで、身近な自然とふれあえる場所があります
- ・街路樹や住宅地、工場内にある緑は、市民が成長を見守っています
- ・残された農地を保全し、農業を通じて自然の大切さが伝えられています
- ・地域の人たちが工夫をしながら歴史や文化を守り育てています
- ・緑豊かで景観に配慮したデザインにより美しいまちが広がっています



(3) 安全で住み良い環境を未来につなぐまち

- ・4R^注を実行し資源やエネルギーに無駄のない生活をしています
- ・産業廃棄物処分場も環境整備を進めリサイクルエコタウンを目指しています
- ・都市のヒートアイランド防止に向けて取組が進められています
- ・国道254号、県道練馬川口線、東京外かく環状道路などの幹線道路の騒音などが減り、安全で静かな環境となっています
- ・魚などの生物が多く水のきれいな川で、子どもが遊んでいます
- ・日常生活や事業活動からの排ガスや排水などを抑制し、環境負荷が少なくなっています

(4) 環境を育てる心がつながるまち

- ・市民がそれぞれの立場で環境をよくしようとする心の豊かさがあります
- ・学校での環境学習や地域で環境情報の共有ができ情報交換が活発になり、市民がともに学び、ともに活動しています
- ・行政・市民・事業者が知恵と力を出し合いながら協働して環境活動を展開しています

3-3. 施策体系と重点方針

望ましい環境像の実現に向けて、4つの望ましい姿及びこれを実現するための方針を設定します。そして、重点方針を定め、重点的に取り組みます。

望ましい姿1の具体的な内容である和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、第4章に示します。

(1) 望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち

「みんなで地球温暖化対策に取り組むまち」は、環境保全にかかる国際的な取組、わが国や埼玉県の取組と連動して、深刻化する地球温暖化へ、市域全体で取り組んでいきます。そのため、和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進により実現していきます。

方針1（重点方針） 地球温暖化対策の推進

(2) 望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち

「豊かな水と緑を守り育み伝えるまち」は、2つの方針により望ましい姿を実現していきます。2つの方針のうち「豊かな自然環境の保全」について、重点的に取り組みます。

方針1（重点方針） 豊かな自然環境の保全

方針2 自然と調和した美しいまちの形成

注）4R：Refuse(リフューズ＝不要なものはもらわない、断る)、Reduce(リデュース＝廃棄物を出さない)、Reuse(リユース＝再利用)、Recycle(リサイクル＝再資源化)の略称。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。



(3) 望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち

「安全で住み良い環境を未来につなぐまち」は、2つの方針により望ましい姿を実現していきます。2つの方針のうち「循環型社会の形成」について、重点的に取り組みます。

方針1（重点方針）	循環型社会の形成
方針2	住みやすい生活環境の形成

(4) 望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち

「環境を育てる心がつながるまち」は、2つの方針により望ましい姿を実現していきます。2つの方針のうち「パートナーシップの強化」について、重点的に取り組みます。

方針1（重点方針）	パートナーシップの強化
方針2	環境活動の支援・推進

第3次和光市環境基本計画

望ましい環境像

望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち

方針1 (重点方針)：地球温暖化対策の推進

- 和光市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
- ・再生可能エネルギーの普及促進に取り組みます
- ・省エネに配慮したライフスタイルを推進します
- ・低炭素型の交通体系を推進します

望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち

方針1 (重点方針)：循環型社会の形成

- ・一人一人が自覚してごみを減らし、資源の再使用・再利用を進めます
- ・ごみの適正処理を進めます

方針2：住みやすい生活環境の形成

- ・日常生活や事業活動に伴う騒音・振動・悪臭の対策を進めます
- ・大気汚染の防止を進めます
- ・生活排水や産業排水の対策を進めて水質を改善します
- ・水の健全な循環を保ちます
- ・多様な化学物質問題の防止に努めます

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち

方針1 (重点方針)：豊かな自然環境の保全

- ・貴重な和光市の自然を守ります
- ・斜面林などの緑、湧水、河川の豊かで潤いのある環境を保全します
- ・民有地での自然環境保全の仕組みをつくり、推進します
- ・白子湧水群に関わる暮らしと歴史が和光市の固有の文化であることを伝えます
- ・生物多様性を保全し、地域の自然と共生します

方針2：自然と調和した美しいまちの形成

- ・アグリパーク周辺など、農地を保全し、農業を維持できる条件を整えます
- ・午玉山遺跡や歴史的建造物、長照寺の大いちょうなど、和光市の歴史や文化財を継承します
- ・環境に配慮したまちづくりを進めます
- ・水道道路周辺などの景観を改善するとともに、美しい景観、美しいまちづくりを進めます
- ・緑の創出や育成に取り組み、都市緑化を推進します

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち

方針1 (重点方針)：パートナーシップの強化

- ・環境教育・環境学習を推進し、環境に興味を持てる仕組みづくりを進めます
- ・事業活動で環境への配慮と普及を進めます
- ・事業者や研究機関と連携し、未来の環境づくりを進めます
- ・市も事業者としての環境管理を進めます

方針2：環境活動の支援・推進

- ・市民参加型のまちづくりを進めます
- ・自然環境に対する市民の意識を高め、市民活動を充実させます
- ・環境情報の普及を推進します
- ・活動の担い手を増やします
- ・環境活動の拠点をつくり、活動を推進します

市・市民・事業者の
連携・協働



SDGsへの貢献





SDGs と各方針の対応表



望ましい姿1	みんなで地球温暖化対策に取り組むまち									
	方針1(重点方針)地球温暖化対策の推進									
望ましい姿2	豊かな水と緑を守り育み伝えるまち									
	方針1(重点方針) 豊かな自然環境の保全									
望ましい姿3	安全で住み良い環境を未来につなぐまち									
	方針1(重点方針) 循環型社会の形成									
望ましい姿4	環境を育てる心がつながるまち									
	方針1(重点方針) パートナーシップの強化									



望ましい姿1	みんなで地球温暖化対策に取り組むまち									
	方針1(重点方針)地球温暖化対策の推進									
望ましい姿2	豊かな水と緑を守り育み伝えるまち									
	方針1(重点方針) 豊かな自然環境の保全									
望ましい姿3	安全で住み良い環境を未来につなぐまち									
	方針1(重点方針) 循環型社会の形成									
望ましい姿4	環境を育てる心がつながるまち									
	方針1(重点方針) パートナーシップの強化									



第4章 望ましい姿1の実現に向けた方針と環境施策

－地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち」の実現に向けて、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を推進します。



4-1. 計画の基本的な事項

4-1-1. 計画策定の趣旨

2015(平成27)年12月、フランスのパリでCOP21（第21回国連気候変動枠組条約締約国会議）が開催され、2020(令和2)年以降の温暖化対策の国際的な枠組みとして、「パリ協定」が正式に採択され、全体目標として掲げられている「世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える（1.5℃に抑えることが、リスク削減に大きく貢献することにも言及）」に向けて、世界全体で今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていくという方向性が打ち出されました。また、IPCCは1.5℃特別報告書(2018(平成30)年)で、気温が2℃上昇すると1.5℃上昇した場合と比べて洪水や豪雨などのリスクの上昇、気象災害、生態系など多様な分野で悪影響が増大するとしています。

国では、2016(平成28)年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比で温室効果ガス排出量を26%削減」という中期目標を掲げています。

また、2019(令和元)年6月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定しました。この戦略では、「今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガス排出実質ゼロの『脱炭素社会』を実現」という目標を掲げています。

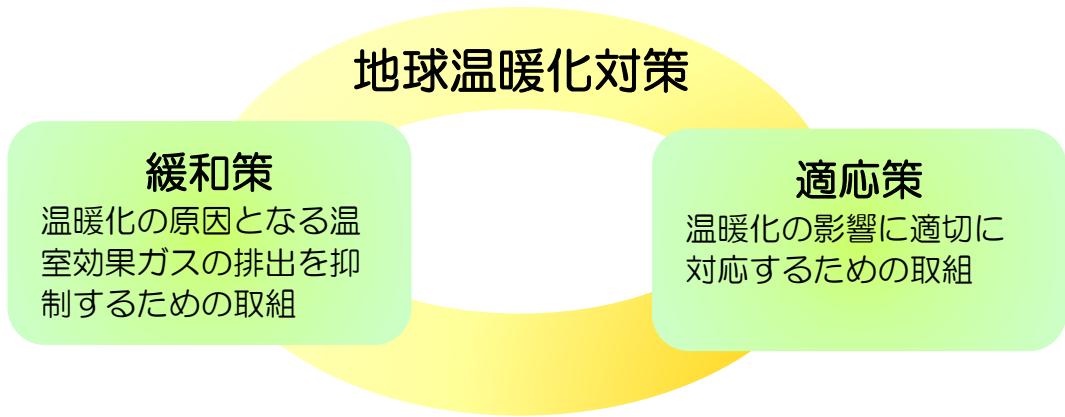
一方、気候変動の影響が今後深刻化するおそれがあることから、2018(平成30)年12月に気候変動適応法を施行し、地球温暖化の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を法的に位置付けました。これにより、温室効果ガス排出削減対策である「緩和策」と「適応策」を両輪として温暖化対策を推進しています。

これらの動きを受け、国内・外でも様々な取組が進められていますが、和光市においても、地域の特性に応じた取組の重要性を鑑み、かつ、これまでの取組であった緩和策(温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための取組)に加えて、適応策(温暖化の影響に適切に対応するための取組)へも踏み込むこととし、2012(平成24)年に策定した「和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中間見直しを2017(平成29)年に行っています。

2020(令和2)年10月、我が国は2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す目標が掲げられたことから、この実現に向けて、脱炭素社会に向けた取組が加速化しています。

注) 1.5℃特別報告書
詳しくは16頁参照。

注) 気候変動適応法
国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進することを目的とした法律。

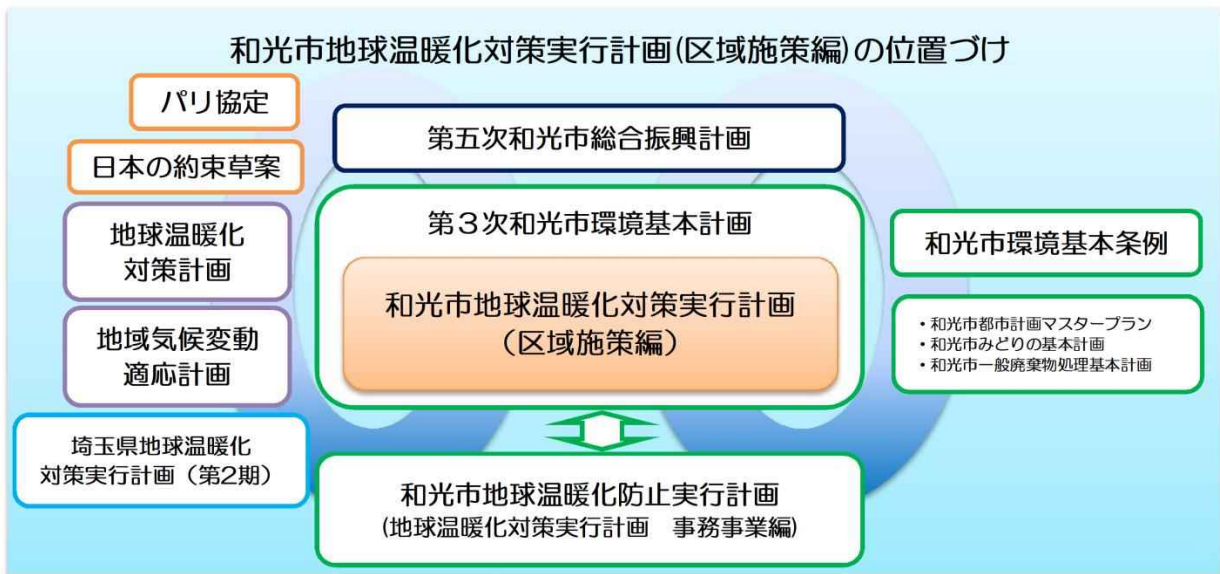


4-1-2. 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条において、「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする」とされています。

また、地球温暖化対策推進法第21条の3では、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）は、地方公共団体実行計画（区域施策編）を定めることとされています。

和光市には、この規定は適用されませんが、深刻化する地球温暖化へ市域全体で取り組むため、「和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本温対計画」という。）を策定します。



※ **実行計画（事務事業編）と実行計画（区域施策編）との関連**

地球温暖化対策推進法第21条に基づいて策定するのが、地球温暖化対策地方公共団体実行計画ですが、大きく分けて、2つの部分（「事務事業編」と「区域施策編」）から構成されています。

和光市では、本温対計画とは別に「和光市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」（以下「事務事業編」という。）を策定しています。事務事業編に位置づける温室効果ガスは、本温対計画に掲げる業務部門や廃棄物分野の排出量の一部に当たります。したがって、事務事業編に掲げている削減目標は、本温対計画において、「業務部門等の一事業者としての責務」と「公共機関としての率先行動」という側面を持っています。

注) 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策計画の策定や国民の取組を強化するための措置、一定量の温室効果ガスを排出する者の排出量報告義務などについて定めた法律。



4-1-3. 計画の期間と基準年度

2021(令和3)年度から2030(令和12)年度の10年間

基準年度 2013(平成25)年度

本温対計画の期間は、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度の10年間とします。

なお、「地球温暖化対策計画」の長期的な目標として2050(令和32)年の目標を掲げていることから、2050(令和32)年度を視野に入れた計画とします。

計画の基準年度は、国の計画と一致させることで国と県との目標の進捗状況の比較がしやすく、市民にも分かりやすいことから、2013(平成25)年度を基準年度とします。

4-1-4. 対象とする温室効果ガス

(1) 対象とする温室効果ガス

本温対計画は、二酸化炭素(CO₂)を削減の対象とします

地球温暖化の原因である温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条の3において、下図の7つとされています。しかしながら、日本の温室効果ガスの中で、二酸化炭素(CO₂)の比率が約92%と極めて高いことから、本温対計画は、二酸化炭素(CO₂)を削減目標の対象とします。

なお、その他のガスは削減目標としませんが、今後の動向を把握し、注視していきます。

表 4-1-1. 日本の温室効果ガス排出量

温室効果ガス	比率
二酸化炭素 (CO ₂)	91.70%
メタン (CH ₄)	2.40%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1.60%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	3.80%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	0.30%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	0.20%
三ふっ化窒素 (NF ₃)	0.02%

(資料：2018(平成30)年度の温室効果ガス排出量(確報値) 環境省)



参考：主な温室効果ガスの種類と排出量の経年変化

主な温室効果ガスは、「二酸化炭素（CO₂）」、「メタン（CH₄）」、「一酸化二窒素（N₂O）」、「ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）」です。

温室効果ガスの性質や用途、排出源を示します。

表 4-1-2. 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	性質	用途、排出源
二酸化炭素(CO ₂)	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など。
メタン(CH ₄)	天然ガスの主成分。常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素(N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷凍庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。

(出典：JCCCA HP)

和光市におけるガス種別の温室効果ガス排出量をみると、二酸化炭素(CO₂)は、2012(平成 24)年に 321.7 千 t-CO₂であったのに対し、2016(平成 28)年には、282.4 千 t-CO₂と約 14%減少し、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)は、2012(平成 24)年に 13.3 千 t-CO₂であったのに対し、2016(平成 28)年には 21.4 千 t-CO₂と約 38%増加しています。メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、も増加傾向にあります。

表 4-1-3. ガス種別温室効果ガス排出量の経年変化

ガス種(千 t-CO ₂)	2012 (平成 24)年	2013 (平成 25)年	2014 (平成 26)年	2015 (平成 27)年	2016 (平成 28)年
二酸化炭素(CO ₂)	321.7	319.1	312.3	295.3	282.4
メタン(CH ₄)	0.2	0.2	1	0.9	0.9
一酸化二窒素(N ₂ O)	1.8	1.9	2.5	2.4	2.5
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	13.3	14.5	16.5	17.7	21.4

※二酸化炭素(CO₂)は、環境省が公表した各年度の実電力排出係数を使用し算出

(出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度版)



(2) 温室効果ガス排出量の算定対象部門

本温対計画では、温室効果ガス排出量の算定対象部門は、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門の5部門とします。

表 4-1-4. 温室効果ガス排出量の算定対象部門

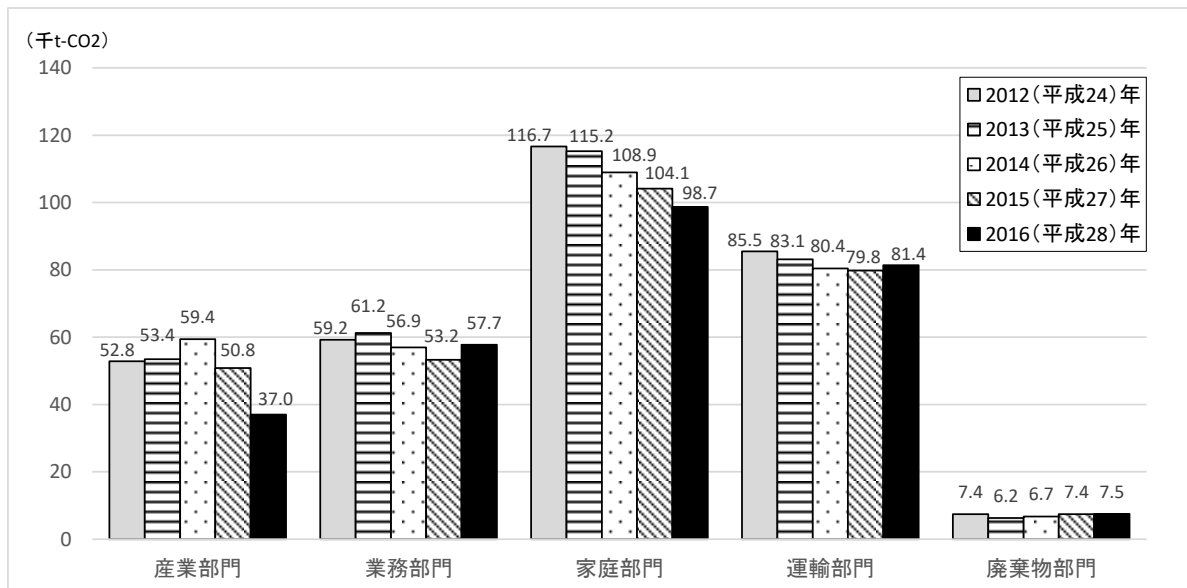
部門別	内 容
産業部門	第一次産業及び第二次産業、すなわち標準産業分類の農林水産業、鉱業、建設業及び製造業を含む部門の産業活動により消費されたエネルギー量からの二酸化炭素排出量を指します。
家庭部門	個人活動により消費されたエネルギー量からの二酸化炭素排出量を指します。ここでは、自家用自動車などの運輸部門に関するものは含んでいません。
業務部門	産業部門及び運輸部門に属さない企業・法人のエネルギー消費からの二酸化炭素排出量を指します。主に商業やサービス産業など、第三次産業からの排出量となります。
運輸部門	運輸に使用されたエネルギー消費量からの二酸化炭素排出量を指します。本算定には、自動車、鉄道からの排出量を含みます。
廃棄物部門	廃棄物の処理に伴い発生する二酸化炭素排出量を指します。

参考：部門別温室効果ガス排出量の経年変化

和光市における部門別の温室効果ガス排出量（CO₂）の経年変化をみると、2016(平成28)年は、2012(平成24)年に比べて、産業部門で15.8千t-CO₂、業務部門で1.5千t-CO₂、家庭部門で18千t-CO₂、運輸部門で4.1千t-CO₂減少しています。

エネルギー使用量を減らす（省エネルギー）取組により、温室効果ガス排出量（CO₂）が減少傾向であると考えられます。

廃棄物部門については、0.1千t-CO₂増加しています。



※二酸化炭素(CO₂)は、環境省が公表した各年度の実電力排出係数を使用し算出

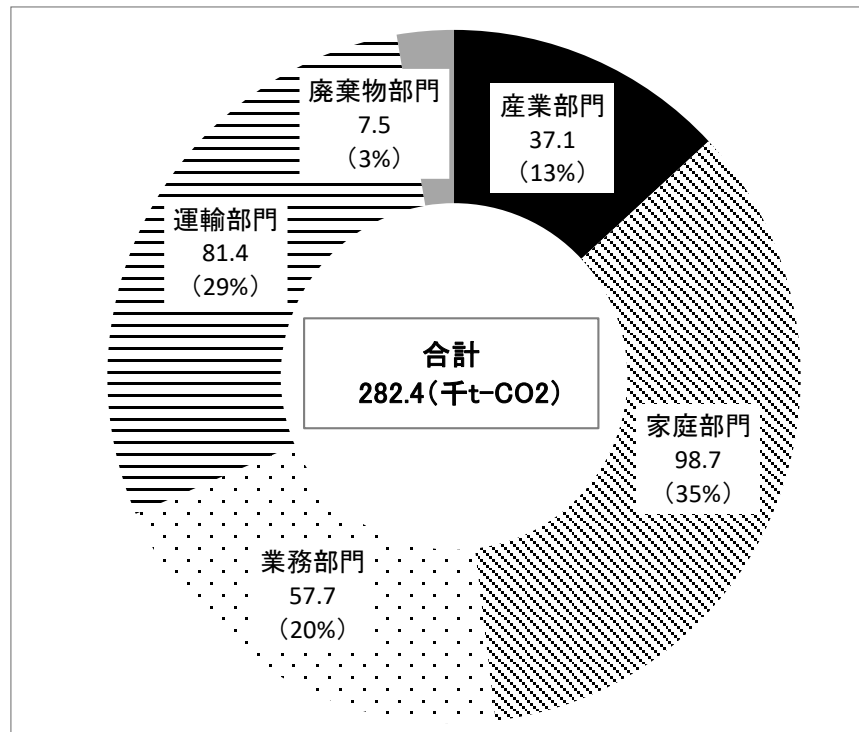
図 4-1-1. 部門別二酸化炭素排出量の経年変化 (千t-CO₂)

(出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度版)



2016(平成28)年度の温室効果ガス排出量(CO₂)排出量は282.4(千t-CO₂)です。部門別にみると、家庭部門が98.7(千t-CO₂)と全体の35%を占めています。次いで、運輸部門が81.4(千t-CO₂)29%、業務部門57.7(千t-CO₂)20%、産業部門37.1(千t-CO₂)、廃棄物部門7.5(千t-CO₂)の順になっています。

部門別温室効果ガス排出量(CO₂)の上位3部門(家庭・運輸・業務部門)で全体の84%を占めています。今後も、人口増加も見込まれており、これら部門の削減の取組を強化していくことが望まれます。



※二酸化炭素(CO₂)は、環境省が公表した各年度の実電力排出係数を使用し算出

図 4-1-2. 2016 年度和光市の部門別二酸化炭素排出量 (千 t-CO₂)

(出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度版)



4-2. 温室効果ガス削減目標

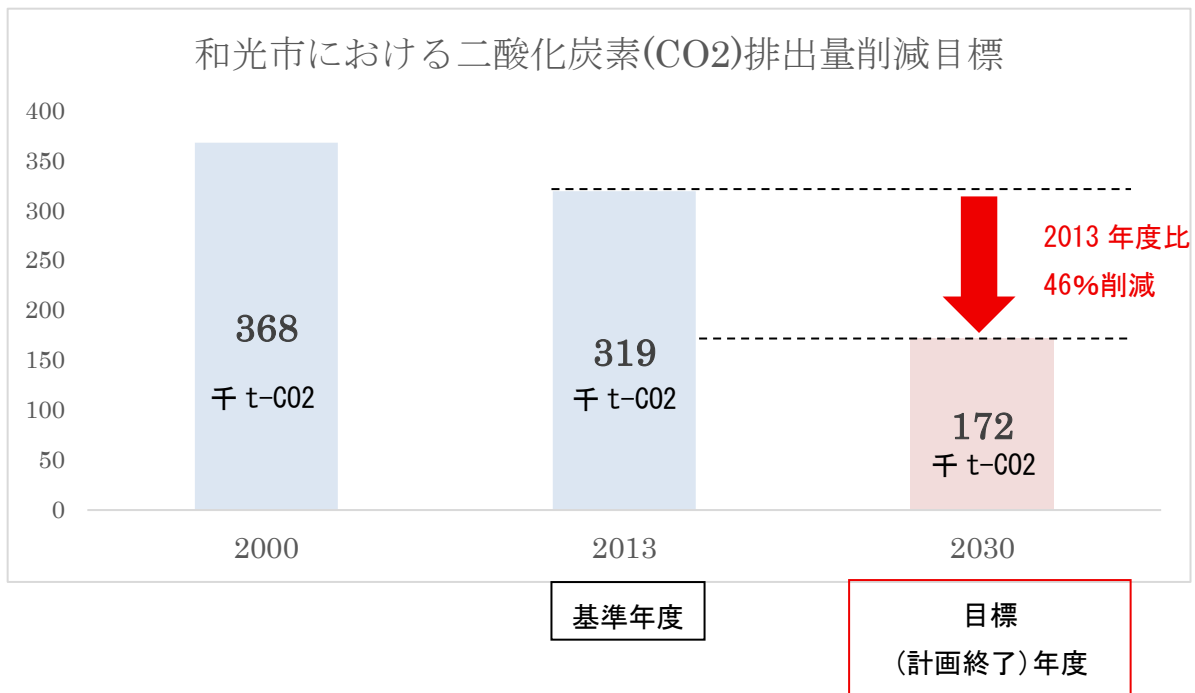
本温対計画においては、二酸化炭素(CO₂)を削減の対象とします。

**和光市の二酸化炭素(CO₂)排出量を
2030(令和 12)年度までに 2013(平成 25)年度比で 46%削減**

国の地球温暖化対策計画及び埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）においては、「2030(令和 12)年度までに、2013(平成 25)年度比 26%削減する」という目標を掲げていましたが、令和5年の改正で2013（平成 25）年度比で46%削減へと目標が引き上げられました。

また、2050(令和 32)年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという国の方針を考慮します。

和光市においても、温暖化の抑制をより推進するため「2030(令和 12)年度までに 2013(平成 25)年度比で 46%削減」を目標として、市、市民、事業者が連携して取り組みます。



※二酸化炭素(CO₂)は、環境省が公表した各年度の実電力排出係数を使用し算出
(出典：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度)

※ 電力排出係数
電力排出係数とは、使用電力量 1Kwh 当たりの二酸化炭素(CO₂)排出量を表す係数です。発電で発生する二酸化炭素(CO₂)排出量を使用電力量(販売電力量)で除したもので、発電時の電源構成(エネルギー構成)により変動します。



令和7年3月31日、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。今後は、ゼロカーボンシティ実現のために様々な取り組みを推進してまいります。

和光市ゼロカーボンシティ宣言

近年、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により地球温暖化が進行し、これによる酷暑、集中豪雨等といった自然災害が世界中で発生しており、地球温暖化対策は世界規模で対応すべき喫緊の課題となっております。

和光市は交通の利便性が高く都心へのアクセスが良好でありながら、豊かな自然環境を有する地域であり、この恵まれた環境を次世代に引き継ぐ責任があります。

一人ひとりが環境に対する強い使命感を持ち、市民・事業者・行政が一体となって2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めていくことをここに宣言します。

2025年（令和7年）3月31日

和光市長 柴崎 光子



4-3. 温室効果ガス排出抑制などに関する施策（緩和策）

4-3-1. 部門別の取組

(1) 家庭部門の取組 **重点的取組**

和光市では、家庭部門からの二酸化炭素(CO₂)排出量は、全体の35%と最も高い比率を占めており、今後の人口増加などの予測をふまえると、家庭部門は重点的に対策を進めるべき部門です。このため、家庭において次のような取組が求められます。

- ・ 高効率で環境への負荷が少ない家電製品に買い替え、家庭全体での消費エネルギーを抑制（令和7年度より省エネ家電等購入補助金制度を導入）。
- ・ 住宅の断熱化により、冷暖房のエネルギー効率を向上
- ・ 太陽光発電や高効率給湯機器の導入により、家庭全体での二酸化炭素(CO₂)排出量を抑制
- ・ 家庭における省資源、リサイクルを心がけ廃棄物の発生を抑制
- ・ 家庭におけるプラスチックごみの発生抑制や、食品ロスの削減
- ・ 普段の生活から4R（Refuse(不要なものはもらわない)、Reduce(廃棄物を出さない)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化))を実践

(2) 運輸部門の取組 **重点的取組**

運輸部門からの二酸化炭素(CO₂)排出量は、自動車と鉄道に区分されます。運輸部門は全体のおよそ3割を占め、そのうち9割が自動車から排出されています。今後の人口増加や事業活動の活発化などを勘案すると、自動車保有台数が増加すること考えられ、環境への負荷が少ない次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車など)の普及に加え、エコドライブやアイドリングストップなど、次のような取組が求められます。

- ・ 環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進
- ・ 無駄なアイドリングの防止、急発進などを控えるエコドライブを実践
- ・ 宅配物の再配達によるCO₂排出を抑制するための「宅配ボックス」購入補助金事業

(3) 業務部門の取組 **重点的取組**

業務部門からの二酸化炭素(CO₂)排出量は、全体のおよそ20%を占め、家庭部門と同様に、重点的に対策を進めるべき部門の一つです。このため、オフィス・事業所などでは、次のような取組が求められます。

- ・ オフィスや店舗などの照明を高効率型機器(LED電球など)への取り換えを促進（事業者向け省エネ機器導入補助金事業等を実施）
- ・ ヒートポンプを活用した高効率空調機器の導入を促進
- ・ オフィスや店舗などにおけるリサイクルを促進し、廃棄物の発生を抑制

(4) 産業部門の取組

産業部門の二酸化炭素(CO₂)排出量は、全体のおよそ1割を占めており、減少傾向にあります。



① 製造業

製造業の二酸化炭素（CO₂）排出量は、産業部門のおよそ9割を占めており、環境配慮へのさらなる取組が必要です。

- ・ 工場などの事業場のさらなる省エネルギー化を推進
- ・ 太陽光発電や風力発電、水力発電などの再生可能エネルギーをはじめ、より二酸化炭素（CO₂）排出量の少ないエネルギーへの転換を促進

② 建設業

建設業の二酸化炭素（CO₂）排出量は、産業部門のおよそ1割と低く、目標達成への寄与は少ないものの、次のような環境配慮に関わる取組が求められます。

- ・ 低燃費・低排出型の建設機械の使用を促進
- ・ 土砂やコンクリートなどのリサイクルを進め、廃棄物の発生を抑制

③ 都市農業

都市農業の二酸化炭素（CO₂）排出量は、産業部門の2%程度と低く、目標達成への寄与は少ないものの、次のような環境保全型の都市農業を推進する取組が求められます。

- ・ 低燃費・低排出型の農業用機械への転換を促進
- ・ 減農薬や堆肥の活用を進め、環境保全型の農業を促進
- ・ 農業資材や農産物の残^{ざんさ}渣の有効活用を図り、廃棄物の発生を抑制
- ・ 地産地消を促進し、食の安全と輸送エネルギーの抑制を実現

(5) 廃棄物部門の取組

廃棄物部門からの二酸化炭素（CO₂）排出量は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。廃棄物部門は全体の3%程度と割合は低く、そのうち8割を一般廃棄物が占めています。したがって、家庭部門からの排出抑制を推進することが必要です。併せて、産業部門、業務部門における省資源化、リサイクルの取組の支援が求められます。

- ・ 農業資材や農産物の残渣の有効活用を図り、廃棄物の発生を抑制（再掲）
- ・ 土砂やコンクリートなどのリサイクルを進め、廃棄物の発生を抑制（再掲）
- ・ オフィスや店舗などにおけるリサイクルを促進し、廃棄物の発生を抑制（再掲）
- ・ 家庭における省資源、リサイクルに心がけ、廃棄物の発生を抑制（再掲）
- ・ プラスチックごみの発生抑制や、食品ロスの削減

4-3-2. その他の取組

(1) 二酸化炭素(CO₂)吸収源対策

温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）は、植物により吸収され固定化されます。したがって、二酸化炭素（CO₂）の吸収源となる、緑地などを保全するとともに、都市の緑化を進めることにより、緑豊かな都市環境の形成と二酸化炭素（CO₂）の吸収量増大を図ります。

- ・ 斜面林など、身近な緑地の保全を推進
- ・ まちなかの緑の創出を推進



(2) 部門横断的対策

まちづくり、再生可能エネルギー、環境教育や産業の育成など、複数の温室効果ガス排出部門にまたがる部門横断的な地球温暖化対策を進めます。

- ・ 環境に優しいまちづくりを推進（都市のコンパクト化、ヒートアイランド対策の推進）
- ・ 再生可能エネルギーなどの活用促進（市、市民、事業者がともに導入・転換を検討）
- ・ 環境教育の推進、環境活動の促進（学校教育、地球温暖化対策の普及、地域に広がる環境活動の普及促進）
- ・ カーボンゼロ社会をリードする産業の育成（環境・エネルギー分野などの先端産業の育成、次世代自動車産業に対する支援、環境関連ビジネスの振興）

4-3-3. 削減に向けた基本施策

(1) 施策1 再生可能エネルギーの普及促進

エネルギー利用における二酸化炭素(CO₂)排出量の削減に向けた取組として、化石燃料を始めとする枯渇性エネルギーに依存しない、資源が尽きない「太陽光」、「太陽熱」、「風力」、「水力」、「バイオマス」などの「再生可能エネルギー」へ転換を図ります。個別の家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入には初期投資が必要であるため、家庭向きには引き続き、導入促進に向けた支援を行うとともに、公共施設への「再生可能エネルギー」の導入を積極的に推進します。さらに、自然的特性をいかした再生可能エネルギーの導入技術の開発や実用化など将来的な研究動向も踏まえ、新たなエネルギービジョンの策定なども視野に入れながら、再生可能エネルギーの普及を促進します。

① 家庭・事業所における再生可能エネルギーの導入支援

家庭における太陽光を始めとする再生可能エネルギーを導入しやすくする支援制度の充実を図るとともに、中小規模事業者を対象とした情報提供の充実に努めます。

② 公共施設などにおける再生可能エネルギーの積極的導入と災害時活用の検討

小・中学校（新築・改築時）への太陽光発電・太陽熱利用システムの設置など、公共施設への再生可能エネルギーの積極的な導入を推進し、導入効果などを広く発信していきます。また、公共施設などにおける再生可能エネルギーによる電力を災害時に活用できるよう検討を進めます。

③ 再生可能エネルギー関連企業の活性化

市内事業者が製造・販売する太陽光発電システムを始めとする再生可能エネルギー関連製品の積極的な購入の促進など、再生可能エネルギー技術開発を担う市内事業者の育成に努めます。



(2) 施策2 省エネに配慮したライフスタイルの推進

より多くの市民や事業者などの省エネルギー行動を促すため、低炭素な「製品」、「サービス」、「ライフスタイル」を推奨する「COOL CHOICE」国民運動を推進します。また、家庭及び事業所の省エネルギー促進のために、日常生活や事業活動の拠点である建物（住宅・事業所）の高気密・高断熱化を図り、省エネルギー型の設備・機器の導入を促進するとともに、日常生活や事業活動における行動の可視化（「見える化」）を推進し、省エネへの意識づけを促します。

また、市の公共施設に省エネルギー化や省エネルギー型の設備・機器を率先的に導入するとともに、ウォームシェアやクールシェアの場として公共施設の利用を促進します。

① 「COOL CHOICE」国民運動の推進

市民や事業者などのライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図るため、「COOL CHOICE」国民運動を推進し、家庭のエコ診断などを活用し、日常生活や事業活動における省エネルギー行動を促すことで、市域全体で二酸化炭素(CO₂)排出量を軽減できるよう取り組みます。



② 建物の省エネルギー化の推進

エネルギー効率の良い環境配慮型建築物（住宅・事業所）の認知度を高め、高気密・高断熱などの環境配慮を促進するために、各種制度や表示に関する情報提供、認定制度の活用促進に努めます。公共施設の省エネルギー化も率先的に推進し、その効果などを広く情報提供します。また、建築物に対する熱遮断に効果的で、空調の省エネルギーにつながる屋上緑化や壁面緑化、緑化ブロック、緑のカーテンなどの普及を促進します。

③ 省エネルギー設備などの普及

家庭や中小規模事業所において、高効率機器を始めとする省エネルギー設備などの導入を促すため、関連機器などに関する情報提供や国・県等の各種補助制度などの紹介、支援制度創設の検討などを行います。

家庭については、雨水貯留槽・浸透施設設置費補助を行い、さらなる普及を促し、小・中学校（新築・改築時）など公共施設においても、高効率機器等省エネルギー設備や、省エネルギーにつながる雨水利用設備などの導入を率先的に推進し、その効果などを広く情報発信します。

④ 日常生活や事業活動における行動の可視化(見える化)の推進

家庭におけるHEMS(ハムス：家庭用エネルギー管理機器)の導入を促すため、日常生活の行動の可視化による省エネ行動を促進します。また、BEMS(バムス：商用ビル向け)、FEMS(フェムス：工場向け)、CEMS(セムス：地域全体)の導入を促進するため、その効果や関連制度などを広く情報発信します。

⑤ ウォームシェアやクールシェアの推進

夏場や冬場の冷暖房が必要な時期に、ウォームシェアやクールシェアの場として公共施設の利用を呼びかけ、市民の省エネへの取組を促進します。



(3) 施策3 低炭素型の交通体系の推進

高効率で持続可能なコンパクトシティの実現をめざし、都市機能の集約やカーシェアリングの導入、利便性と効率性を重視した交通体系の整備等について検討を進めます。また、公共交通機関や自転車への交通手段の転換を促し、環境への負荷が少ない次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車等)の普及や運転時のエコドライブの促進を図ります。また、市の公用車への次世代自動車の導入を推進します。

① 都市機能の集約とカーシェアリング拠点の検討

長期的な視点による人口減少への対応として、効率的で持続可能な都市機能の集約について検討を進めます。また、事業者等と連携し、カーシェアリングの拠点整備等の検討を進めます。

② 公共交通及び自転車の利用促進

公共交通の利便性を高め、徒歩や自転車で暮らしやすいまちづくりを進め、自動車に依存しないライフスタイルへの変換を図ります。

③ 自動車利用時の二酸化炭素(CO₂)排出量の低減

環境への負荷が少ない次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車等)の普及を促すとともに、自動車運転時におけるエコドライブの推進及びアイドリングストップの徹底を図ります。

4-4. 温暖化の影響に適切に対応する適応策の方向性

《適応策の意義と必要性》

平成30(2018)年、国において気候変動適応法が施行され、気候変動適応計画が策定されました。また、公表されたIPCC1.5°C特別報告書では、このまま地球温暖化が続けば自然や人間に対する気候に関連するリスクは、現在よりも高くなるとされています。

こうしたことから、温室効果ガス排出削減対策である「緩和策」とともに、温暖化の影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組むことが必要となっています。

既に現れている環境への影響に加え、長期的に避けることができない影響に対して、影響を軽減するための適応策を実施することが必要です。

本温対計画は、リスクマネジメントという視点から、緩和策としての温室効果ガス排出抑制のための施策に加え、地球温暖化の影響に対応するための適応策の方向性を次のとおり位置づけます。

なお、地球温暖化による影響は、あらゆる分野に関わる基礎的な条件であるため、その他計画に位置づけられる施策のうち、適応策としてすでに機能している施策があります。これら施策は、本温対計画との関連性をさらに深め、中長期的な視点で総合的かつ計画的に実施していきます。

《主な影響分野における温暖化に伴う適応策の方向性》

(1) 農業分野

異常気象や気温の上昇に伴い、農作物の収穫量や品質の低下など、農業生産への影響の恒常化が懸念されます。



そのため、高温に対応する栽培方法、気温に適した新たな品目、発生の増加が予測される病害虫の防除方法などについて、農業者への情報発信に努めます。

(2) 健康分野

気温の上昇に伴い、熱中症搬送者数や感染症リスクの増加、高濃度の光化学オキシダントが発生することが懸念されます。

そのため、ホームページなどを活用した注意喚起や熱中症情報の迅速な提供、高齢者などリスクの高い方々への声かけ、見守り活動の強化などを行います。

(3) 水環境・水資源分野、自然災害分野

強大化した台風、集中豪雨、局地的な大雨の増加に伴い、河川氾濫や土砂災害、内水による浸水のリスクが高まり、水災害の増加が懸念されます。また、無降水日の増加による渇水リスクの高まりも懸念されます。

そのため、地域防災計画に基づく体制の強化、下水道などの整備状況や浸水実績などを踏まえた対策を進めるとともに、節水型社会の構築のための普及・啓発を行います。

(4) 自然生態系分野

温暖化に伴う気温上昇などにより、かつては県内にほとんど生息していなかったムラサキツバメやツマグロヒョウモンなどの南方系昆虫の侵入や定着が見られます。今後の更なる気温上昇に伴い、南方系の外来生物の越冬による定着が懸念されます。

そのため、植生調査や生物季節観測値の変化傾向の把握を継続して行います。



第5章 望ましい姿(2～4)の実現に向けた方針と環境施策

5-1. 望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち

和光市の湧水は、緑豊かな樹林を育て、多様な生物の生命を育んできました。

和光市を特徴づける水と緑は、白子川沿いの斜面林とそこから流れる白子湧水群、午王山周辺、谷中川や越戸川沿いの斜面林などであり、和光市には豊かな水と緑が連なっています。また、和光市には歴史や文化を今に伝える、午王山遺跡、長照寺の大いちょう、白子宿などがあります。

和光樹林公園や市役所周辺のケヤキ並木など、都市の緑は、景観形成上も大切な役割を果たしています。また、複数の緑地がまとまりや連なりを持って保全されることは、都市部における憩いの場としての役割のほか、豊かな生態系の確保や防災上の観点からも重要です。

このような和光市が守り育ててきた環境を、次世代を担う子ども達に伝えます。

(1) 方針1(重点方針) 豊かな自然環境の保全



① 方針の考え方

和光市の湧水は、武蔵野台地が荒川（新河岸川）、白子川、谷中川、越戸川によって削られた斜面の下部から湧き出しています。特に、白子川の左岸に多くの湧水が見られます。湧水は、夏は冷たく、冬は温かく、水温が年間ほぼ 16～17℃で大きな変化がなく、水質もよいことから、きれいな環境を好む水生生物が多く生息・生育しています。湧水から流れ出る水は、川に注ぎ、水循環の一翼を担っています。また、それを市民や子供たちが自然とふれあう場とすることも重要です。

和光市の特徴的な自然環境を次世代に伝えるため、湧水や河川、斜面林などの状況を市民に伝え、これらを育む潤いのある環境を保全するとともに、民有地での自然環境の保全対策の仕組みをつくります。また、これら自然環境保全のため、公有地化の視点やトラスト制度等を踏まえた多様な施策の立案・実施の仕組みをつくります。

そして、多くの生き物の命を育む生息・生育場所として、生態系を保全します。

② 数値目標

目 標	実 績 値		目 標 値
	2014 (平成 26)年	2019 (令和元)年	2030 (令和 12)年
特別緑地・市民緑地の整備面積(m ²)	13,010	15,354	17,837
湧水地数 (箇所)	21	21	21



③ 環境施策

貴重な和光市の自然を守ります。

施 策	担当課
補助金活用や基金制度創設など、緑地保全に向けた仕組みづくりの推進	公園みどり課
貴重な動植物の調査と市民への公表	環境課

斜面林などの緑、湧水、河川の豊かで潤いのある環境を保全します。

施 策	担当課
緑地や湧水、河川の保全と緑の回廊の形成	環境課（県）
	公園みどり課

民有地での自然環境保全の仕組みをつくり、推進します。

施 策	担当課
民有地における自然環境保全のための支援制度の実施・拡大	環境課
	公園みどり課
民有地にある斜面林や湧水などの市民参加による維持管理	環境課
	公園みどり課

白子川湧水群に関わる暮らしと歴史が和光市の固有の文化であることを伝えます。

施 策	担当課
湧水地周辺の自然環境の一体的な保全と周辺自治体との連携	環境課
	公園みどり課

生物多様性を保全し、地域の自然と共生します。

施 策	担当課
生物の多様性やその生態系を重視した自然の保全	環境課
	公園みどり課



(2) 方針2 自然と調和した美しいまちの形成



① 方針の考え方

市の特徴である斜面林・湧水や河川、農のある風景、市域に育まれてきた歴史や伝統行事、郷土芸能などの文化は、都市と田舎の良さを兼ね備えた「ふるさと」和光の特徴となっています。潤いある暮らしに不可欠な緑は、人の心にうるおいやすらぎを与え、レクリエーションの場となり、まちに風格を創り出す大切なものです。

市内には、斜面林・湧水、午王山遺跡、旧富岡家住宅などの歴史的建造物、長照寺の大いちょう、白子宿の歴史・文化資源、市役所周辺のイチョウやケヤキ並木などの地域を代表する景観資源、和光樹林公園、和光アーバンアクア公園やアグリパーク市民農園など、身近に触れ合える自然が多く存在しています。

このような環境を保全し緑豊かな都市となるよう、環境に配慮した公共施設整備、まちづくり条例などの仕組みの活用により環境配慮を促進するほか、市民ボランティアとの協働を進め、自然と調和した美しいまちづくりを進めます。

② 数値目標

目 標	実 績 値		目標値
	2014 (平成 26)年	2019 (令和元)年	2030 (令和 12)年
生産緑地面積 (ha)	43.84	39.15	39.15
市民農園區画数 (箇所)	425	425	425
指定文化財の数 (件)	15	16	25
美化推進活動 1日1人あたりのポイ捨て ごみ収集量 (kg)	1.79	1.04	0.83

③ 環境施策

アグリパーク周辺など、農地を保全し、農業を維持できる条件を整えます。

施 策	担当課
計画的な生産緑地の追加指定	公園みどり課
環境保全型農業の促進	産業支援課
農産物の地産地消の推進	産業支援課
市民農園・体験型農園・学校農園の利用促進	産業支援課

午王山遺跡や歴史的建造物、長照寺の大いちょうなど、和光市の歴史や文化財を継承します。

施 策	担当課
午王山遺跡・旧富岡家住宅などの文化財の維持管理	生涯学習課
文化財保全のための組織・人材育成の支援	生涯学習課
伝統行事や郷土芸能などの発掘・保存の援助、伝承機会の拡充	生涯学習課



環境に配慮したまちづくりを進めます。

施 策	担当課
開発事業における自然環境配慮の推進と環境配慮指針の導入	環境課
環境・景観に配慮した公共施設の推進	関係課
土地区画整理事業の面的整備における環境配慮の推進	環境課
	都市整備課
	駅北口土地区画整理事業事務所
水辺で親しめる河川空間の整備	環境課（県）

水道道路周辺などの景観を改善するとともに美しい景観、美しいまちづくりを進めます。

施 策	担当課
景観条例、景観計画に基づく良好な景観の形成	都市整備課
ポイ捨て・路上喫煙防止条例に基づく美化活動の促進	環境課
良好な環境を形成するための適正な土地利用に向けた市民・事業者への指導	環境課
	都市整備課
	農業委員会

緑の創出や育成に取り組み、都市緑化を推進します。

施 策	担当課
花や緑のあふれる空間づくりの推進	環境課
	公園みどり課
まちづくり条例による緑化の促進	公園みどり課



5-2. 望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち

廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などに取り組み、環境への負荷をできる限り少なくする循環型社会を構築していきます。また、健康に暮らせる生活環境を守っていくことも重要です。

このような取組により、持続可能な社会を目指すまちづくりを進め、和光市の住み良い生活環境を未来につなぎます。

(1) 方針1(重点方針) 循環型社会の形成



① 方針の考え方

市民の環境意識の高まりや循環型社会の推進により、和光市の家庭からのごみ及び事業所からのごみの排出量は、微増減を繰り返すに留まっています。

今後もさらに、ごみの減量・分別、資源の再使用・再利用の取組など、日々の暮らし方や事業活動のあり方を環境保全の観点から見直し、循環型社会づくりを進めます。

そして、循環型社会を目指すことにより、和光市における環境負荷を減らし、地球規模の環境保全にも貢献します。

② 数値目標

目 標	実 績 値			目 標 値
	2014 (平成 26)年	2019 (令和元)年	2024 (令和6)年	
家庭系1日1人当たりのごみ排出量(g)	616	595	551	529 2028(令和10)年度※1
リサイクル率(%)	30.8	26.8	27.0	33 2022(令和4)年度※2

※1「ごみ処理広域化基本構想」(朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会) 令和10年度までの目標値

※2「第5次和光市一般廃棄物処理基本計画」(平成25年度～平成34年度) 令和4年度までの目標値

③ 環境施策

一人一人が自覚してごみを減らし、資源の再使用・再利用を進めます。

施 策	担当課
一般廃棄物処理基本計画の推進	環境課
ごみ減量・分別に関する普及・啓発	環境課
資源の再利用に関する普及・啓発	環境課
農業廃棄物の再資源化の推進	産業支援課

ごみの適正処理を進めます。

施 策	担当課
広域処理施設の整備	環境課
ごみの集積所での散乱防止対策の指導	環境課
不法投棄対策の推進	環境課(県)



(2) 方針2 住みやすい生活環境の形成

① 方針の考え方

市民の暮らしが健康で豊かな日常生活が送れるよう、安全で快適な生活環境を保全します。

市内を通る国道 254 号や県道練馬川口線などの幹線道路沿いや事業活動に伴う大気汚染、騒音・振動、悪臭の対策を進めるとともに、生活排水や産業排水の対策を進め市内の水質を改善します。また、消防署など公共施設での日常的な雨水利用を進めます。

さらに、自転車や公共交通機関、エコカーなどの環境に優しい交通手段の環境を整え、大気汚染物質やCO₂排出がなく、環境に優しく住みやすい生活環境の形成を図ります。

② 数値目標

目 標	実 績 値			目 標 値
	2014 (平成 26)年	2019 (令和元)年	2024 (令和 6)年	2030 (令和 12)年
生活環境苦情件数 (件)	50	47	65	40
浄化槽法定検査受検率 (%)	6.2	24.4	27.0	33
市内3河川のBOD値 (mg/ℓ)	2.1	1.65	1.0	1.48

③ 環境施策

日常生活や事業活動に伴う騒音・振動・悪臭の対策を進めます。

施 策	担当課
日常生活や事業活動に伴う騒音・振動・悪臭防止の推進	環境課
調査監視体制の充実	環境課
騒音・振動対策のための路面の適正管理	道路安全課

大気汚染の防止を進めます。

施 策	担当課
大気汚染対策の推進	環境課
自動車利用の抑制や環境にやさしい運転などの普及・啓発	環境課

生活排水や産業排水の対策を進めて水質を改善します。

施 策	担当課
浄化槽管理者に対する適正な維持管理の指導と啓発	環境課
未整備地区への公共下水道の整備	下水道課
河川水質調査体制の整備と周辺自治体との連携	環境課（県）



水の健全な循環を保ちます。

施 策	担当課
市民の節水意識の向上	水道施設課
雨水の利用や地下浸透の促進	下水道課
	環境課

多様な化学物質問題の防止に努めます。

施 策	担当課
蛍光灯や殺虫剤などの有害廃棄物の適正処理の啓発	環境課
放射性物質による環境汚染対策	環境課



5-3. 望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち

和光市の環境を保全・育成することにより、市民の生活に彩りを与え、市民の心を豊かにしていきます。そして、行政・市民・事業者が協働で取り組み、環境に興味をもつことができる人材育成を進めます。

環境活動に関する情報を共有し、人材育成を図るとともに、活動拠点を確保していきます。

市内で活動しているさまざまな環境活動を支援していくことにより、和光市の環境を保全するとともに、その環境を育て、心がつながるまちづくりを進めます。

(1) 方針1(重点方針) パートナーシップの強化



① 方針の考え方

和光市の環境をより良くしていくためには、子どもやお年寄りといった世代の差や、市・市民・事業者といった立場の違いを越えて、それぞれの主体が協働して、それぞれの役割を担い、環境活動を進めていく必要があります。また、SDGsでは、目標17で多様な主体によるパートナーシップの推進を求められています。

そのために、市民の環境意識を高める企画や、学校教育における環境教育の充実、家庭での環境学習との連携に取り組めます。また、市内にある事業者や研究機関との連携を図り未来の環境づくりを進めます。

また、和光市も民間企業と同様に、事業者としての環境負荷低減に取り組めます。

② 数値目標

目 標	実 績 値			目 標 値
	2014 (平成26年)	2019 (令和元)年	2024 (令和6)年	2030 (令和12)年
環境講座などの参加者数 (人)	78	296	99	330
市内企業と連携した環境講座数 (件)	0	1	1	3

③ 環境施策

環境教育・環境学習を推進し、環境に興味を持てる仕組みづくりを進めます。

施 策	担当課
環境教育・環境学習の推進	環境課
	学校教育課
	生涯学習課

事業活動で環境への配慮の普及を進めます。

施 策	担当課
事業者への環境マネジメントシステムの普及・啓発	環境課



事業者や研究機関と連携し、未来の環境づくりを進めます。

施 策	担当課
市内の研究機関や事業者と連携した環境活動・啓発の推進	環境課

市も事業者としての環境管理を進めます。

施 策	担当課
市の公共施設での環境マネジメントシステムによる継続的改善	総務人權課
	関係課
環境に関する職員研修の実施	環境課・職員課

(2) 方針2 環境活動の支援・推進



① 方針の考え方

環境課題の解決は、市民一人一人の行動や事業者それぞれの活動にかかっていることから、あらゆる世代、あらゆる立場の人々が環境に関心を持ち、具体的な環境活動を行うことが必要です。

和光市では、斜面林などの緑の保全、湧水とそこから流れる川の保全など、環境保全・創出のボランティア活動が盛んですが、この活動をより活発にするため、市内の環境の現状や、環境に関する知識などを市民に周知することにより、自然環境に対する意識を高めます。そして、市民がいつでも環境情報を得られるよう、広報「わこう」やホームページ、SNS などにより、環境に関する情報提供の充実を図ります。

また、わこらぼ（市民協働推進センター交流スペース）やコミュニティセンター・地域センターをはじめとする市内の活動拠点における活動の担い手創出など、環境活動の支援・推進を図ります。

② 数値目標

目 標	実 績 値		目標値
	2014 (平成 26)年	2019 (令和元)年	2030 (令和 12)年
美化活動登録団体数（団体）	21	25	30
市ホームページにおける環境情報の閲覧回数（回）	3,395	12,918	16,062
ふれあいの森における市民協働型管理事業の延べ従事者数（人）	800	1,170	1,400



③ 環境施策

市民参加型のまちづくりを進めます。

施 策	担当課
市民参加・市民協働によるまちづくりの推進	環境課
	公園みどり課
	市民活動推進課
地域やボランティア団体と連携した環境活動の推進	環境課
	市民活動推進課
	公園みどり課

自然環境に対する市民の意識を高め、市民活動を充実させます。

施 策	担当課
湧水や緑などの自然環境に関する広報と市民活動への支援	環境課
	公園みどり課
	市民活動推進課

環境情報の普及を推進します。

施 策	担当課
環境に関する広報広聴活動の充実	環境課

活動の担い手を増やします。

施 策	担当課
環境活動を行うボランティアやNPOの育成と支援	環境課

環境活動の拠点をつくり、活動を推進します。

施 策	担当課
環境学習・環境活動のための拠点づくり	環境課
	生涯学習課
環境活動に関する催し物・講演会・交流事業の開催	生涯学習課
	環境課



第6章 計画の進行管理

6-1. 計画の進行管理

6-1-1. PDCAサイクル

和光市の望ましい環境像は、4つの望ましい姿で構成されています。和光市の望ましい環境像を実現するためには、本計画に基づく市、市民、及び事業者の自主的、積極的な取組や協力が欠かせません。

本計画を確実に推進し、効果的な進行管理を行うため、PDCAサイクルに基づき、取組の継続的な改善と推進を行います。

(1) 計画の策定(Plan)

和光市環境基本条例第9条に基づき、本計画は以下の事項について定めています。

- ① 環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の方向
- ② 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

本計画の策定により、和光市のより良い環境を目指す望ましい環境像を明確にし、市・市民・事業者が共有します。

今後、本計画を具体化するために、各施策の具体的な取組の進め方と実施時期を示す実行計画を策定します。

(2) 環境施策・取組の実施(Do)

本計画の実施・推進にあたっては、市・市民・事業者の連携・協働が必要です。

市では、本計画に基づき、実行計画を推進するための財源の確保や環境に関する例規を整備し、環境保全に関する事業を計画的に実施します。

また、市は、環境保全に向けた市民・事業者との協働のまちづくりを進めるため、望ましい姿4に掲げる方針1「パートナーシップの強化」、方針2「環境活動の支援・推進」に取り組むことで環境保全活動の担い手を増やし、活動の支援を行っていきます。

市民・事業者は、本計画に基づき、日常生活や事業活動において、環境保全・環境配慮・地球温暖化対策に取り組みます。

(3) 計画の進行状況の点検・評価(Check)

・環境施策の達成状況の点検

本計画では、環境の現況や施策の成果を判断する指標となる数値目標を設定しました。数値目標は、毎年度点検し、望ましい姿が着実に実現できているか状況を把握します。

また、実行計画では、本計画で示した各方針に沿って、具体的な施策が実施され、目標の達成に向けて進行しているかを確認します。

・施策の評価

年度ごとに環境施策の実施状況について和光市環境づくり市民会議が評価を行います。

なお、和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の取組の評価は和光市地球温暖化対策委



員会が行います。

- ・点検・評価結果の公表

点検・評価結果を整理するとともに、広報「わこう」やホームページを通じて、計画の進捗状況を公表します。

(4)見直し(Action)

毎年の点検・評価結果や環境に関する意見、最新の動向を踏まえ、進行管理の見直しを行い、次の取組に反映します。また、本計画や実行計画の見直しに反映させます。

本計画は、2030(令和 12)年度までが計画期間ですが、社会環境状況の変化を勘案し、計画期間の中間期で見直しを行います。

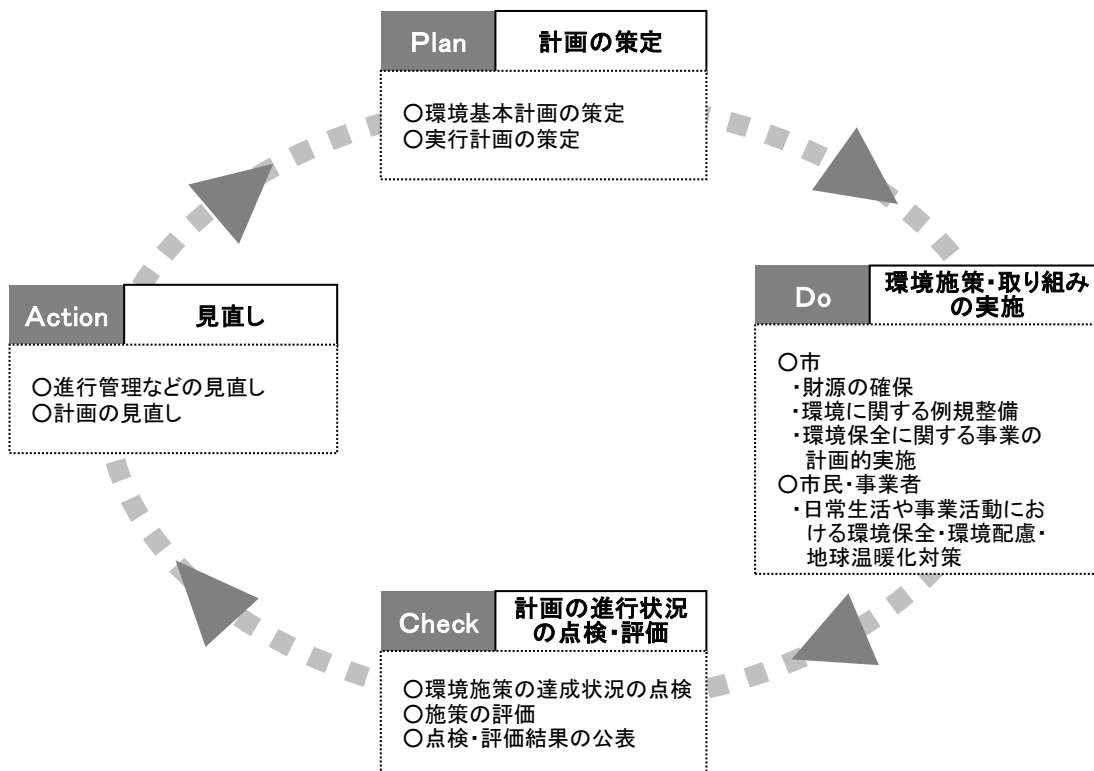


図 6-1-1. 和光市環境基本計画の進行管理

6-2. 計画の推進体制

和光市環境審議会において環境の保全に関する基本的事項について審議します。

市は、和光市環境基本計画推進調整委員会のもとで庁内の合意形成を図るとともに、環境に関する施策や取組を計画的に推進します。

また、和光市環境づくり市民会議などからの評価を受け、環境への取組を市・市民・事業者の協働で推進します。

本計画を推進し、進行状況を管理するための組織を以下に示します。



6-2-1. 和光市環境審議会

和光市環境審議会は、和光市環境審議会条例第2条に基づき、有識者、事業者、団体及び公募による市民で構成し、環境の保全に関する基本的事項について審議します。

6-2-2. 和光市環境基本計画推進調整委員会

和光市環境基本計画推進調整委員会は、本計画で示した市の取組について各部署の意見を取りまとめ、環境基本計画と地球温暖化対策を推進するため、和光市環境基本条例第19条に基づき組織し、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、計画的に具体的な事業の推進を図ります。

6-2-3. 和光市環境づくり市民会議

和光市環境づくり市民会議は、和光市の良好な環境の実現に向けた施策を推進するため、和光市環境基本条例第16条と第22条に基づき、市民、事業者及び民間団体が参加して構成し、市と協働、連携して施策に取り組むとともに、計画の推進にあたって評価・提言を行います。

6-2-4. 和光市地球温暖化対策委員会

和光市地球温暖化対策委員会は、市・市民・事業者と関係団体で構成し、和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進行状況の管理とともに、計画を推進します。また、推進にあたっての点検・評価を行います。

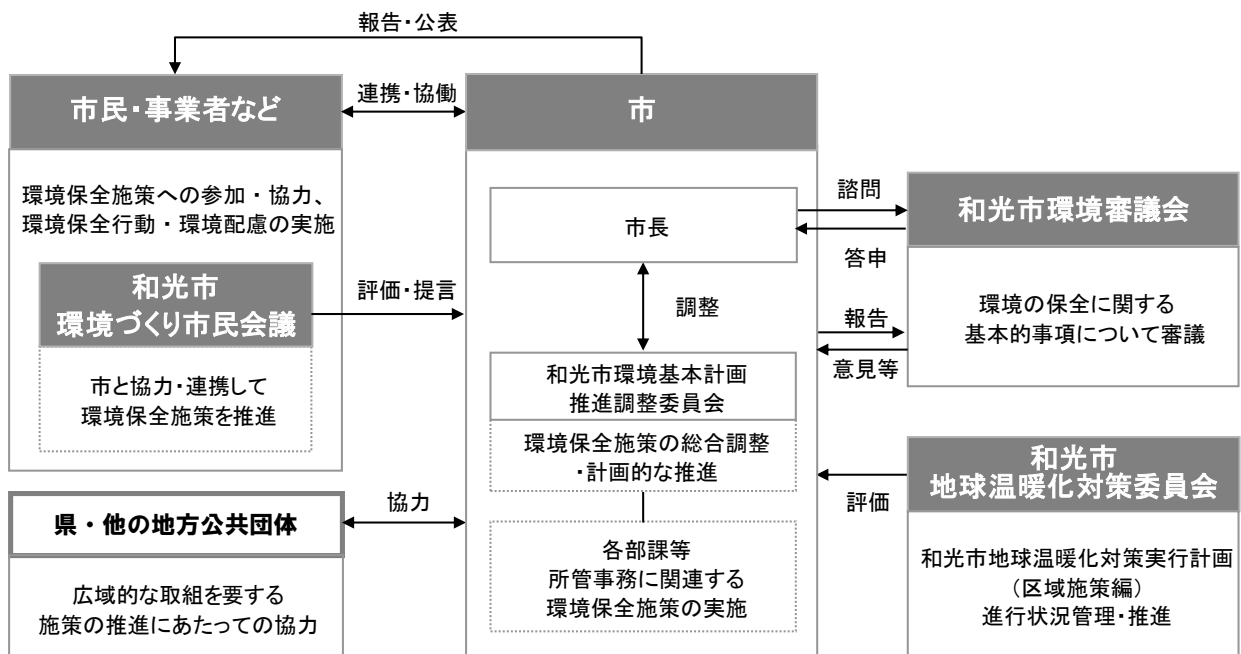


図 6-2-1. 和光市環境基本計画の推進体制

資料編

資料 1. 第 3 次和光市環境基本計画策定の経過

和光市環境審議会

回	開催日	概要
令和元年 第 1 回	令和元年 12 月 17 日	諮問 和光市環境審議会の目的 第 3 次和光市環境基本計画について
第 2 回	令和 2 年 2 月 17 日	第 2 次和光市環境基本計画実行計画【改訂版】平成 30 年度環境 施策実施状況に対する評価について 和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【改訂版】施策実 施状況調査結果について 第 3 次和光市環境基本計画策定方針について 第 3 次和光市環境基本計画策定スケジュールについて
令和 2 年 第 1 回	6 月 29 日	第 3 次和光市環境基本計画策定の目的及び策定方針について （仮称）第 3 次和光市環境基本計画策定に係る環境に関するアン ケート調査について 第 3 次和光市環境基本計画策定スケジュールについて
第 2 回	9 月 28 日	第 3 次和光市環境基本計画策定に係るアンケート調査の結果に ついて 和光市の環境に係る現況と課題について 第 3 次和光市環境基本計画骨子案について
第 3 回	12 月 23 日 （書面開催）	第 3 次和光市環境基本計画素案について
第 4 回	令和 3 年 2 月 17 日 （書面開催）	第 3 次和光市環境基本計画素案について
令和 3 年 第 1 回	令和 3 年 12 月 20 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画について
令和 3 年 第 2 回	令和 4 年 3 月 22 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画【改訂版】実施状況に対する 評価について
令和 4 年 第 1 回	令和 5 年 2 月 24 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画の実施状況及び評価につい て

		環境基本計画及び関係施策推進に係る市民参加手法について
令和5年 第1回	令和5年 11月2日	諮問 環境基本計画実行計画における評価対象事業の見直しについて
令和5年 第2回	令和6年 1月19日	第3次和光市環境基本計画実行計画の評価対象事業の見直しについて（報告）
令和6年 第1回	令和7年 3月14日	諮問 第3次和光市環境基本計画中間見直しについて
令和7年 第1回	令和7年 7月7日	第3次和光市環境基本計画中間見直しについて
令和8年 第2回	令和8年 1月14日	第3次和光市環境基本計画中間見直しについて

和光市環境づくり市民会議

回	開催日	概 要
第156回	令和2年 2月7日	第3次和光市環境基本計画について等
第157回	—	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
第158回	4月21日 (書面開催)	第3次和光市環境基本計画について等
第159回	7月28日	第2次環境基本計画実行計画改訂版実施状況ヒアリングについて
第160回	8月18日	第2次環境基本計画実行計画改訂版実施状況評価について
第161回	9月16日	第2次環境基本計画実行計画改訂版実施状況評価について 第3次和光市環境基本計画策定の進捗状況について
第162回	10月20日	第2次環境基本計画実行計画改訂版実施状況評価について 第3次和光市環境基本計画策定の進捗状況について
第163回	12月8日	第3次和光市環境基本計画の素案について
第164回	12月25日 (書面開催)	第3次和光市環境基本計画の素案について
第165回	令和3年 2月12日	前回会議の意見集計及び修正後の和光市環境基本計画素案について
第166回	3月23日	第3次和光市環境基本計画策定状況について等
第169回	令和3年 3月23日 (書面開催)	第3次和光市環境基本計画実行計画について等

第 170 回	令和 3 年 10 月 13 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画について等
第 176 回	令和 4 年 10 月 18 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画実施状況評価について
第 177 回	令和 4 年 11 月 15 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画実施状況評価について
第 178 回	令和 4 年 12 月 15 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画実施状況評価について
第 185 回	令和 5 年 12 月 13 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画の評価について
第 188 回	令和 6 年 10 月 15 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画の評価見直しについて 第 3 次和光市環境基本計画の中間見直しについて
第 189 回	令和 6 年 12 月 10 日	第 3 次和光市環境基本計画実行計画の評価見直しについて
第 191 回	令和 7 年 3 月 18 日	環境審議会の報告について

和光市地球温暖化対策委員会

回	開催日	概 要
第 1 回	令和 2 年 8 月 26 日	和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【改訂版】に基づく施策の評価について 第 3 次和光市環境基本計画策定の進捗状況及び令和 2 年第 1 回和光市環境審議会の開催結果について
第 2 回	11 月 26 日	和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の第 3 次環境基本計画での位置づけについて 和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における二酸化炭素排出量の削減目標の設定について その他
第 3 回	令和 3 年 2 月 8 日 (書面開催)	第 3 次和光市環境基本計画素案について

資料2. パブリックコメントによる意見と対応

■対象

和光市に在住、在勤、在学の人及び市内に会社を持っている個人並びに法人その他の団体。上記以外で和光市に納税義務のある人。この計画に利害関係がある人。

■期間

令和3年3月3日～令和3年3月22日

■概要

策定してきた計画書案を広報「わこう」、ホームページに掲載するほか、市庁舎、公民館などの公共施設7箇所に配置して、その案に対する意見募集を行った。

提出された意見は、案への反映の可否を決定し、その結果をホームページに掲載した。

■意見・対応

提出者数 1名

提出件数 3件

対 応 案は変えず、今後の調査研究や実行計画の策定、個々の事業の検討の中での参考とした。

和光市環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策等
 - 第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条）
 - 第3節 市が講ずる環境の保全のための施策等（第10条—第20条）
 - 第4節 県及び他の地方公共団体との協力等（第21条—第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の環境をより豊かに将来の世代に引き継ぐため、環境の保全に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源（廃棄物等のうち有用なものをいう。以下同じ。）となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全是、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての人々の取組によって適切に推進されなければならない。

3 環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての人々が地球環境の保全是自らの課題として認識し、すべての活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷を低減し、環境の保全に自ら取り組むよう努めるとともに、市の環境の保全に関する施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力しなければならない。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況の報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

(環境優先の理念)

第8条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、和光市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の方向
- (2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を聴いた上、和光市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全に資する事業等の推進)

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めるものとする。

3 市は、人と自然のふれあいができる快適な環境の保全に資する公園、緑地等公共的施設の整備及びその健全な活用を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の再使用等の促進)

第12条 市は、循環型社会の形成を推進するため、資源の再使用及び再生利用並びにエネルギーの効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深められるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境の保全に関する活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第15条 市は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第16条 市は、市民及び事業者の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制を整備するものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第19条 市は、環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境保全)

第20条 市は、地球の環境を保全するため、地球の温暖化、オゾン層の破壊その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4節 県及び他の地方公共団体との協力等

(県及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働の組織整備)

第22条 市は、環境の保全に関し、市民及び事業者等と協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

和光市環境審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、和光市環境審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査及び審議を行うため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、和光市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内で事業を営む法人の代表者
- (3) 市内の公共的団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

和光市環境づくり市民会議規則

和光市環境基本計画とそれに続く実行計画は、公募の市民等で構成された市民会議の提案が基になって策定されました。ここに市民が行政と協力して、環境基本計画による和光市の良好な環境の実現に向けて、施策を進めるための組織を作ります。

(名称)

第1条

この会は、和光市環境づくり市民会議(以下、本会といいます)と称します。

(目的)

第2条

本会は、和光市と協働して和光市環境基本計画及び実行計画を推進・実行すると共に、これらに関する提言・点検・評価を行います。

また、この目的を達成するために、他団体との交流、ネットワークづくりや広報活動など独自の事業を行うことができます。

(会員)

第3条

本会の目的に賛同する和光市内在住・在勤・在学の者及び市内に事業所のある企業・団体等は、いつでも会員となることができます。

2 入・退会をするときは、書面により会長に届け出ます。

(組織)

第4条

本会に、会長及び副会長それぞれ1名を置きます。

2 会長・副会長は、会員の互選により全体会において選出します。その任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

3 会長は、会務を総理し、本会を代表します。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理します。

5 事務局は、和光市市民環境部環境課に置きます。

(会議)

第5条

本会は会員全員で構成された全体会を開催し、総括的な意思決定をします。

(顧問)

第6条

本会に、専門的知識・技術が必要な時に学識経験者等を顧問としておくことができます。

(その他)

第7条

この規則に定めるものの他、本会の運営に関して必要なことは、会長が全体会に諮って定めることができます。

附 則

この規則は、平成17年 6月21日より施行します。

附 則

この規則は、平成20年 3月18日より施行します。

附 則

この規則は、平成28年 3月15日より施行します。

和光市環境基本計画推進調整委員会設置要綱

	平成17年	9月14日	要綱第13号
改正	平成18年	4月28日	要綱第6号
改正	平成19年	4月27日	要綱第15号
改正	平成21年	1月15日	要綱第1号
改正	平成25年	1月21日	要綱第2号
改正	平成28年	12月28日	要綱第20号
改正	平成29年	10月31日	要綱第15号
改正	令和2年	11月2日	要綱第26号
改正	令和4年	1月7日	要綱第1号
改正	令和5年	9月22日	要綱第20号

(設置)

第1条 環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び計画的に推進するため、和光市環境基本条例（平成15年条例第8号）第19条に基づき、和光市環境基本計画推進調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画に基づく施策の総合的な調整、及び計画的な推進に関すること。
- (2) 環境基本計画の進行管理及び見直しに関すること。
- (3) 環境に影響を及ぼすと認められる施策と環境基本計画との調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 調整委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 調整委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民環境部長をもって充て、副委員長は環境課長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、調整委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(調整委員会の会議)

第5条 調整委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、前項の規定による招集に当たっては、当該会議に付議する事案に応じ、第3条第1項に規定する委員のうち、当該事案の審議に必要なものを招集するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(作業部会)

第6条 調整委員会に、第2条の所掌事項の細目について調査及び研究を行う和光市環境基本計画推進調整委員会検討作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者のうちから市長が指名するものを会員として組織する。

3 作業部会に会長及び副会長を置き、会長は環境課長をもって充て、副会長は会員のうちから会長が指名するものをもって充てる。

(会長等の職務)

第7条 会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会における検討の内容及び結果を委員長に報告する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(作業部会の会議)

第8条 作業部会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、前項の規定による招集に当たっては、当該会議に付議する事案に応じ、第6条第2項に規定する会員のうち、当該事案の審議に必要なものを招集するものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(報告)

第9条 委員長は、調整委員会における調整の内容及び結果を市長に報告する。

(庶務)

第10条 調整委員会及び作業部会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調整委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成18年要綱第6号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成19年要綱第15号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成21年要綱第2号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成25年要綱第2号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成28年要綱第20号)

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年要綱第15号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年要綱第26号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和4年要綱第1号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和5年要綱第20号)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所属	職名
市民環境部	部長、市民活動推進課長、産業支援課長、環境課長
企画部	企画人権課長、資産戦略課長
総務部	総務課長、職員課長
健康部	健康支援課長
都市整備部	都市整備課長、道路安全課長、公共交通政策室長、公園みどり課長、 駅北口まちづくり事務所長
危機管理室	危機管理室長
上下水道部	水道施設課長、下水道課長
教育委員会事務局	教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長

別表第2（第6条関係）

所属	職名
環境課	課長、環境推進担当統括主査、資源リサイクル担当統括主査
市民活動推進課	統括主査
産業支援課	統括主査
企画人権課	統括主査
資産戦略課	統括主査
総務課	統括主査
職員課	統括主査
健康支援課	統括主査
都市整備課	統括主査
道路安全課	統括主査
公共交通政策室	統括主査
公園みどり課	統括主査

駅北口まちづくり事務所	統括主査
危機管理室	統括主査
水道施設課	統括主査
下水道課	統括主査
教育総務課	統括主査
学校教育課	統括主査
生涯学習課	統括主査

和光市地球温暖化対策委員会設置要綱

平成 24 年 8 月 9 日

告示第 145 号

(設置)

第 1 条 市民、事業者、関係団体及び市の協働により和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「計画」という。）の進行状況を管理し、及び推進を図るため、和光市地球温暖化対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素の排出状況の把握に関すること。
- (2) 温暖化対策の具体的な取組（以下「取組」という。）の企画立案等に関すること。
- (3) 計画に掲げる取組の達成状況の評価に関すること。
- (4) 計画の進行管理における点検及び評価並びに見直しに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画の推進に関し市長が必要と認めること。

(委員会の組織等)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) エネルギー供給事業を営む法人を代表する者
- (2) 和光市環境づくり市民会議を代表する者
- (3) 市内で事業を営む法人を代表する者
- (4) 埼玉県地球温暖化防止活動推進員
- (5) 公募による市民
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料4. 和光市環境審議会委員等名簿

和光市環境審議会 委員 ◎：会長 ○：副会長

任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日

氏名	選任の区分	備考
◎ 横山 裕道	学識経験を有する者	元淑徳大学
秋葉 道宏		国立保健医療科学院
佐藤 太一	市内で事業を営む法人の代表者	独立行政法人 理化学研究所
石田 良子		株式会社山西商事
浜口 武	市内の公共的団体の代表者	和光市商工会
野口 章		和光市自治会連合会
関口 寿子	公募による市民	
岩佐 健次		
○ 峯岸 正雄	市長が必要と認めた者	和光市環境づくり市民会議
芳野 雅廣		埼玉県地球温暖化防止活動推進員

任期：令和3年12月1日～令和5年11月30日

氏名	選任の区分	備考
岩村 沢也	学識経験を有する者	淑徳大学
◎ 秋葉 道宏		国立保健医療科学院
佐藤 太一	市内で事業を営む法人の代表者	独立行政法人 理化学研究所
木原 洋一郎		本田技研工業(株)
浜口 武	市内の公共的団体の代表者	和光市商工会
野口 章		和光市自治会連合会
田口 瑛麗奈	公募による市民	
柴田 充		
峯岸 正雄	市長が必要と認めた者	和光市環境づくり市民会議
○ 芳野 雅廣		埼玉県地球温暖化防止活動推進員

任期：令和6年1月19日～令和8年1月18日

氏名	選任の区分	備考
岩村 沢也	学識経験を有する者	淑徳大学
◎ 秋葉 道宏		国立保健医療科学院
田崎 嘉之	市内で事業を営む法人の代表者	独立行政法人 理化学研究所
藤田 則章		本田技研工業(株)
岡本 周平	市内の公共的団体の代表者	和光市商工会
野口 章		和光市自治会連合会
新井 琢真	公募による市民	
柴田 充		
峯岸 正雄	市長が必要と認めた者	和光市環境づくり市民会議
○ 芳野 雅廣		埼玉県地球温暖化防止活動推進員

和光市環境づくり市民会議 会員

氏名	氏名	氏名	氏名
小林 新	○ 芝 勝治	高橋 勝緒	高橋 絹世
友國 洋	松田 廣行	◎ 峯岸 正雄	安井 尚彦
渡辺 康三			

◎：会長 ○：副会長

和光市地球温暖化対策委員会 委員

氏名	選任の区分	備考
金塚 弘子	公募による委員	
後藤 美栄子		
川島 千鶴子	事業者	東京ガス(株)
大熊 忠雄		(有)大熊電機
◎ 芳野 雅廣	埼玉県地球温暖化防止活動推進員	
○ 松田 廣行	和光市環境づくり市民会議	
小林 新		
本多 宏己 (～令和6年2月)	行政	総務部総務人權課
菊池 正造 (令和6年2月～)	行政	総務部総務課

◎：委員長 ○：副委員長

資料5. 第3次環境基本計画数値目標の設定について

望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち

数値目標	目標設定の考え方
和光市の二酸化炭素(CO ₂)排出量 (t-CO ₂)	国の地球温暖化対策計画及び埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)の目標値並びに2050(令和32)年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという国の方針を勘案して設定

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち

数値目標	目標設定の考え方
特別緑地・市民緑地の整備面積 (㎡)	令和2年度の実績を維持
湧水地数 (箇所)	現状維持
生産緑地面積 (ha)	現状維持
市民農園区画数 (箇所)	現状維持
指定文化財の数 (件)	指定文化財にかかる審議期間と候補となる文化財を勘案して設定
美化推進活動1日1人あたりのポイ捨てごみ収集量 (kg)	過去の実績を参考に設定

望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち

数値目標	目標設定の考え方
家庭系1日1人あたりのごみ排出量 (g)	「ごみ処理広域化基本構想」(朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会)令和10年度までの目標値
リサイクル率 (%)	「第5次和光市一般廃棄物処理基本計画」(平成25年度～平成34年度)令和4年度までの目標値
生活環境苦情件数 (件)	過去の実績を参考に設定
浄化槽法定検査受検率 (%)	過去の増加率を参考に設定
市内3河川のBOD値 (mg/l)	過去の実績を参考に設定

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち

数値目標	目標設定の考え方
環境講座などの参加者数（人）	過去の実績を参考に設定
市内企業と連携した環境講座数（件）	過去の実績を参考に設定
美化活動登録団体数（団体）	過去の実績を参考に設定
市ホームページにおける環境情報の閲覧回数（回）	過去の実績を参考に設定
ふれあいの森における市民協働型管理事業の延べ従業者数（人）	過去の実績を参考に設定

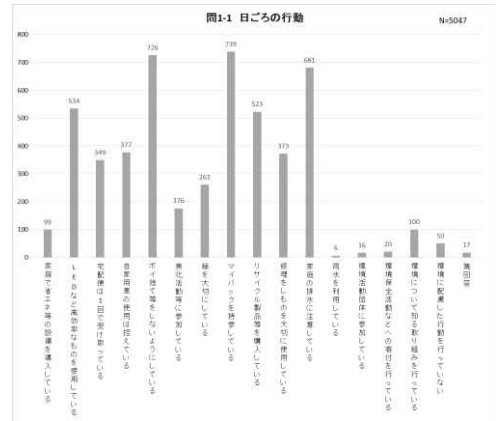
資料6. アンケート実施結果について

(1) 第3次和光市環境基本計画をつくるための市民アンケート

環境に配慮した日ごろの行動と保全活動への参加について

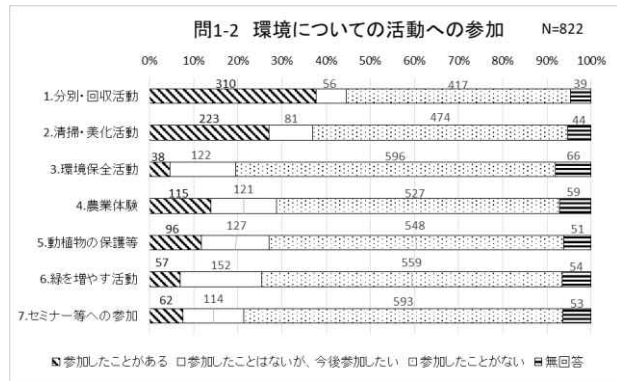
問 1-1 日ごろから環境に配慮して実際に行っていることについて【複数回答】

■「買い物に行く際に、マイバッグを持参している」方が最も多く、次いで「空き缶等のごみのポイ捨て、飼い犬のふんを放置しないようにしている」、「下水に油や調理くずを流さないようにするなど、家庭の排水に注意している」であった。



問 1-2 あなたはこれまでに、環境についての活動に参加したことはありますか。

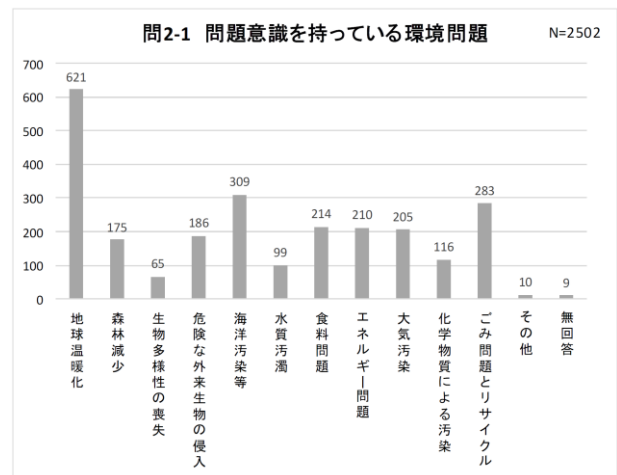
■「空き缶、古紙などの資源の分別・回収活動」へ参加したことがある人が最も多く、次いで、「道路、河川、公園など地域の清掃や美化活動」、「市民農園・観光農園などでの農業体験」であり、「湧水や緑などの環境保全活動」へ参加したことがある人が最も少ない。
 ■「植樹など、緑を増やす活動」については、参加したことはないが、今後参加したいと考えている人が最も多い。



環境問題への関心について

問 2-1 あなたが特に問題意識を持っている環境問題について【複数回答】

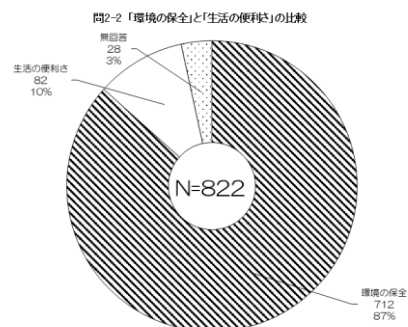
■「地球温暖化（気候変動）」に関して問題意識を持っている人が最も多く、次いで、「海洋汚染・海洋プラスチックごみ問題」、「ごみ問題とリサイクル」であった。「生物多様性の喪失」については、問題意識を持っている人が最も少ない。



問 2-2 あなたは「環境の保全」と「生活の便利さ」のどちらを優先させるべきと考えますか。

■「環境の保全」を優先すべきと考える人が約9割を占め、「生活の便利さ」を優先すべきと考える人は1割程度にとどまっている。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	環境の保全	712	87%
2	生活の便利さ	82	10%
3	無回答	28	3%
	合計	822	100%

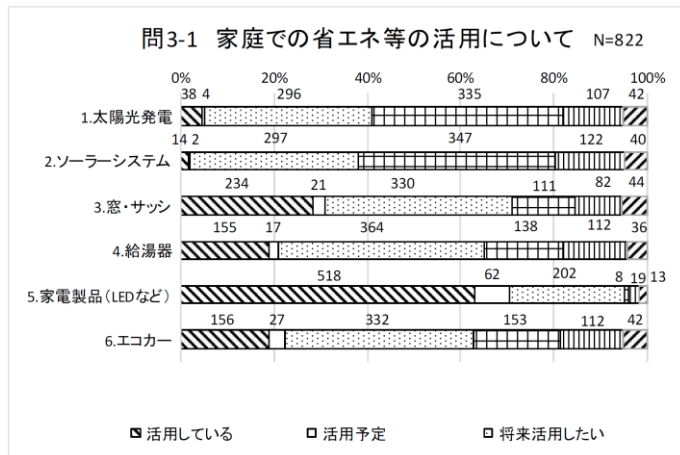


地球温暖化対策のための取組について

問 3-1 家庭での省エネルギーや再生可能エネルギーの活用について

■「LEDなどの消費電力を抑えた家電製品」を活用している人が多い。

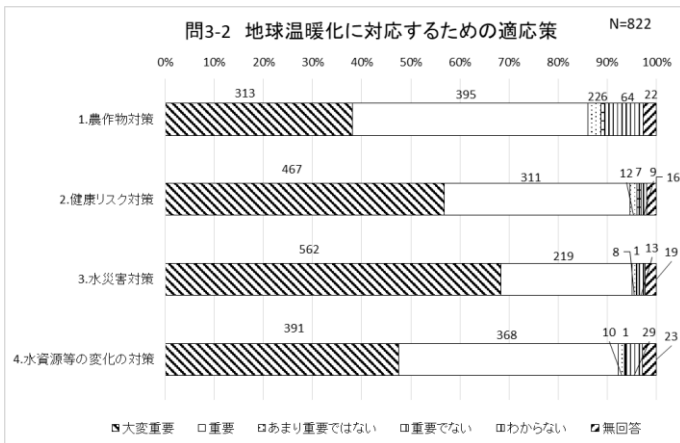
■「太陽熱給湯などのソーラーシステム」については、現在活用している人が最も少なく、今後の活用についても想定していない人が多い。



問 3-2 地球温暖化に対応するための適応策の重要性について

■「水災害対策」について重要だと考えている人が最も多い。

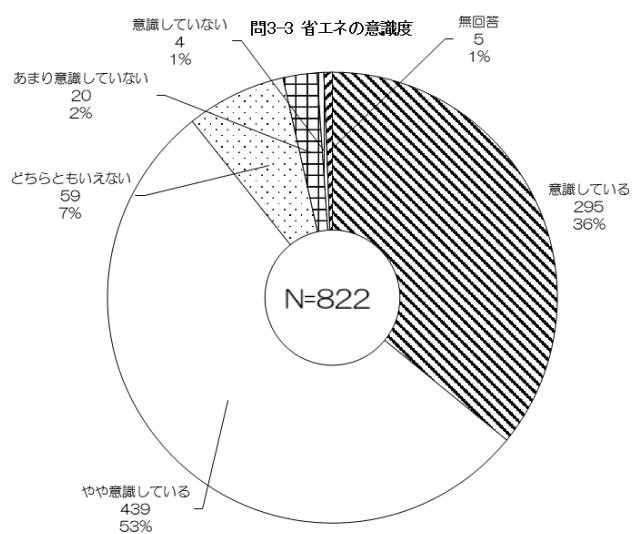
■水災害対策と健康リスク対策、水資源等の変化の対策は、回答者の9割以上が『大変重要である』または『重要である』という意見を持っている。



問 3-3 普段の生活の中で、節電や節水などの省エネルギーをどのくらい意識していますか。

■約3割の人が省エネルギーについて意識しており、『やや意識している』人と合わせると約9割に上る。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	意識している	295	36%
2	やや意識している	439	53%
3	どちらともいえない	59	7%
4	あまり意識していない	20	2%
5	意識していない	4	0%
6	無回答	5	1%
合計		822	100%

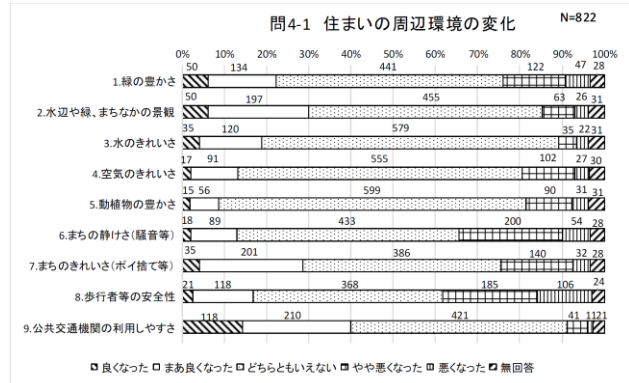


和光市の環境について

問 4-1 住まいの周辺の環境について、以前と比べてどのくらい変化したと思いますか。

■「公共交通機関（電車・バス等）の利用のしやすさ」では、他の項目と比べ『良くなった』、『まあ良くなった』と回答した人が最も多い。

■一方、「歩行者や自転車走行の安全性」では、他の項目と比べ『悪くなった』、『やや悪くなった』と回答した人が最も多かった。



問 4-2 身の回りの環境についての「満足度」と、市がその対策を行うにあたっての「優先度」について

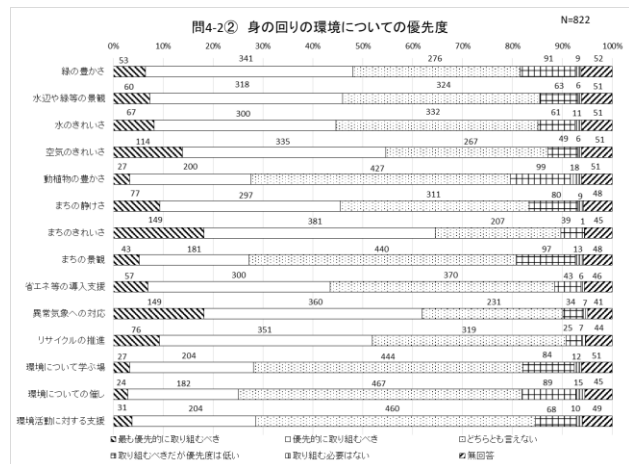
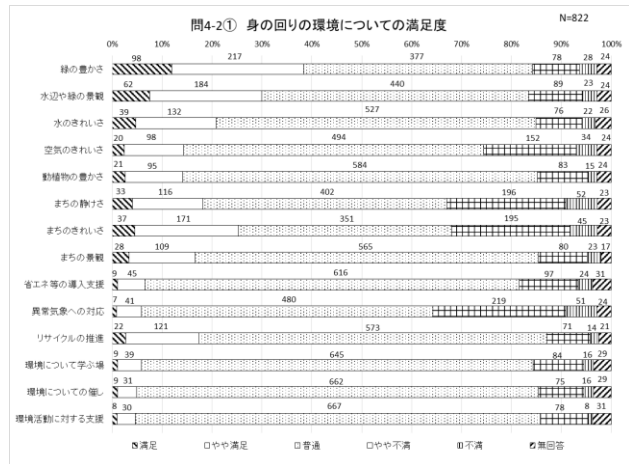
【満足度】

■「緑の豊かさ（緑地、都市公園、農地など）」については満足度が最も高く、約 4 割が『満足』及び『やや満足』と回答している。

■「夏場の高温・異常気象への対応」については満足度が最も低く、約 3 割が『不満』及び『やや不満』と回答している。

【優先度】

■「まちのきれいさ（ポイ捨て・不法投棄）」については、優先的に取り組むべきだと考える人が多く、約 6 割が『最も優先的に取り組むべき』及び『優先的に取り組むべき』と回答している。



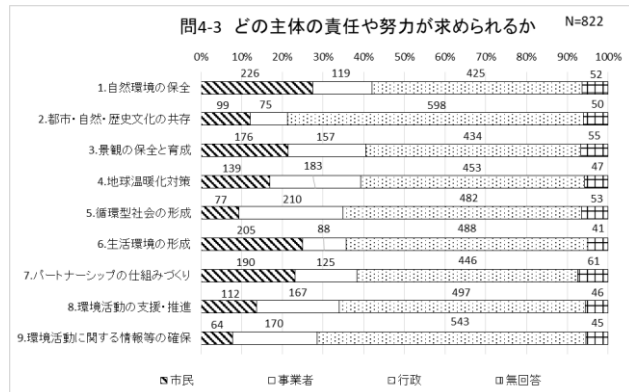
問 4-3 和光市の環境を良くするために、特にどの主体の責任や努力が求められると思いますか。

■全ての項目において「行政」の責任や努力が求められている。

■「市民の責任や努力」に着目して比べると、最も多いのは、「自然環境の保全」である。

■「事業者の責任や努力」に着目して比べると、最も多いのは、「循環型社会の形成」である。

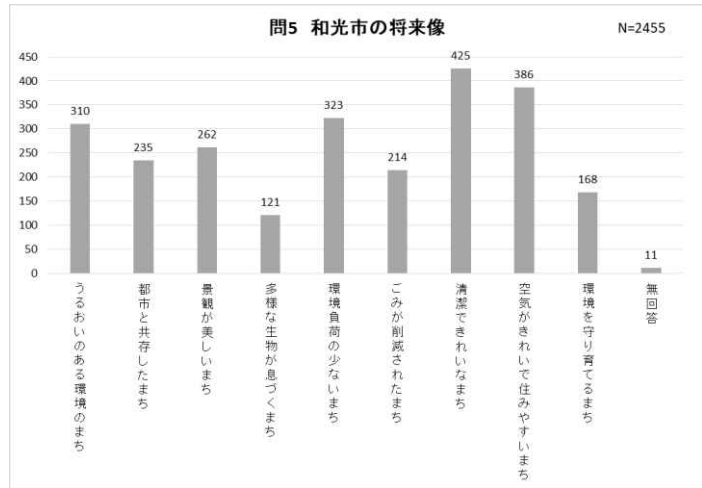
■「行政の責任や努力」に着目して比べると、最も多いのは、「都市・自然・歴史文化の共存」である。



和光市の将来像について

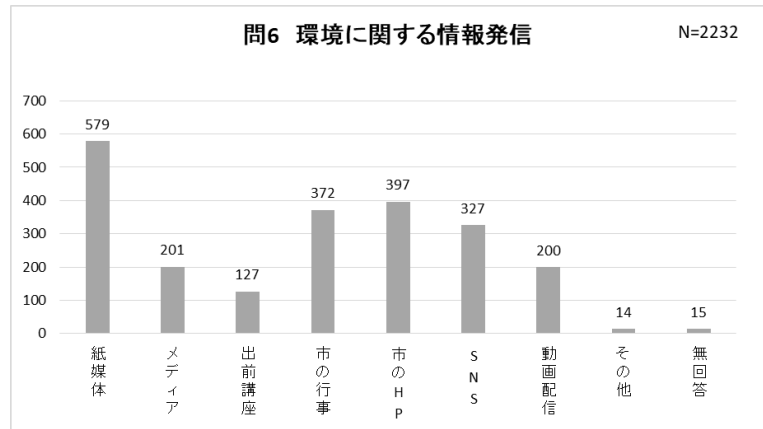
問5 将来、和光市の環境がどのようになることを望んでいますか。【複数回答】

■「まちなかにポイ捨てごみなどがなく、清潔できれいなまち」を望む人が最も多く、次いで「騒音・振動・悪臭が抑制され、空気がきれいで住みやすいまち」を望む人が多い。



問6 環境に関する情報をお知らせする方法として、効果的だと思うもの【複数回答】

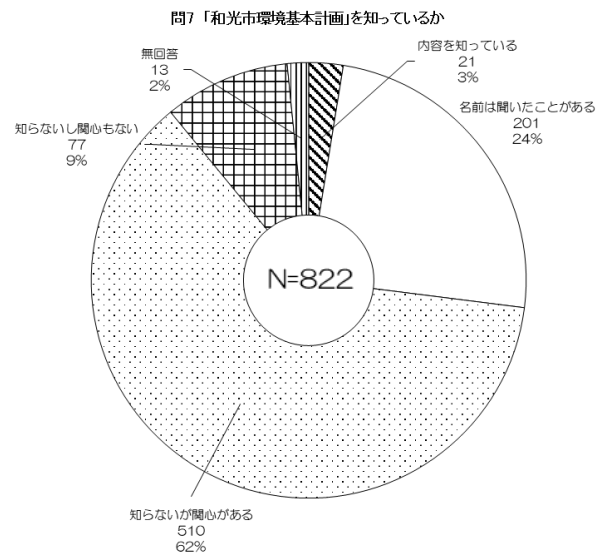
■「市の広報紙やパンフレットなどの紙媒体」に加え、「市のホームページ」や「市民まつりなど、市の行事」、「SNS」が効果的だという回答が多かった。



問7 あなたは「和光市環境基本計画」を知っていますか。

■「知らないが関心がある」という回答が最も多く（62%）、次いで「名前は聞いたことがある」（24%）であった。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	内容を知っている	21	3%
2	名前は聞いたことがある	201	24%
3	知らないが関心がある	510	62%
4	知らないし関心もない	77	9%
5	無回答	13	2%
合計		822	100%

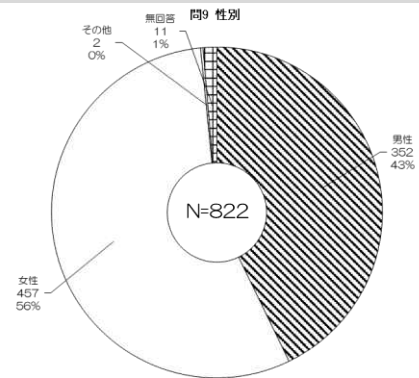


基本属性

問9 あなたが現在自認している性別はどれですか。

■本アンケートでは822名から回答を受け、男女の票数に大きな差はなかった。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	男性	352	43%
2	女性	457	56%
3	その他	2	0%
4	無回答	11	1%
	合計	822	100%

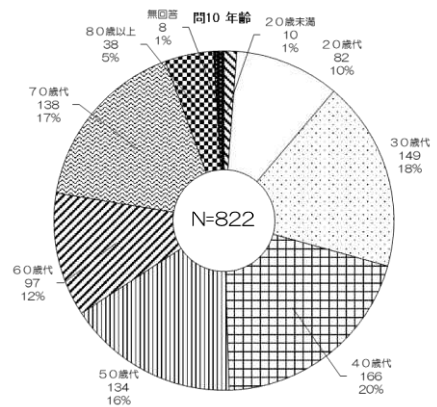


問10 あなたの年齢は次のうちどれですか。

■40歳代からの回答が最も多く(20%)、次いで30歳代(18%)、70歳代(17%)であった。

■20歳未満から80歳以上まで、全区分の回答が得られた。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	20歳未満	10	1%
2	20歳代	82	10%
3	30歳代	149	18%
4	40歳代	166	20%
5	50歳代	134	16%
6	60歳代	97	12%
7	70歳代	138	17%
8	80歳以上	38	5%
9	無回答	8	1%
	合計	822	100%

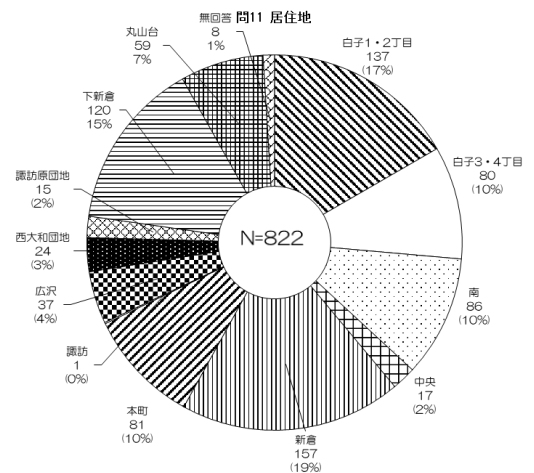


問11 あなたがお住まいの地域は、次のうちどれですか。

■新倉地区に居住している方からの回答が最も多く(19%)、次いで白子1・2丁目(17%)、下新倉(15%)であった。

■全ての地区の居住者から回答が得られた。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	白子1・2丁目	137	17%
2	白子3・4丁目	80	10%
3	南	86	10%
4	中央	17	2%
5	新倉	157	19%
6	本町	81	10%
7	諏訪	1	0%
8	広沢	37	5%
9	西大和団地	24	3%
10	諏訪原団地	15	2%
11	下新倉	120	15%
12	丸山台	59	7%
13	無回答	8	1%
	合計	822	100%

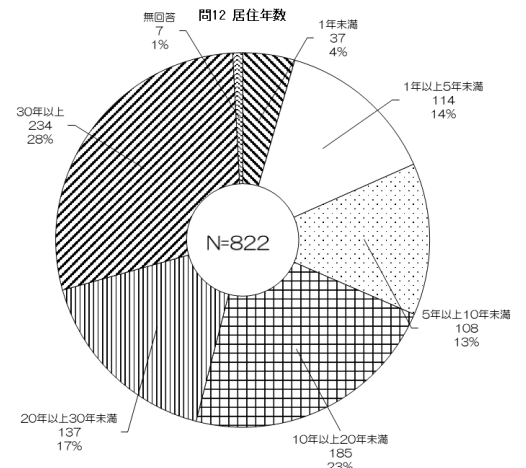


問12 あなたは、和光市に何年住んでいますか。

■居住年数が30年以上の方からの回答が最も多く(28%)、次いで10年以上20年未満(23%)であった。

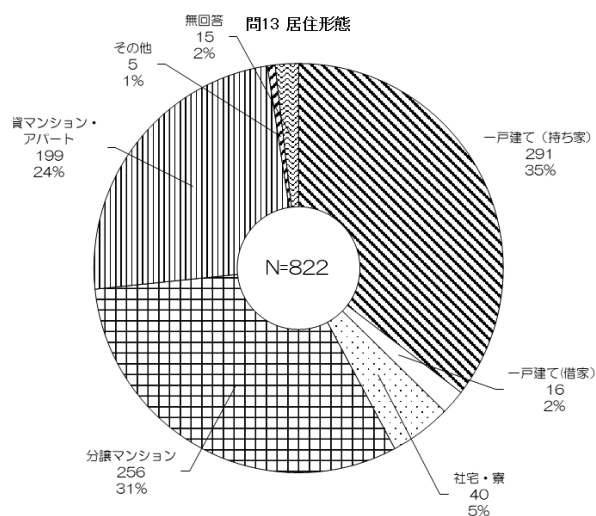
■1年未満から30年以上まで、全区分の回答が得られた。

回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	1年未満	37	5%
2	1年以上5年未満	114	14%
3	5年以上10年未満	108	13%
4	10年以上20年未満	185	23%
5	20年以上30年未満	137	17%
6	30年以上	234	28%
7	無回答	7	1%
	合計	822	100%



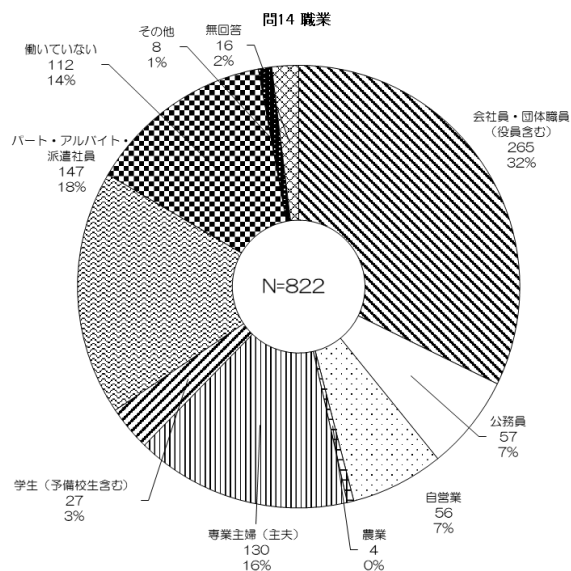
問 13 あなたの居住の形態は次のうちどれですか。

■一戸建て（持ち家）に居住する方からの回答が最も多く（35%）、次いで分譲マンション（31%）であった。



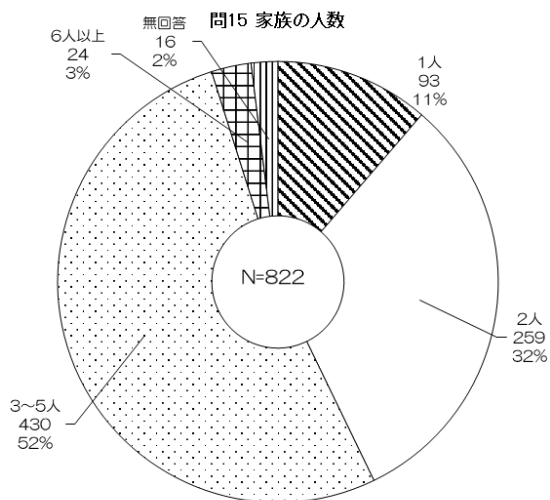
問 14 あなたの職業は次のうちどれですか。

■会社員・団体職員（役員含む）からの回答が最も多く（32%）、次いでパート・アルバイト・派遣社員（18%）、専業主婦（主夫）（16%）であった。
 ■全区分の職業から回答が得られた。



問 15 あなた自身を含めたご家族の人数は次のうちどれですか。

■家族の人数は 3～5 人の方からの回答が最も多く（52%）、半数以上を占めている。次いで、2 人（32%）、1 人（11%）であった。



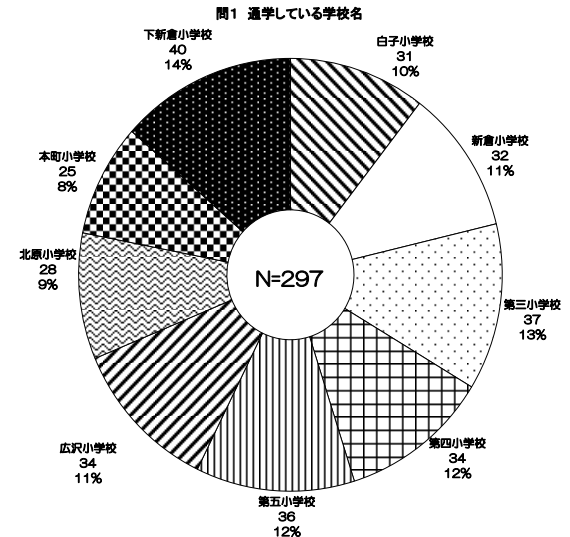
(2) 第3次和光市環境基本計画をつくるための小学生アンケート

基本属性

問1 あなたの通っている学校はどれですか。

■本アンケートでは全9校の小学5年生297名から回答を受けた。

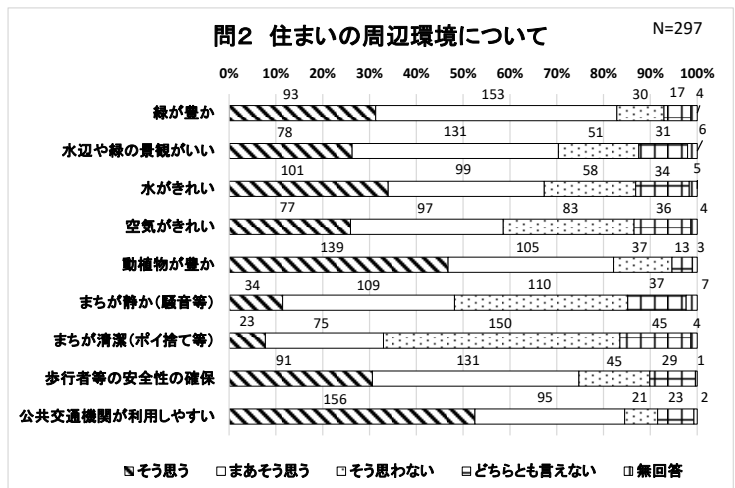
回答番号	回答項目	回答者	回答者割合
1	白子小学校	31	10%
2	新倉小学校	32	11%
3	第三小学校	37	12%
4	第四小学校	34	11%
5	第五小学校	36	12%
6	広沢小学校	34	11%
7	北原小学校	28	9%
8	本町小学校	25	8%
9	下新倉小学校	40	13%
10	無回答	0	0%
	合計	297	100%



和光市の環境について

問2 住まいの周辺環境についてどのように思っていますか。

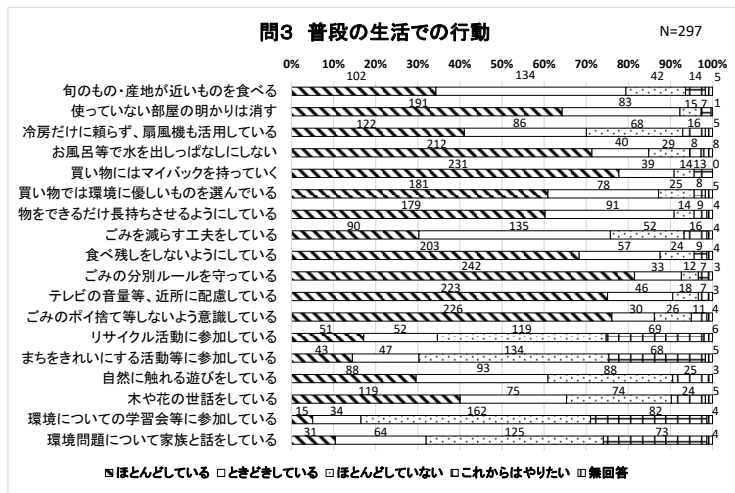
- 「電車やバス等の公共交通機関が利用しやすいか」について、『そう思う』、『まあそう思う』と回答した人が最も多く、次いで「木々や花々、鳥や昆虫などの動植物が豊かであるか」、「ふれあいの森や公園、畑などの緑が豊かであるか」について、『そう思う』、『まあそう思う』と回答した人が多い。
- 一方、「道路にポイ捨てごみなどがなく清潔であるか」について、『そう思わない』と回答した人が最も多かった。



環境に配慮した日ごろの行動と保全活動への参加について

問3 普段の生活で、あなたは次のことについてどのくらい行動していますか。

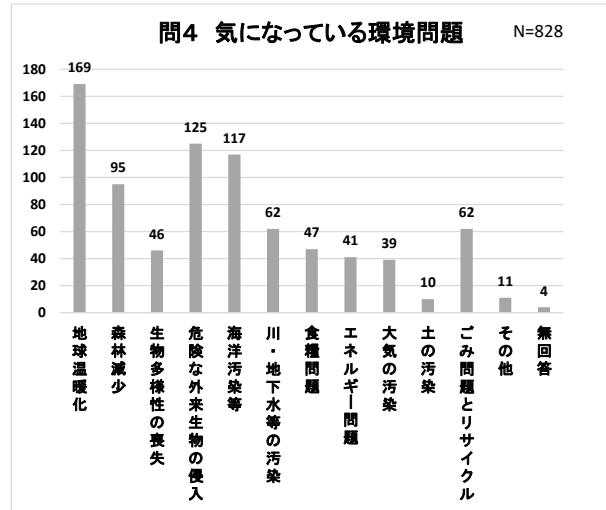
- 「ごみの分別ルールを守る」と回答した人が最も多く、次いで「買い物にはマイバッグを持っていく」、「ごみのポイ捨てや飼犬のふんを放置しないようにする」、「テレビなどの音の大きさに気をつけ、近所の迷惑にならないようにする」等、地域の環境への配慮であった。



環境問題への関心について

問 4 あなたが気になっている環境問題について
【複数回答】

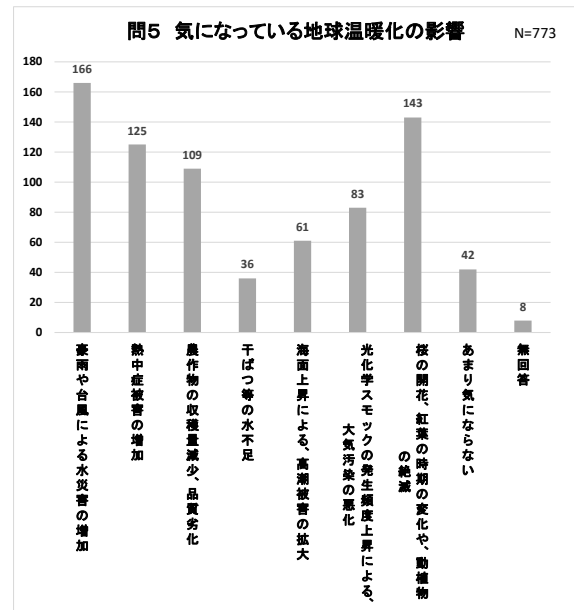
■「地球温暖化（気候変動）」に関して問題意識を持っている人が最も多く、次いで、「危険な外来生物が入ってくること（ヒアリ・アライグマなど）」、「海洋汚染、海洋プラスチックごみ問題」であった。「土の汚染」について問題意識を持っている人が最も少ない。



地球温暖化について

問 5 地球温暖化の影響の中で、気になっているものについて 【複数回答】

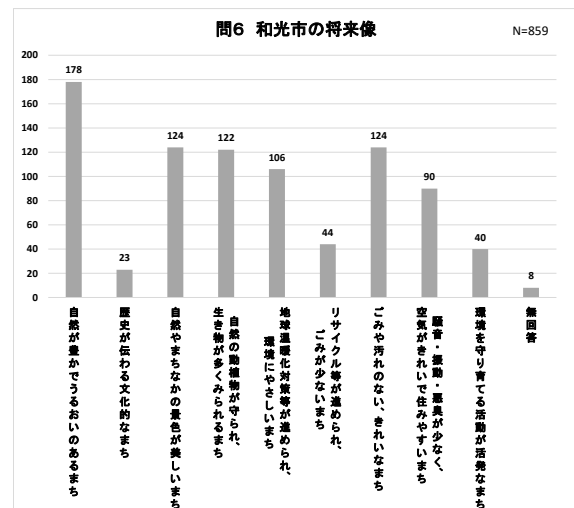
■「ゲリラ豪雨や台風による水災害が増えること」に関心がある人が最も多く、次いで、「桜の開花や紅葉の時期が変わったり、動植物が絶滅したりすること」、「熱中症になる人が増えること」に関心がある人が多い。



和光市の将来像について

問 6 和光市が将来どんなまちになったらいいと思いますか。 【複数回答】

■「緑や湧き水、川などの自然が豊かでうるおいのあるまち」を望む人が最も多く、次いで「自然やまちなかの景色が美しいまち」と「ごみが落ちていたり、汚れたりしていないきれいなまち」、「自然の動植物が守られ、さまざまな生き物が多く見られるまち」を望む人が多い。



資料7. 第3次和光市環境基本計画 SDGs ゴールと関連ターゲットの整理

目標	内容	ゴール	関連の深いターゲット		
望ましい姿1	みんなで地球温暖化対策に取り組むまち				
	方針1（重点方針） 地球温暖化対策の推進	2	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	
		4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
		7	7.2 7.3	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
		9	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
		11	11.4 11.7 11.b	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	
		12	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。	
		13	13.1 13.2 13.3	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
		15	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	
		17	17.14 17.17	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
望ましい姿2		豊かな水と緑を守り育み伝えるまち			
	方針1（重点方針） 豊かな自然環境の保全	4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
		6	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	
		11	11.4 11.7	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	
		12	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。	
		14	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	
		15	15.1 15.5 15.8 15.9	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	
		17	17.14 17.17	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
		方針2 自然と調和した美しいまちの形成	2	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
			4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
11			11.3 11.4 11.7	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。【方針3から合体】 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	
12	12.8		2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。		
15	15.1		2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。		
17	17.14 17.17		持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。		
望ましい姿3	安全で住み良い環境を未来につなぐまち				
	方針1（重点方針） 資源循環型社会の形成	4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
		7	7.2 7.3	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
		9	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
		11	11.6	2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
		12	12.4 12.5	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境に適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
		17	17.14 17.17	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
		方針2 住みやすい生活環境の形成	3	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	6		6.3 6.4	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	
	11		11.3 11.6	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
望ましい姿4	環境を育てる心がつながるまち				
	方針1（重点方針） パートナーシップの強化	4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
		11	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	
		12	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。	
		16	16.7	あらゆるレベルにおいて、対应的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	
		17	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
	方針2 環境活動の支援・推進	4	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
		11	11.3 11.4	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	
		17	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	

第3次和光市環境基本計画

2021（令和3）年3月

発行：和光市

編集：市民環境部環境課

所在地：〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

TEL：048-464-1111